

現行基本計画記載内容

変更記載内容 (案)

赤字：変更箇所

海 部 灘 沿 岸
海 岸 保 全 基 本 計 画

海 部 灘 沿 岸
海 岸 保 全 基 本 計 画
(案)

平成 29 年 3 月

令和 8 年 ● 月

高 知 県
徳 島 県

高 知 県

目 次

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 海部灘沿岸の概要	序-1
2. 海部灘沿岸の区域	序-2
3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法	序-3
4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念	序-7

第1編 海部灘沿岸海岸保全基本計画（徳島県域）

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1-1
1-1. 海岸の現況	1-1
1-2. 海岸事業の経緯	1-12
1-3. 現況課題	1-13
2. 海岸の防護に関する事項	1-14
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	1-18
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	1-18
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	1-19

第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸）	1-20
1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方	1-20
1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価	1-28
2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要	1-31

第2編 海部灘沿岸海岸保全基本計画（高知県域）

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	2-1
2. 海岸の防護に関する事項	2-21
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	2-29
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	2-31
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	2-32

第2章 海岸保全施設の整備等に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	2-33
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	2-35

巻末資料

- ・シート様式
- ・海岸保全施設整理表
- ・海岸保全施設配置図

・目次更新

目 次

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 海岸保全基本計画とは	序-1
2. 計画策定の経緯	序-1
3. 全国における近年の海岸災害	序-2
4. 海部灘沿岸の概要	序-3
5. 海部灘沿岸の区域	序-4
6. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法	序-5
7. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念	序-8

第1編 海部灘沿岸海岸保全基本計画（徳島県域）

（省略）

第2編 海部灘沿岸海岸保全基本計画（高知県域）

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1
2. 海岸の防護に関する事項	23
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	34
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	36
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	37

第2章 海岸保全施設の整備等に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	38
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	42

付記 ～計画の推進にあたって～

1. 高知県がめざす海岸のすがた	43
2. 6つの方針	44
3. 留意すべき事項	45

巻末資料

- ・シート様式
- ・2100年時点の必要天端高の試算結果
- ・海岸保全施設整理表
- ・海岸保全施設配置図

なし

・ 海岸保全基本計画の概要、計画策定方針の経緯に関する追記

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 海岸保全基本計画とは

海岸保全基本計画は、平成 11 年の海岸法改正で位置づけられた計画で、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、海岸における公衆の適正な利用、の 3 つの観点から、計画的でかつ調和のとれた海岸の保全や整備を行うために、都道府県が定めるものである。

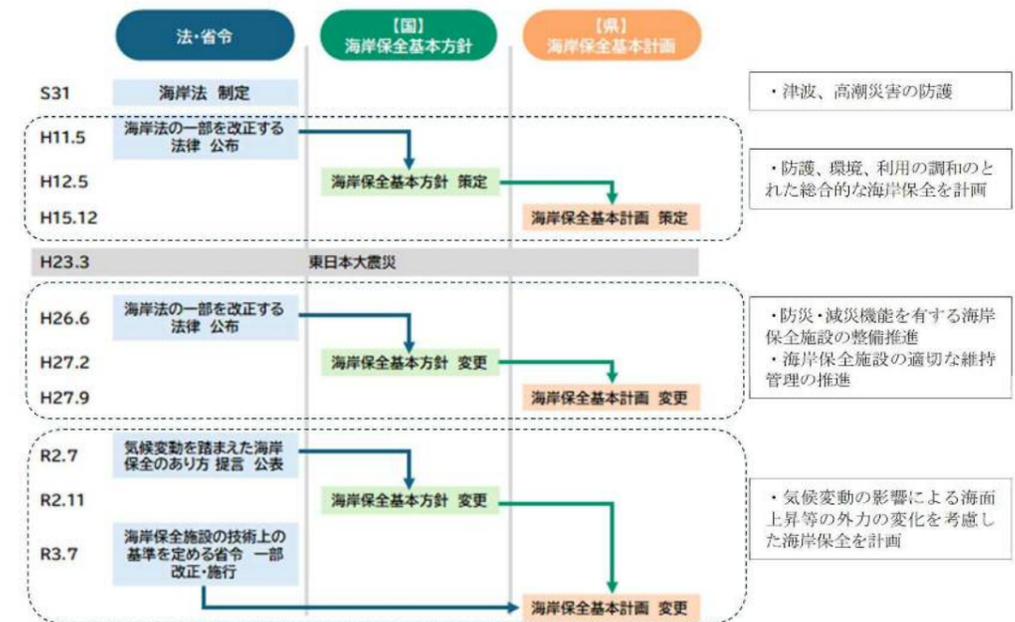
2. 計画策定の経緯

海岸法は、昭和 31 年に、津波・高潮災害から人命や財産を守ることを目的に制定された。その後、海岸環境への認識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成 11 年に一部改正され、新たに、海岸の環境と利用の観点が追加された。

この改正では、これら「防護」、「環境」、「利用」の 3 つの目的の調和を図り、総合的な海岸管理を実施するため、国が海岸保全基本方針を策定し、これに基づき、都道府県知事が地域住民や学識経験者等の意見を反映しながら、沿岸ごとに海岸保全基本計画を策定することとなった。

また、平成 26 年の一部改正では、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災を契機に、津波や高潮等に対する防災・減災対策の推進や、海岸保全施設の適切な維持管理の推進などが加えられた。

さらに、令和 2 年には、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、海岸の保全を過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、国が海岸保全基本方針を変更したことから、今般、都道府県が定める海岸保全基本計画について、気候変動の影響を考慮した計画に変更するものである。



なし

・全国における近年の海岸災害に関する追記

3. 全国における近年の海岸災害

記憶に新しい津波被害としては、令和6年1月1日に能登半島で発生したマグニチュード7.6の「令和6年能登半島地震」がある。珠洲市など3市町において約190haの津波浸水が確認され、浸水深は最大で約4mと想定されている。津波により、宝立正院海岸、三崎海岸等の13海岸において、堤防護岸の損壊等が確認されている。



能登半島地震での津波被害

出典：国土交通省「令和6年能登半島地震における被害と対応」

高潮被害としては、平成30年台風第21号により、西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹くとともに激しい雨が降った。大阪府、和歌山県、兵庫県、徳島県の各地点において過去の最高潮位を超える値を観測し、関西国際空港（右図）や神戸市の六甲アイランド等の各地では大きな高潮被害が生じた。



関西国際空港の水没状況

強風に流され関西国際空港連絡橋に衝突したタンカー

令和元年東日本台風（台風第19号）では、静岡県石廊崎で13m、京都府経ヶ岬で9mを超える記録的な高波が観測された。高潮については、東京都三宅島で潮位230cmなど、右表のように静岡県や神奈川県、伊豆諸島では、過去最高潮位を超える値が観測された。

このように、全国的に過去の最高潮位が更新される等、災害が続く中、今後の気候変動の影響を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がる事が想定されることから、都道府県は気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画を検討する必要がある。

過去の最高潮位を超える値を観測した地点

観測地点	都道府県	最高潮位		過去の最高潮位	
		(標高、センチ)	起時	(標高、センチ)	年月日(要因)
三宅島(坪田)	東京	230	10月12日06時59分	103	2018/7/28 (台風第12号)
小田原	神奈川県	172	10月12日16時11分	123	2011/9/21 (台風第15号)
石廊崎	静岡県	(200)	10月12日15時05分	183	2009/10/8 (台風第18号)
清水港	静岡県	170	10月12日17時35分	150	2017/10/23 (台風第21号)
御前崎	静岡県	182	10月12日17時04分	169	2004/10/9 (台風第22号)

(注)：標高の基準はTP(東京湾平均海面)または国土地理院の高さの基準
過去の最高潮位は、1997年4月以降のデジタルデータから求めた潮位(1997年3月以前はアナログで記録から読み取った潮位による記録)を用いて求めている。
欄に()がついているものは、期間中に欠測があったことを示す。
高潮警報基準を超える値を観測した地点のみ掲載している。

出典：気象庁、台風19号による大雨、暴風等（令和元年）

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 海部灘沿岸の概要

海部灘沿岸は、徳島県の蒲生田岬から高知県室戸岬に連なる四国東南部の太平洋に面した沿岸である。沿岸のほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、岩礁や急峻な海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の眺望は日本でも希有である。

蒲生田岬から日和佐、牟岐に至る間は直線状の断層海岸で、千羽海岸は高さ 240mに達し、牟岐から南は八坂八浜、甲ノ浦などのきめの細かな風景に変る。室戸岬では隆起による急峻な岩石海岸が続き、アコウやリュウビンタイなどの亜熱帯性樹林と、ウバメガシやトベラなどの海岸植物群落が南国らしい風景を演出している。また、大浜海岸のアカウミガメの産卵地、牟岐町大島及び海陽町竹ヶ島のサンゴの群集地など貴重な自然環境が多く残されている。

徳島県と高知県の県境周辺は、国内有数のサーフポイントとして知られ、世界的な波と評される海部ポイントや生見海岸では、一年を通して波と戯れるサーファーの姿が絶えず、1997、1998年にはプロサーフィン世界選手権大会が開催されている。その他、沿岸各地で海部灘の豊かな自然の恵みを活かした地域振興施策が展開されている。

一方、当沿岸は太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、南海トラフを震源とする地震による津波被害では沿岸各地で大きな被害を受けている。

昭和南海地震からすでに 70 年近くが経過し、2014年1月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震発生確率が「今後30年以内で70%程度」と公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。

2012年には発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害となる南海トラフ巨大地震の発生も指摘されている。

このように、海部灘沿岸は、豊かな自然環境の保全と当沿岸特有の海岸利用への配慮及び防災対策の強化が必要な地域である。



大浜海岸



千羽海岸



生見海岸



室戸岬

・時点更新

4. 海部灘沿岸の概要

海部灘沿岸は、徳島県の蒲生田岬から高知県室戸岬に連なる四国東南部の太平洋に面した沿岸である。沿岸のほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、岩礁や急峻な海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の眺望は日本でも希有である。

蒲生田岬から日和佐、牟岐に至る間は直線状の断層海岸で、千羽海岸は高さ 240mに達し、牟岐から南は八坂八浜、甲ノ浦などのきめの細かな風景に変る。室戸岬では隆起による急峻な岩石海岸が続き、アコウやリュウビンタイなどの亜熱帯性樹林と、ウバメガシやトベラなどの海岸植物群落が南国らしい風景を演出している。また、大浜海岸のアカウミガメの産卵地、牟岐町大島及び海陽町竹ヶ島のサンゴの群集地など貴重な自然環境が多く残されている。

徳島県と高知県の県境周辺は、国内有数のサーフポイントとして知られ、世界的な波と評される海部ポイントや生見海岸では、一年を通して波と戯れるサーファーの姿が絶えず、1997、1998年にはプロサーフィン世界選手権大会が開催されている。その他、沿岸各地で海部灘の豊かな自然の恵みを活かした地域振興施策が展開されている。

一方、当沿岸は太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、南海トラフを震源とする地震による津波被害では沿岸各地で大きな被害を受けている。

昭和南海地震からすでに 80 年近くが経過し、令和7年9月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの地震発生確率は60～90%程度以上と評価(発生確率の評価は、地震調査研究推進本部による)、公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。

このように、海部灘沿岸は、豊かな自然環境の保全と当沿岸特有の海岸利用への配慮及び防災対策の強化が必要な地域である。



大浜海岸



千羽海岸



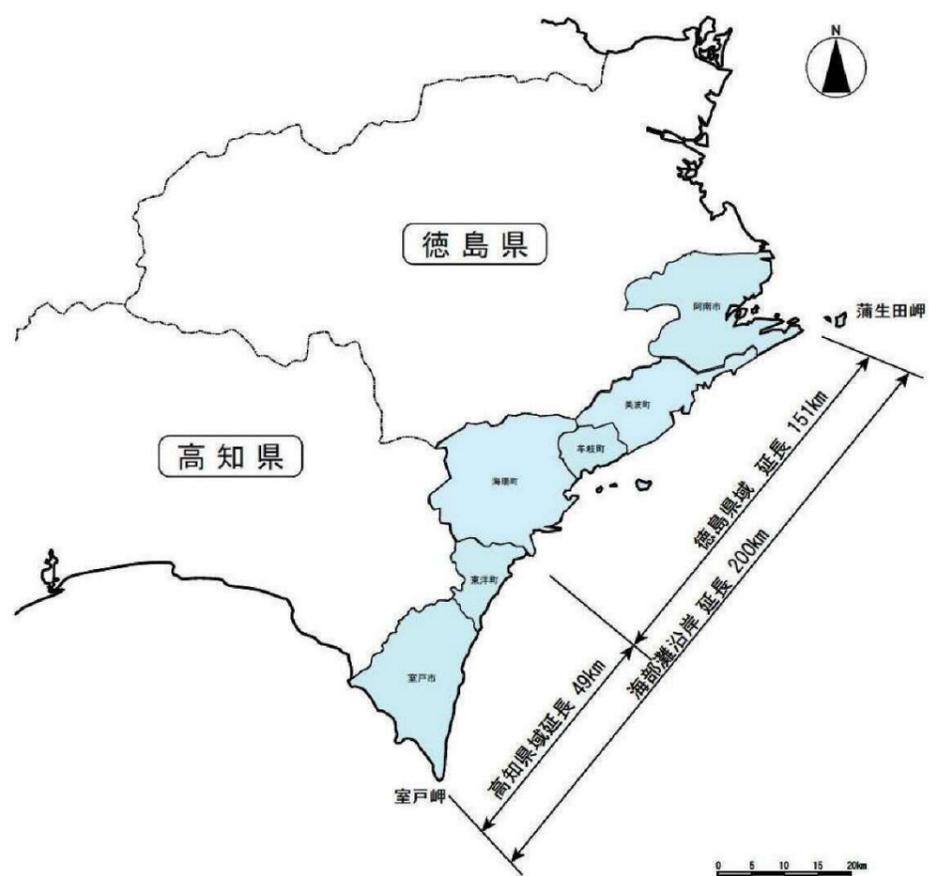
生見海岸



室戸岬

2. 海部灘沿岸の区域

海部灘沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県と高知県にまたがる2市4町である。

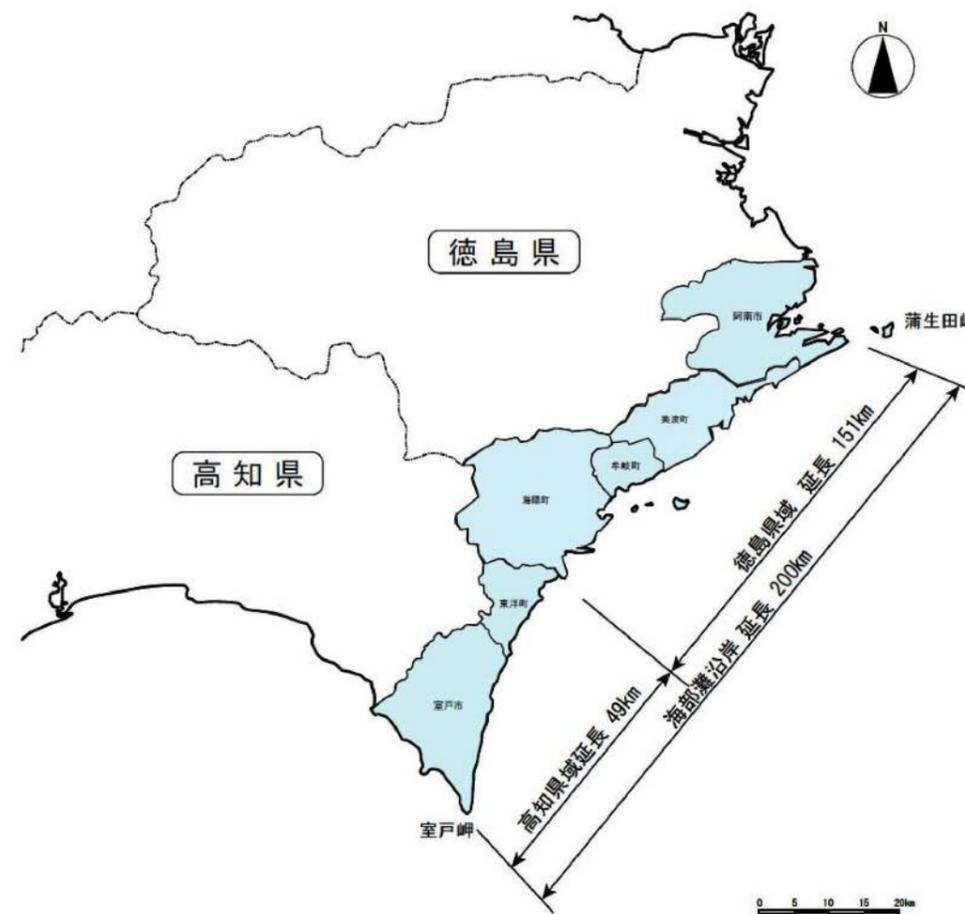


徳島県 : 阿南市、美波町、牟岐町、海陽町
 高知県 : 室戸市、東洋町

序-2

5. 海部灘沿岸の区域

海部灘沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県と高知県にまたがる2市4町である。



徳島県 : 阿南市、美波町、牟岐町、海陽町
 高知県 : 室戸市、東洋町

序-4

3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1. 海部灘沿岸における計画策定方針

当沿岸においては以下に示す事項を考慮し、徳島及び高知の両県で計画策定を行う。

＜計画策定にあたっての考慮事項＞

- 同じ沿岸であっても、県域の違いにより、これまでの海岸整備の状況や地域の位置づけも異なり、また、今後の長期的な海岸保全のあり方、整備目標及び整備優先度の考え方も異なる。
- 総合計画、地域防災計画及び環境基本計画などの関連計画が県単位に独自性のある計画として定められている。

上記事項を考慮し、県単位にて海岸保全基本計画を策定することとしたが、沿岸単位の基本計画として調整を図るため、共通の計画策定方針を定める。

以下に計画策定方針を示す。

＜計画策定方針＞

- 「海岸保全基本計画」は、両県の考え方を尊重し策定する。
- 当計画においては、今後20年から30年以内に事業着手する海岸を対象とする。
- 両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。

次頁に、海部灘沿岸に属する徳島県及び高知県独自の計画策定方針を示す。

・記載内容の変更

6. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

6-1 海部灘沿岸における計画策定方針

当沿岸においては以下に示す事項を考慮し、徳島及び高知の両県で計画策定を行う。

＜計画策定にあたっての考慮事項＞

- 同じ沿岸であっても、県域の違いにより、これまでの海岸整備の状況や地域の位置づけも異なり、また、今後の長期的な海岸保全のあり方、整備目標及び整備優先度の考え方も異なる。
- 総合計画、地域防災計画及び環境基本計画などの関連計画が県単位に独自性のある計画として定められている。

上記事項を考慮し、県単位にて海岸保全基本計画を策定することとしたが、沿岸単位の基本計画として調整を図るため、共通の計画策定方針を定める。

以下に計画策定方針を示す。

＜計画策定方針＞

- 「海岸保全基本計画」は、両県の考え方を尊重し策定する。
- 両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。

次頁に、海部灘沿岸に属する高知県の計画策定方針を示す。

＜徳島県における計画策定方針＞

- 「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
 - 海岸保全施設の整備に関する事項：『海岸保全区域』を対象
 - その他、海岸の管理に関する事項：『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象
- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、目指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくものである。
- 海岸事業*を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。
したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから手を加えない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。
※海岸事業：高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、海岸環境整備事業、津波・高潮危機管理対策緊急事業
- 抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討（調査・計画・設計）における整備の方向性を示すものとする。
具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。
- 「基本計画」の対象期間は、今後 20 年から 30 年間とする。
なお、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

削除

＜高知県における計画策定方針＞

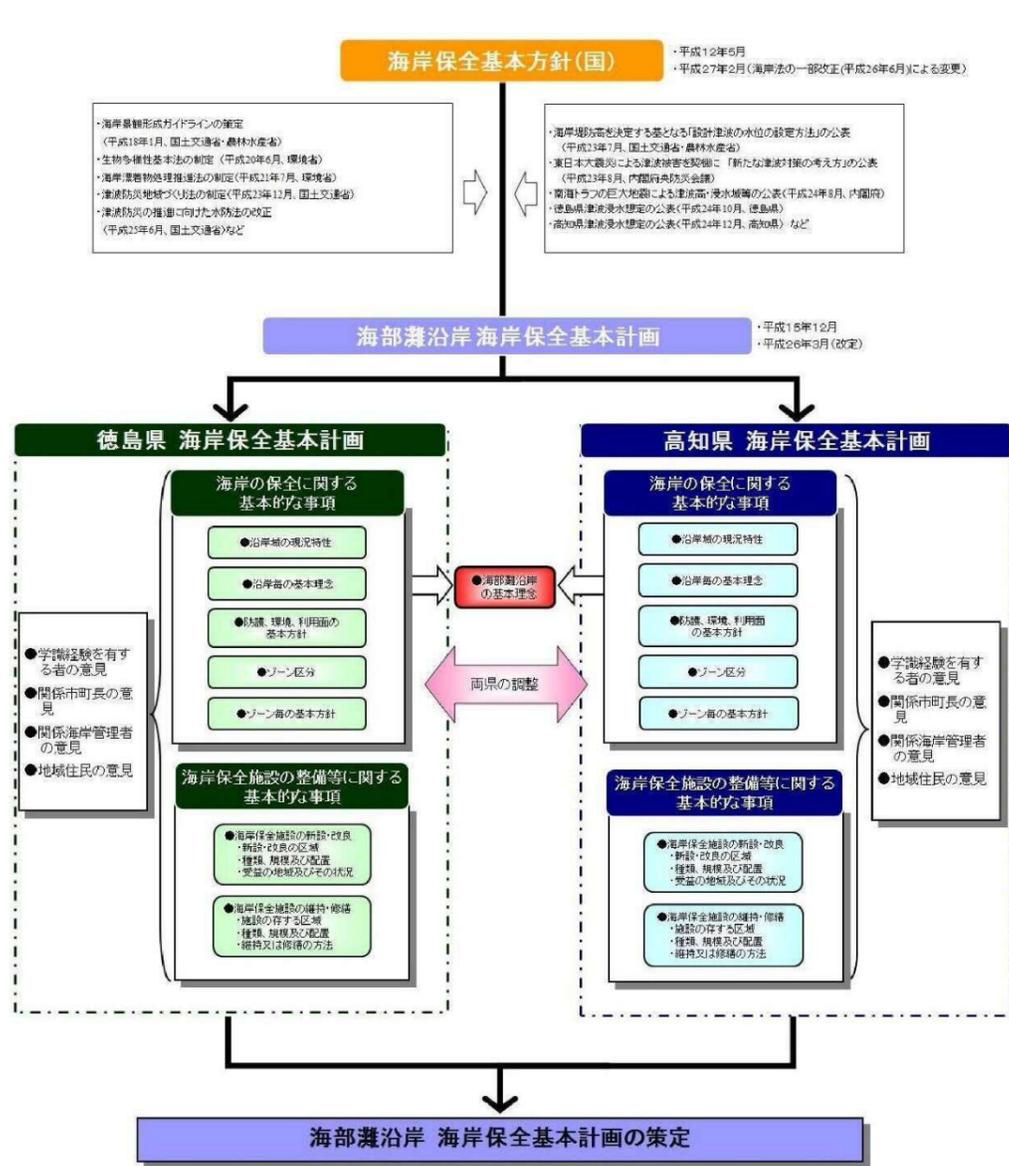
- 「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
 - 海岸保全施設の整備に関する事項 → 『海岸保全区域』を対象
 - その他、海岸の管理に関する事項 → 『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象
- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法で定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、めざすべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。
- 海岸整備事業としては、主に、高潮（津波）対策、侵食対策、環境整備、局部改良などの事業があり、これらの事業を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。なお、優れた自然環境を有し、また、事業導入の必要性が極めて低いことから手を加えない海岸等については「整備対象海岸」の対象外とする。
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・海岸毎に地元住民・関係市町村・県等が協力し、めざすべき方向に向け、できることから順次、取り組みを推進していくものである。
- 記載する施策等のうち、海岸管理者が直接対応することができないものについては、他の事業主体との調整を図ると共に地域住民との連携を図り、実現に努めることとする。
- 「本基本計画」で整備対象海岸毎に定める整備計画（整備しようとする施設の規模、種類、配置等）は、今後、事業の実施に際して必要となる詳細検討に向けた整備の方向性を示すものである。具体的な工法や構造、施設規模等については、詳細検討の段階において必要な調査、検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。
- 「本基本計画」の計画期間は、今後概ね20年間とするが、自然的・社会的条件等の変化などにより、必要に応じて随時、見直しを図るものとする。

・時点更新

＜高知県における計画策定方針＞

- 「本基本計画」は、気候変動シナリオとして SSP1-2.6(RCP2.6)シナリオ（2℃上昇相当）を前提とし、将来の気候変動を考慮した2100年時点の海岸保全の目標等を示すものである。ただし、気候変動には不確実性があり、将来の予測結果が変わる可能性があることから、概ね5年毎を目安に点検し、適宜、見直しを行うものとする。
- 「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
 - 海岸保全施設の整備に関する事項 → 『海岸保全区域』を対象
 - その他、海岸の管理に関する事項 → 『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象
- 「本基本計画」の内容は、改正海岸法で定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、沿岸・地域（ゾーン）・各海岸（海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸）毎に、めざすべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。
- 海岸整備事業としては、主に、高潮（津波）対策、侵食対策、環境整備、局部改良などの事業があり、これらの事業を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。なお、優れた自然環境を有し、また、事業導入の必要性が極めて低いことから手を加えない海岸等については「整備対象海岸」の対象外とする。
- 「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・海岸毎に地元住民・関係市町村・県等が協力し、めざすべき方向に向け、できることから順次、取り組みを推進していくものである。
- 記載する施策等のうち、海岸管理者が直接対応することができないものについては、他の事業主体との調整を図ると共に地域住民との連携を図り、実現に努めることとする。
- 「本基本計画」では、気候変動を踏まえた適応策を示すとともに、今後概ね20年間で重点的に整備対象としていく海岸を抽出する。整備対象海岸毎に定める整備計画（整備しようとする施設の規模、種類、配置等）は、今後、事業の実施に際して必要となる詳細検討に向けた整備の方向性を示すものである。具体的な工法や構造、施設規模等については、詳細検討の段階において必要な調査、検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。

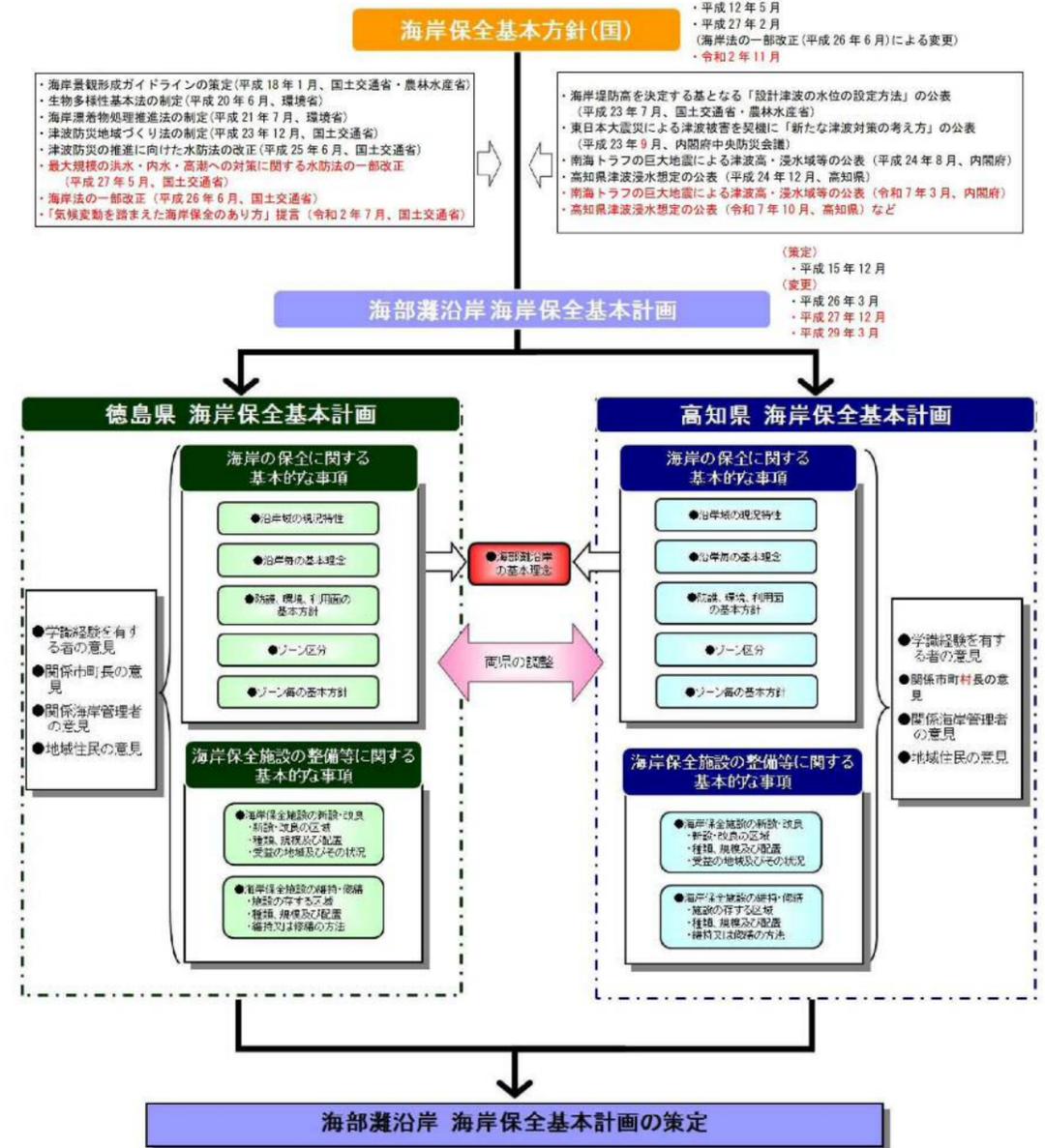
3-2. 海部灘沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

・時点更新

6-2 海部灘沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

徳島県と高知県では、「海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり」を両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施する。

海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり

【 日常の暮らしを守る施設整備と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

高潮や侵食に対する海岸保全施設の整備水準の向上、安全性の高い施設整備を行い、地域住民の日常の暮らしを守る。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図るとともに、ソフト対策と一体となって地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【 室戸阿南海岸国定公園等の貴重な海岸環境の保全と継承 】

急峻な岩礁や海岸と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の優れた景観を有し、アカウミガメの産卵地やサンゴの群集地など希少な生物の生息地となっている海部灘の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代へ継承していく。

【 海洋レクリエーションなどの海岸利用の促進と利用マナーの向上 】

サーフィンなど海部灘特有の海洋レクリエーションや、豊かな自然を活かした体験学習などの場、あるいは憩の場といった海岸利用の促進を図るとともに、こうした利用と漁業活動との調整や、アカウミガメの産卵地など貴重な自然環境の保全など海岸利用のルールづくり、マナー啓発などによって適正な利用を促進する。

・ 気候変動に関する追記

7. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

徳島県と高知県では、「海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり」を両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での官民協働による海岸保全を実施する。

今後の気候変動により予測される防護・環境・利用の影響について、順応的・段階的に対応する新たな海岸保全へ転換していく。

海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり

【 日常の暮らしを守る施設整備と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

高潮や侵食に対する海岸保全施設の整備水準の向上、安全性の高い施設整備を行い、地域住民の日常の暮らしを守る。

高潮浸水想定区域の指定・公表等により、浸水被害の危険を周知することで住民の命を守る。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図るとともに、ソフト対策と一体となって地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。

【 室戸阿南海岸国定公園等の貴重な海岸環境の保全と継承 】

急峻な岩礁や海岸と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の優れた景観を有し、アカウミガメの産卵地やサンゴの群集地など希少な生物の生息地となっている海部灘の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代へ継承していく。

【 海洋レクリエーションなどの海岸利用の促進と利用マナーの向上 】

サーフィンなど海部灘特有の海洋レクリエーションや、豊かな自然を活かした体験学習などの場、あるいは憩の場といった海岸利用の促進を図るとともに、こうした利用と漁業活動との調整や、アカウミガメの産卵地など貴重な自然環境の保全など海岸利用のルールづくり、マナー啓発などによって適正な利用を促進する。

第2編 海部灘沿岸海岸保全基本計画

(高知県域)

目 次

第2編 海部灘沿岸海岸保全基本計画 (高知県域)

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	2-1
1-1. 海岸の現況	2-1
1-2. 海岸事業の経緯	2-17
1-3. 現況課題	2-20
1-4. 海部灘沿岸域の海岸保全に関する基本理念	2-20
2. 海岸の防護に関する事項	2-21
2-1. 海岸の防護に関する方向性	2-21
2-2. 海岸の防護の目標	2-24
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	2-29
3-1. 海岸環境の整備及び保全に関する方向性	2-29
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	2-31
4-1. 海岸における公衆の適正な利用を促進するための方向性	2-31
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	2-32

第2章 海岸保全施設の整備等に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	2-33
1-1. 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域	2-33
1-1-1. 高知県 海岸保全施設地震・津波対策の整備方針	2-34
1-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置	2-34
1-3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	2-35
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	2-35
2-1. 海岸保全施設の存する区域	2-35
2-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置	2-35
2-3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	2-35

付記 ～計画の推進にあたって～

1. 高知県がめざす海岸のすがた	2-36
2. 6つの方針	2-37
3. 留意すべき事項	2-38

削除

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の現況

(1) 自然環境特性の概要

1) 気象・海象

① 気象

■年平均気温は約17℃と温暖である。南よりの湿った海洋性気流の影響を受け、山間部を中心に降水量が多く、海岸地域の年間降水量は沿岸中部の佐喜浜で約3,600mm、室戸で約2,400mmである。

■太平洋に張り出した室戸岬では春季及び秋季に北東、夏季に北東または西、冬季には西北西の風が卓越している。

② 波浪

■高知県は『台風銀座』と呼ばれるように台風の常襲地域であり、全国的にも大きな波浪に見舞われる地域のひとつである。本沿岸は外洋性波浪を直接受ける地域であり、室戸台風（昭和9年）や第二室戸台風（昭和36年）等による高潮によって大きな浸水被害を受けている。

③ 流況、水温

■流況は、黒潮の流路及び黒潮から発生する分岐流に大きく支配されている。西向き～南向きの流れが多く全体の約56%を占めており、沖に向かう東向き～南東向きの流れは少なく1～6%の頻度となっている。

■表層海水温（1981～2010年の平均）は、3月に16℃台と年間最低値を示し、8～9月に最高の27℃台となる。

・ 時点更新

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の現況

(1) 自然環境特性の概要

1) 気象・海象

① 気象

■年平均気温は約17℃と温暖である。南よりの湿った海洋性気流の影響を受け、山間部を中心に降水量が多く、海岸地域の年間降水量は沿岸中部の佐喜浜で約**3,800mm**、室戸で約**2,700mm**である。

■太平洋に張り出した室戸岬では春季、**夏季**及び秋季に**東北東**、冬季には西北西の風が卓越している。

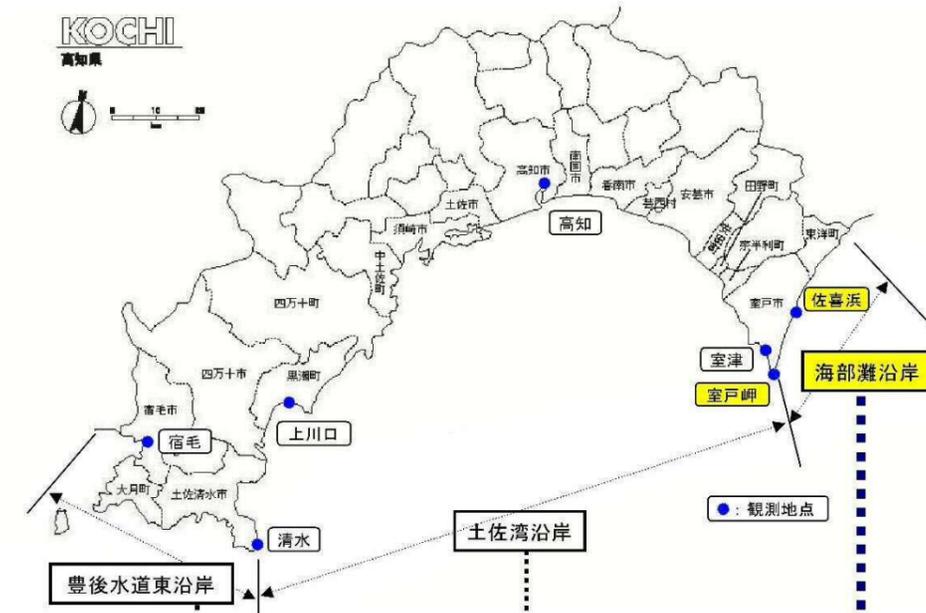
② 波浪

■高知県は『台風銀座』と呼ばれるように台風の常襲地域であり、全国的にも大きな波浪に見舞われる地域のひとつである。本沿岸は外洋性波浪を直接受ける地域であり、室戸台風（昭和9年）や第二室戸台風（昭和36年）等による高潮によって大きな浸水被害を受けている。

③ 流況、水温

■流況は、黒潮の流路及び黒潮から発生する分岐流に大きく支配されている。西向き～南向きの流れが多く全体の約56%を占めており、沖に向かう東向き～南東向きの流れは少なく1～6%の頻度となっている。

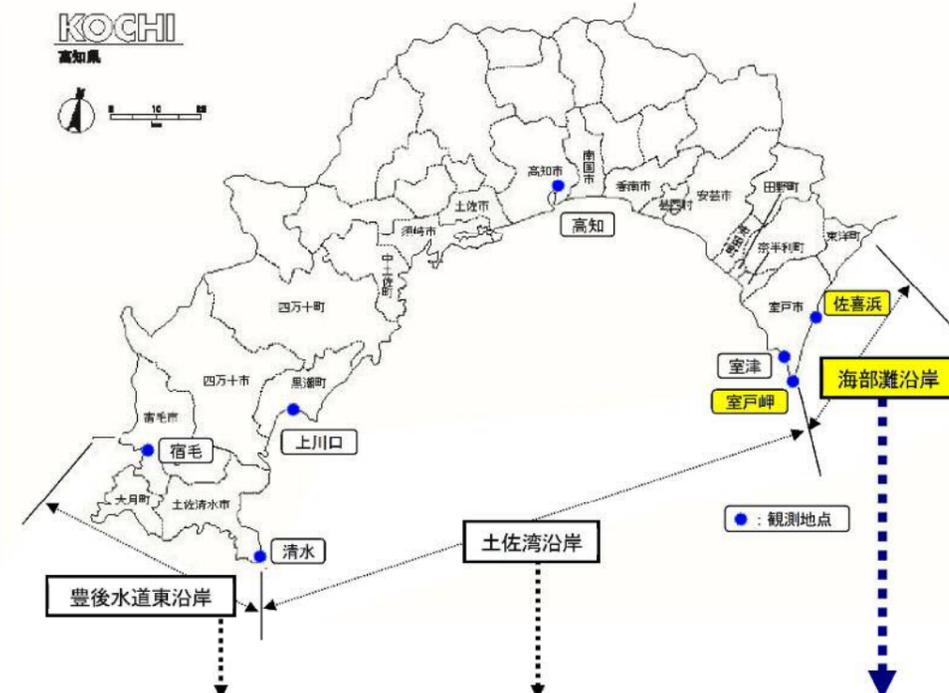
■表層海水温（**1986～2015**年の平均）は、**2**月に**17℃**台と年間最低値を示し、**8**月に最高の**28℃**台となる。



項目名	沿岸名 区域	豊後水道東沿岸		土佐湾沿岸			海部灘沿岸	
		西部 (宿毛)	足摺岬 (清水)	西部 (高知)	中部 (高知)	東部 (室戸岬)	室戸岬 (室戸岬)	東部 (佐喜浜)
年平均気温 ¹⁾		約17℃	約18℃	約17℃	約17℃	約17℃	約17℃	約17℃
年間降水量 ¹⁾		約2,000mm	約2,500mm	約2,600mm	約2,600mm	約2,400mm	約2,700mm	約3,800mm
卓越風向 ¹⁾	春	ENE	NNE	W	W	NE	ENE	ENE
	夏	ENE	W, E	W	W	NE, W	ENE	ENE
	秋	ENE, NNE	NNE, N	W	W	NE	ENE	ENE
	冬	ENE	NW, N	W	W	WNW	ENE	ENE
有義波 ²⁾	最大値	波高	8.5m(上川口, H17.9)	12.5m(高知, H16.10)	13.6m(室津, H16.10)	13.6m(室津, H16.10)	13.6m(室津, H16.10)	13.6m(室津, H16.10)
	月平均	波高	1.5m(上川口, H16.8)	1.8m(高知, H16.8)	1.8m(高知, H16.8)	1.7m(室津, H16.8)	1.7m(室津, H16.8)	1.7m(室津, H16.8)
	[最大月]	周期	8.8秒	9.1秒	9.1秒	9.1秒	9.1秒	9.1秒
その他波浪の特徴		大半が太平洋の波浪を直接受ける地域であり、外洋性のうねりと風波の影響が混在する。						
流況 ³⁾		黒潮の流路及び黒潮から発生する分岐流に大きく支配 a型: 足摺岬～潮岬間を直進する型(出現頻度50～60%) b型: 紀伊水道沖合で凹状に蛇行する型(出現頻度17～20%) c型: 室戸岬沖合で凹状に蛇行する型(出現頻度9～13%) d型: 土佐湾沖合で凸状に蛇行する型(出現頻度7～14%)						
水温 ⁴⁾		最低: 16℃台(3月), 最高: 27℃台(8～9月)						

高知県の気象・海象

・時点更新



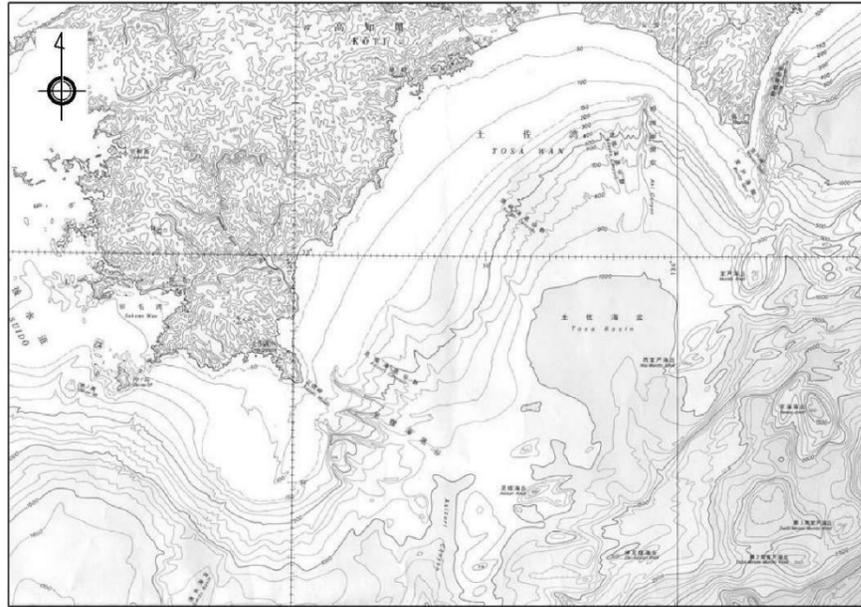
項目名	沿岸名 区域	豊後水道東沿岸		土佐湾沿岸			海部灘沿岸	
		西部 (宿毛)	足摺岬 (清水)	西部 (高知)	中部 (高知)	東部 (室戸岬)	室戸岬 (室戸岬)	東部 (佐喜浜)
年平均気温 ¹⁾		約18℃	約19℃	約18℃	約18℃	約17℃	約17℃	約17℃
年間降水量 ¹⁾		約2,300mm	約2,800mm	約2,800mm	約2,800mm	約2,700mm	約2,700mm	約3,800mm
卓越風向 ¹⁾	春	ENE	NNE	W	W	ENE	ENE	ENE
	夏	ENE	W, E	W	W	NE, W	ENE	ENE
	秋	ENE, NNE	NNE, N	W	W	NE	ENE	ENE
	冬	ENE	NW, N	W	W	WNW	ENE	ENE
有義波 ²⁾	最大値	波高	8.5m(上川口, H17.9)	12.5m(高知, H16.10)	12.5m(高知, H16.10)	13.6m(室津, H16.10)	13.6m(室津, H16.10)	13.6m(室津, H16.10)
	月平均	波高	1.5m(上川口, H16.8)	1.8m(高知, H16.8)	1.8m(高知, H16.8)	1.7m(室津, H16.8)	1.7m(室津, H16.8)	1.7m(室津, H16.8)
	[最大月]	周期	8.8秒	9.1秒	9.1秒	9.1秒	9.1秒	9.1秒
その他波浪の特徴		大半が太平洋の波浪を直接受ける地域であり、外洋性のうねりと風波の影響が混在する。						
流況 ³⁾		・黒潮の流路及び黒潮から発生する分岐流に大きく支配 a型: 足摺岬～潮岬間を直進する型(出現頻度50～60%) b型: 紀伊水道沖合で凹状に蛇行する型(出現頻度17～20%) c型: 室戸岬沖合で凹状に蛇行する型(出現頻度9～13%) d型: 土佐湾沖合で凸状に蛇行する型(出現頻度7～14%)						
水温 ⁴⁾		最低: 17℃台(2月), 最高: 28℃台(8月)						

高知県の気象・海象

2) 地形・地質・水質

① 地形・地質

- 海底地形は、大陸棚と広い深海平坦面、南海トラフに特徴づけられる。海部灘の大陸棚は土佐湾沿岸に比べて狭く、主に泥質堆積物が分布している。
- 山地が海岸線まで迫り、隆起による急峻な岩礁海岸が大半を占めるが、白浜海水浴場や生見海岸をはじめ、随所にポケットビーチが点在する。
- 仏像構造線以南の四万十帯(南帯)に位置し、おもに新生代古第三系の地層からなる(四国地方土地地質図、1998)。
- 室戸岬の南方には外縁水深120m前後の平坦面をもつ南へはりだした高まりがあり(室戸海脚)、中砂以上の粗粒堆積物が分布している。一部には露岩や礫が点在し、石灰質団塊がみられるほか、古期サンゴ礁が存在する(日本全国沿岸海洋誌、1985)。

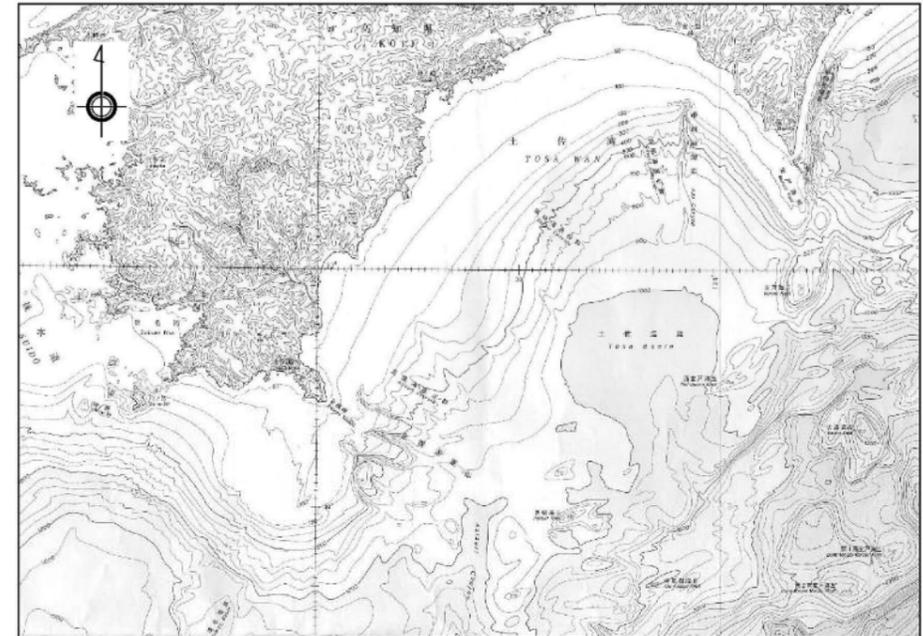


土佐湾沿岸の海底地形(出典：大陸棚の海の基本図[土佐湾沖]、1997、海上保安庁)

2) 地形・地質・水質

① 地形・地質

- 海底地形は、大陸棚と広い深海平坦面、南海トラフに特徴づけられる。海部灘の大陸棚は土佐湾沿岸に比べて狭く、主に泥質堆積物が分布している。
- 山地が海岸線まで迫り、隆起による急峻な岩礁海岸が大半を占めるが、白浜海水浴場や生見海岸をはじめ、随所にポケットビーチが点在する。
- 仏像構造線以南の四万十帯(南帯)に位置し、おもに新生代古第三系の地層からなる(四国地方土地地質図、1998)。
- 室戸岬の南方には外縁水深120m前後の平坦面をもつ南へはりだした高まりがあり(室戸海脚)、中砂以上の粗粒堆積物が分布している。一部には露岩や礫が点在し、石灰質団塊がみられるほか、古期サンゴ礁が存在する(日本全国沿岸海洋誌、1985)。



土佐湾沿岸の海底地形(出典：大陸棚の海の基本図[土佐湾沖]、1997、海上保安庁)

3) 生物相

① 植生・植物相

- 県内で確認されている海浜性の植物（海岸林内含む）135 種中 56 種がレッドリストに掲載され、グンバイヒルガオやハマボウを含む 41 種が絶滅危惧とされている。
- 潮風の影響を受けやすい海岸付近にはシオギク、ツワブキ、リュウビンタイなどが分布しており、沿岸岸壁にはハマホラシノブ、ノアサガオなどの植生がみられる。背後にはウバメガシ、ヤブツバキなどの海岸風衝低木林が形成されている。
- 自然保護上重要な植物群落（第3回自然環境保全基礎調査、1989、環境庁）としては、甲浦のクサマルハチ自生地（東洋町）、野根八幡宮のシイ林（東洋町）、室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落（室戸市）が指定されている。



[シオギク]



[室戸岬亜熱帯性樹林（室戸市）]

② 動物

- 沿岸部における自然保護上重要な動物として、「高知県レッドデータブック(動物編)、2002 年、高知県」の絶滅危惧に指定されているコカスリウスバカゲロウの生息が甲浦付近で確認されている。
- 河口域には、干潟を生息場所とするハマスナホリガニやコメツキガニなどの甲殻類や昆虫類、汽水産貝類などが生息し、多様な生態系が形成されている。
- 室戸岬周辺は西の足摺岬と共に温暖な地域であり、ヤクシマルリシジミやキマエコノハなどの南方系の昆虫類が棲み付き、生物分布地理の上で極めて重要な地域として知られている。

・ 時点更新

3) 生物相

① 植生・植物相

- 県内で確認されている海浜性の植物（海岸林内含む）151 種中 58 種が高知県のレッドデータブックに掲載され、ハマナツメやグンバイヒルガオなどを含む 50 種が絶滅危惧種とされている。
- 潮風の影響を受けやすい海岸付近にはシオギク、ツワブキ、リュウビンタイなどが分布しており、沿岸岸壁にはハマホラシノブ、ノアサガオなどの植生がみられる。背後にはウバメガシ、ヤブツバキなどの海岸風衝低木林が形成されている。
- 特定植物群落（第3回自然環境保全基礎調査、1989、環境庁）としては、甲浦のクサマルハチ自生地（東洋町）、野根八幡宮のシイ林（東洋町）、室戸岬の暖温帯林と海浜植生（室戸市）が指定されている。また、室戸岬先端部の植生は室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落として国の天然記念物にも指定されている。
- 室戸岬付近の海岸では生態系被害防止外来種リストに掲載されているウチワサボテンやアオノリュウゼツランが繁茂し、在来海岸植物の脅威となっており、ボランティアによる駆除活動が行われている。



[リュウビンタイ]



[シオギク]



[室戸岬の海岸風衝低木林]



[在来植物の脅威となっている外来種のウチワサボテン]

③ 藻場・サンゴ群集・干潟（第6、7回自然環境保全基礎調査、2007、2008、環境庁編）

■海藻植生は、亜熱帯性種を中心とするガラモ場^{※1}の他、広範囲にわたり繁茂しているテングサとカジメが分布している。また、室戸岬周辺には卓状サンゴの分布がみられる。



[サンゴの一種]

■東洋町の白浜周辺には干潟が形成されており、白浜海水浴場として海水浴、散策などに利用されている。

④ 海生生物（プランクトン、底生生物、魚類）

■高知県沿岸域の動物プランクトンは、内湾系種、暖海外洋系種、黒潮系種、亜熱帯系種など多様なかい脚類が、植物プランクトンは珪藻類が年間を通じて優占している。プランクトンは、室戸岬近海に多く分布している。

■高知県沿岸域で確認された300種以上の底生生物のうち約半数が多毛類、約1/4が甲殻類であり、他の海岸に比べ甲殻類の種類が多く、多様な底生生物群集が形成されている。

■高知県産魚類は総数1,500種に達するとみられ、駿河湾産の1,000種強、北海道産の700種等と比べても非常に種類が豊富である。その内訳は熱帯、亜熱帯性魚類からなる南方系が約70%を占め、残る30%近くが温帯系で、寒帯系の種はわずか12種(0.8%)にすぎない。

※1 ガラモ場：ホンダワラ類の海藻によって構成される藻場。岩礁性。

・ 時点更新

② 動物

■沿岸部における自然保護上重要な動物として、「高知県レッドデータブック(動物編)、2018年、高知県」の絶滅危惧に指定されているコカスリウスバカゲロウの生息が甲浦付近で確認されている。

■河口域には、干潟を生息場所とするハマスナホリガニやコメツキガニなどの甲殻類や昆虫類、汽水産貝類などが生息し、多様な生態系が形成されている。

■室戸岬周辺は西の足摺岬と共に温暖な地域であり、ヤクシマルリシジミやキマエコノハなどの南方系の昆虫類が棲み付き、生物分布地理の上で極めて重要な地域として知られている。

③ 藻場・サンゴ群集・干潟

■海藻植生は、亜熱帯性種を中心とするガラモ場^{※1}の他、広範囲にわたり繁茂しているテングサとカジメが分布している。また、室戸岬周辺には卓状サンゴの分布がみられる。



[サンゴの一種]

■東洋町の白浜周辺には干潟が形成されており、白浜海水浴場として海水浴、散策などに利用されている。

※1 ガラモ場：ホンダワラ類の海藻によって構成される藻場。岩礁域。

③ 藻場・サンゴ群集・干潟 (第6、7回自然環境保全基礎調査、2007、2008、環境庁編)

■海藻植生は、亜熱帯性種を中心とするガラモ場^{※1}の他、広範囲にわたり繁茂しているテングサとカジメが分布している。また、室戸岬周辺には卓状サンゴの分布がみられる。

■東洋町の白浜周辺には干潟が形成されており、白浜海水浴場として海水浴、散策などに利用されている。



[サンゴの一種]

④ 海生生物 (プランクトン、底生生物、魚類)

■高知県沿岸域の動物プランクトンは、内湾系種、暖海外洋系種、黒潮系種、亜熱帯系種など多様なかい脚類が、植物プランクトンは珪藻類が年間を通じて優占している。プランクトンは、室戸岬近海に多く分布している。

■高知県沿岸域で確認された300種以上の底生生物のうち約半数が多毛類、約1/4が甲殻類であり、他の海岸に比べ甲殻類の種類が多く、多様な底生生物群集が形成されている。

■高知県産魚類は総数1,500種に達するとみられ、駿河湾産の1,000種強、北海道産の700種等と比べても非常に種類が豊富である。その内訳は熱帯、亜熱帯性魚類からなる南方系が約70%を占め、残る30%近くが温帯系で、寒帯系の種はわずか12種(0.8%)にすぎない。

※1 ガラモ場：ホンダワラ類の海藻によって構成される藻場。岩礁性。

・ 時点更新

④ 海生生物 (プランクトン、底生生物、魚類)

■高知県沿岸域の動物プランクトンは、内湾系種、暖海外洋系種、黒潮系種、亜熱帯系種など多様なかい脚類が、植物プランクトンは珪藻類が年間を通じて優占している。プランクトンは、室戸岬近海に多く分布している。

■高知県沿岸域で確認された300種以上の底生生物のうち約半数が多毛類、約1/4が甲殻類であり、他の海岸に比べ甲殻類の種類が多く、多様な底生生物群集が形成されている。

■高知県産魚類の総数は約2,100種であり、日本で確認されている魚類(4,833種)の約40%が生息していることになる。高知県沿岸は黒潮の影響下にある地理的特性、変化に富んだ地形などから南方系種を含めた多くの魚類が生息・回遊している。

<参考文献>

- ・高知県レッドデータブック 2022 植物編 (高知県林業振興・環境部 自然共生課、2022)
- ・高知県植物誌 (高知県・高知県牧野記念財団編、2009)
- ・高知県産植物の市町村別分布 2014年改訂版 (高知県牧野記念財団編、2014)
- ・第3回環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書 (環境省、1988)
- ・生態系被害防止外来種リスト (環境省、2014)
- ・高知県レッドデータブック 2018 動物編 (高知県林業振興・環境部 環境共生課、2018)
- ・第6回、7回自然環境保全基礎調査、2007、2008、環境省編
- ・高知県産魚類目録 (高知大学バーチャル自然史博物館、2018)
- ・本村浩之、2020、日本産魚類全種目録 これまでに記録された日本産魚類の標準和名と学名 (鹿児島大学総合研究博物館、2020)

4) 自然環境の保全状況

① 自然公園等

■室戸岬の沿岸周辺には飛砂防備、防風、潮害防備などの保安林がある。

■沿岸域の多くは室戸阿南海岸国定公園内に位置し、室戸岬に代表されるような奇岩・乱礁の海岸と亜熱帯性植物の調和が景観の特徴となっている。周辺には鳥獣保護区の特別保護区が指定されている。

■室戸半島に位置する室戸ジオパークは洪積世の氷河性海水準変動と地震隆起によって形成された海成段丘等の地質遺産を見ることができ、平成23年9月には世界ジオパークとして認定された。



[室戸阿南海岸国定公園(室戸市室戸岬)]



[室戸ジオパーク(室戸市)]

② 海岸景観

■日本の渚100選の一つである室戸岬や神明窟、白浜、生見海岸など、背後に山地の迫った隆起性の岩礁海岸と点在するポケットビーチが美しい自然景観を形成している。



[白浜海水浴・キャンプ場(東洋町)]



[室戸岬(室戸市)]



[尾崎海岸(室戸市)]



[夫婦岩(室戸鹿岡海岸)]

4) 自然環境の保全状況

① 自然公園等

■室戸岬の沿岸周辺には飛砂防備、防風、潮害防備などの保安林がある。

■沿岸域の多くは室戸阿南海岸国定公園内に位置し、室戸岬に代表されるような奇岩・乱礁の海岸と亜熱帯性植物の調和が景観の特徴となっている。周辺には鳥獣保護区の特別保護区が指定されている。

■室戸半島に位置する室戸ジオパークは洪積世の氷河性海水準変動と地震隆起によって形成された海成段丘等の地質遺産を見ることができ、平成23年9月には世界ジオパークとして認定された。



[室戸阿南海岸国定公園(室戸市室戸岬)]



[室戸ジオパーク(室戸市)]

② 海岸景観

■日本の渚100選の一つである室戸岬や神明窟、白浜、生見海岸など、背後に山地の迫った隆起性の岩礁海岸と点在するポケットビーチが美しい自然景観を形成している。



[白浜海水浴・キャンプ場(東洋町)]



[室戸岬(室戸市)]



[尾崎海岸(室戸市)]



[夫婦岩(室戸鹿岡海岸)]

(2) 社会環境特性の概要

1) 人口(平成27年度 国勢調査結果、2016、総務省統計局)

- 高知県沿岸の19市町村で全県人口の約4/5を占めている。
- 海部灘沿岸の東洋町と室戸市を合わせた人口は約1.6万人(全県人口の約2%)であり、過去5年間の減少率は約11~12%と県平均(-4.7%)に比べて大きい。

2) 土地利用状況・産業

- 高知県全体では、県境付近の山間町村に集中する山林が全面積の84%を占める。総生産額の70%以上を第三次産業に依存しており、そのうち85%以上が沿岸域市町村において生産されている。
- 山林原野が約90%を占め、室戸阿南海岸国定公園やサーフィン等のマリレジャーを軸とした観光業と、水産業を中心とした第一次産業が盛んである。

3) 交通体系

- 県中央部と本沿岸を結ぶ鉄道網はなく、甲浦から徳島方面に向けて阿佐海岸鉄道阿佐東線が運行している。
- 主要道路網として、高知市内から海岸沿いに室戸岬を回り徳島県へと続く国道55号、奈半利町から野根に至る野根山街道(国道493号)がある。また、東洋町野根~室戸市佐喜浜間には大雨による事前通行規制区間が設定されている。

4) 歴史・文化財

- 高知県の人々は恵まれた自然の中、古くから個性あふれる文化と歴史を築き、その生活の跡が文化財・遺跡等として多く残されている。
- 文化財保護法に基づく指定文化財の中には、「椎名のみこし洗(室戸市、県指定無形民俗文化財)」のように海岸砂浜を利用する祭事もある。



[枕状溶岩(日沖海岸)]

2-9



[椎名のみこし洗(椎名漁港海岸)]

・時点更新

(2) 社会環境特性の概要

1) 人口(令和2年度 国勢調査結果、2020、総務省統計局)

- 高知県下の人口は、全域で減少傾向にある。
- 高知県沿岸の19市町村で全県人口の約86%を占めている。
- 海部灘沿岸の東洋町と室戸市を合わせた人口は約1.4万人(全県人口の約2%)であり、過去5年間の減少率は約13~15%と県平均(-5.0%)に比べて大きい。

2) 土地利用状況・産業

- 高知県全体では、県境付近の山間町村に集中する山林が全面積の84%を占める。総生産額の77%以上を第三次産業に依存しており、そのうち85%以上が沿岸域市町村において生産されている。
- 山林原野が約90%を占め、室戸阿南海岸国定公園やサーフィン等のマリレジャーを軸とした観光業と、水産業を中心とした第一次産業が盛んである。

3) 交通体系

- 県中央部と本沿岸を結ぶ鉄道網はなく、甲浦から徳島方面に向けて阿佐海岸鉄道阿佐東線が運行している。
- 主要道路網として、高知市内から海岸沿いに室戸岬を回り徳島県へと続く国道55号、奈半利町から野根に至る野根山街道(国道493号)がある。また、東洋町野根~室戸市佐喜浜間には大雨による事前通行規制区間が設定されている。

4) 歴史・文化財

- 高知県の人々は恵まれた自然の中、古くから個性あふれる文化と歴史を築き、その生活の跡が文化財・遺跡等として多く残されている。
- 文化財保護法に基づく指定文化財の中には、「椎名のみこし洗(室戸市、県指定無形民俗文化財)」のように海岸砂浜を利用する祭事もある。

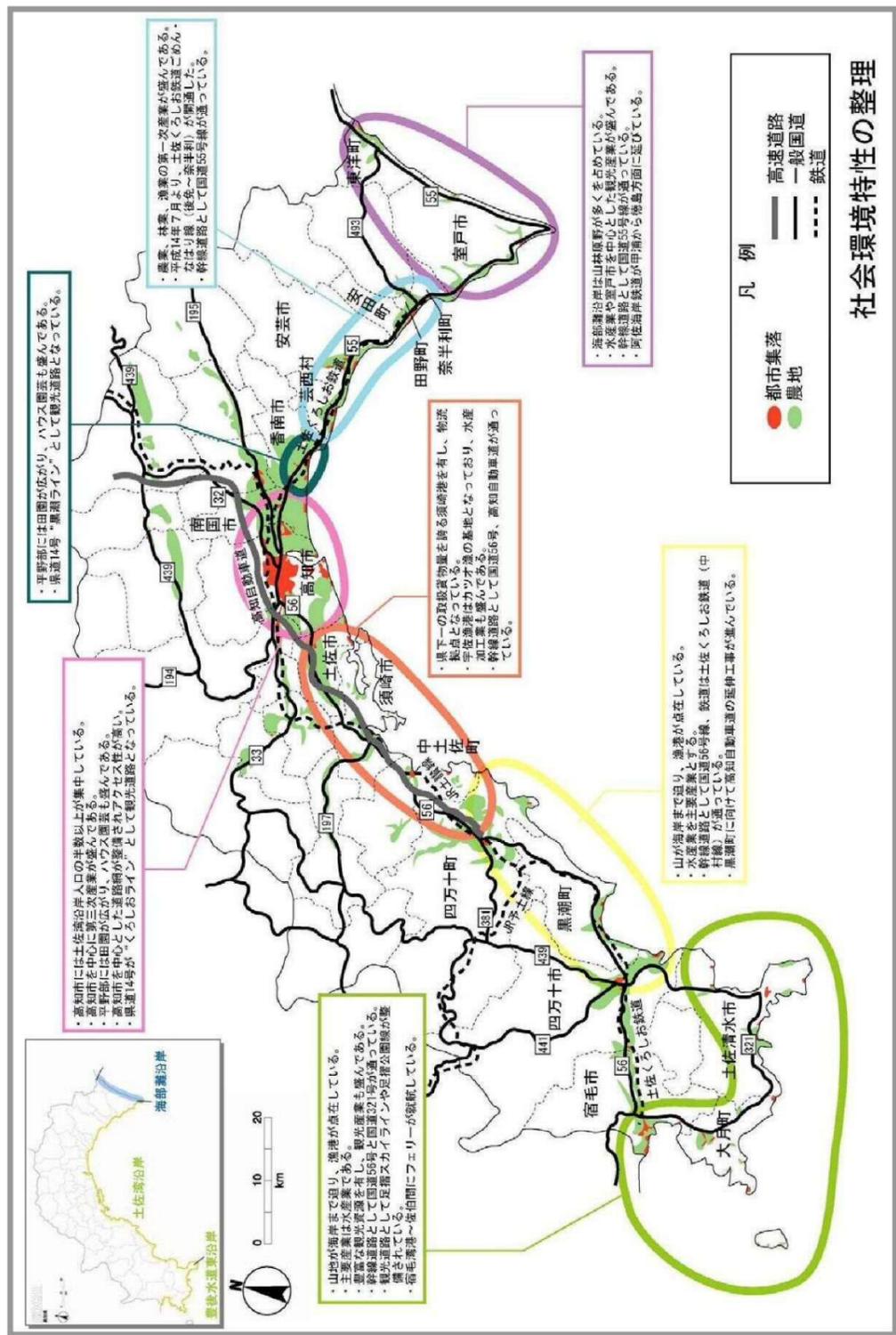


[枕状溶岩(日沖海岸)]

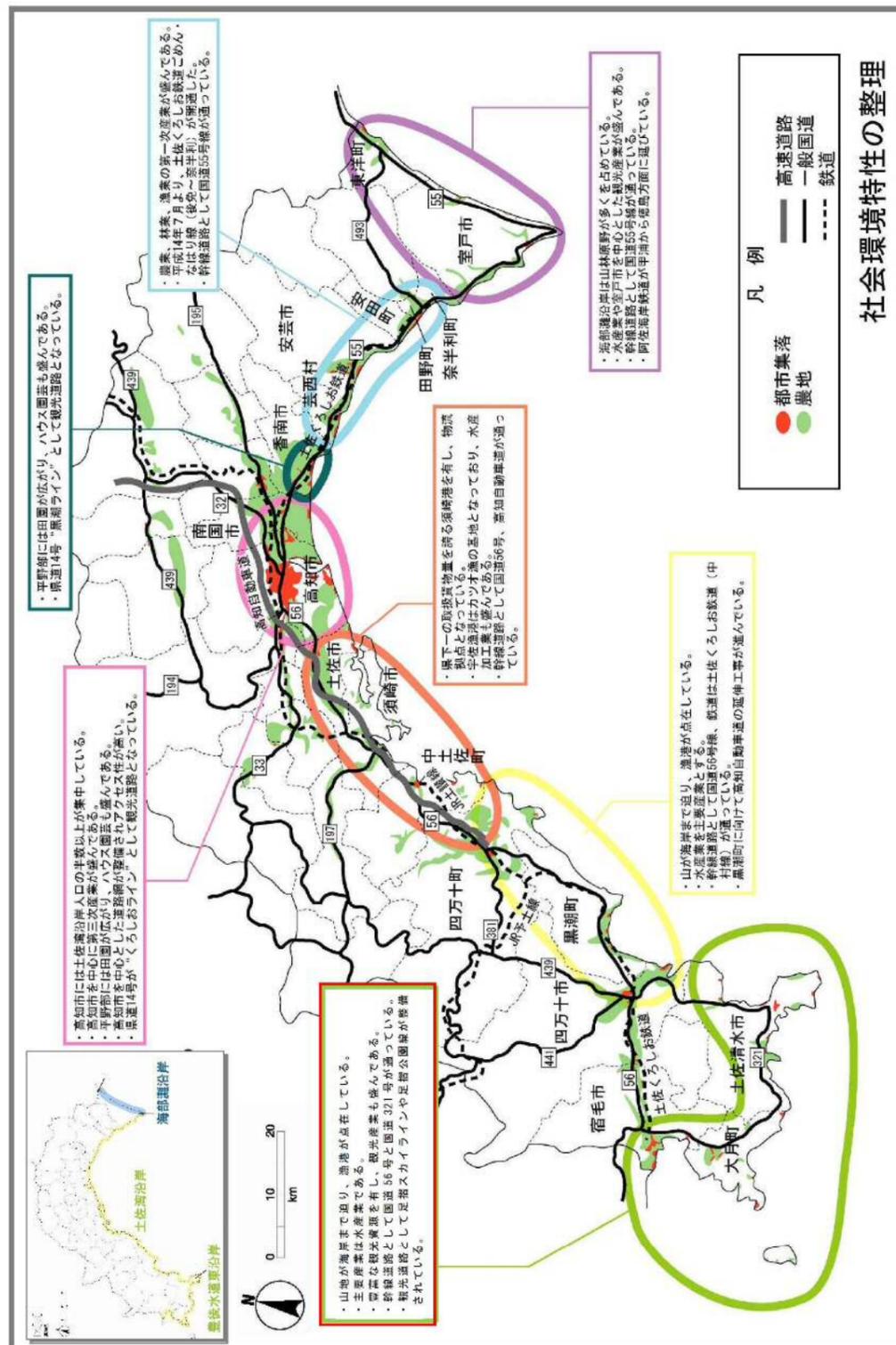


[椎名のみこし洗(椎名漁港海岸)]

10



・時点更新



(3) 沿岸域利用特性の概要

1) 漁港・漁業利用

- 高知県内には県管理 27 漁港(第 1 種 14 漁港, 第 2 種 8 漁港, 第 3 種 4 漁港, 第 4 種 1 漁港)、市町村管理 61 漁港(第 1 種 59 漁港, 第 2 種 2 漁港)の計 88 漁港が点在しており、海部灘沿岸には、県管理の第 1 種 2 港, 第 2 種 2 港, 市町村管理の第 1 種 2 港が位置する。
- 漁業種類別経営体数をみると、釣りやはえ縄が多く、魚種別では、まぐろ類、かつお、そうだがつお類の水揚げ量が多い。
- 漁港は水産基地としてだけでなく、近年では体験漁業やホエールウォッチング、釣り筏、マリナー等の海洋レジャー拠点として、観光と併せた機能整備も行われるようになってきている。
- 漁業資源だけではなく、室戸市の海洋深層水研究施設では、室戸沖深層水の各分野への利用と供給が行われている。



[ホエールウォッチング (室戸市)]



[室戸海洋深層水研究施設(室戸市)]

2) 観光・レクリエーション利用等

- 室戸阿南海岸国定公園周辺は、背後に山地の迫る急峻な岩礁海岸と眼前に広がる太平洋が調和した雄大な海岸景観に恵まれ、県内の主要な観光資源となっている。
- 全国的に有名なサーフポイントの生見海岸や尾崎海岸、海水浴場やキャンプ場として利用される白浜海岸などのポケットビーチが点在し、地域のレクリエーション拠点となっている。
- 岩礁性の海岸は磯釣り場として利用されており、室戸岬周辺では遊歩道が整備され、散策に利用されている。

(3) 沿岸域利用特性の概要

1) 漁港・漁業利用

- 高知県内には県管理 27 漁港(第 1 種 14 漁港, 第 2 種 8 漁港, 第 3 種 4 漁港, 第 4 種 1 漁港)、市町村管理 61 漁港(第 1 種 59 漁港, 第 2 種 2 漁港)の計 88 漁港が点在しており、海部灘沿岸には、県管理の第 1 種 2 港, 第 2 種 2 港, 市町村管理の第 1 種 2 港が位置する。
- 漁業種類別経営体数をみると、釣りやはえ縄が多く、魚種別では、まぐろ類、かつお、そうだがつお類の水揚げ量が多い。
- 漁港は水産基地としてだけでなく、近年では体験漁業やホエールウォッチング、釣り筏、マリナー等の海洋レジャー拠点として、観光と併せた機能整備も行われるようになってきている。
- 漁業資源だけではなく、室戸市の海洋深層水研究施設では、室戸沖深層水の各分野への利用と供給が行われている。



[ホエールウォッチング (室戸市)]



[室戸海洋深層水研究施設 (室戸市)]

2) 観光・レクリエーション利用等

- 室戸阿南海岸国定公園周辺は、背後に山地の迫る急峻な岩礁海岸と眼前に広がる太平洋が調和した雄大な海岸景観に恵まれ、県内の主要な観光資源となっている。
- 全国的に有名なサーフポイントの生見海岸や尾崎海岸、海水浴場やキャンプ場として利用される白浜海岸などのポケットビーチが点在し、地域のレクリエーション拠点となっている。
- 岩礁域の海岸は磯釣り場として利用されており、室戸岬周辺では遊歩道が整備され、散策に利用されている。



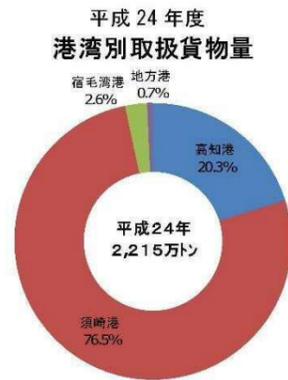
〔全日本サーフィン選手権(東洋町生見海岸)〕



〔岩礁遊歩道(室戸市室戸岬)〕

3) 港湾・物流

■高知県内には高知港、須崎港、宿毛湾港の重要港湾3港と地方港16港がある。須崎港、高知港、宿毛湾港を合わせた港湾取扱貨物量は、県全体の約99%を占めている。



■海部灘沿岸には地方港湾の甲浦港と佐喜浜港があり、取扱主要品目の中では鉱産品と化学工業品が多い。佐喜浜港は漁業の他に海部灘沿岸のホエールウォッチングの拠点にもなっている。



〔甲浦港海岸 (東洋町)〕



〔佐喜浜港海岸 (室戸市)〕

・時点更新



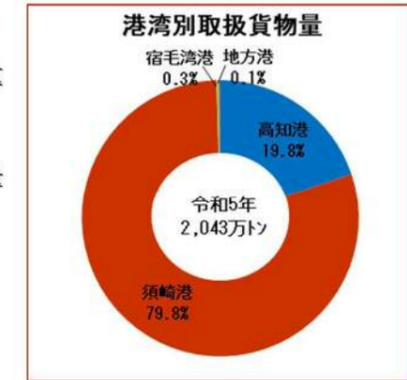
〔全日本サーフィン選手権(東洋町生見海岸)〕



〔岩礁遊歩道(室戸市室戸岬)〕

3) 港湾・物流

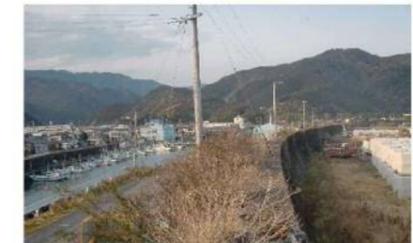
■高知県内には高知港、須崎港、宿毛湾港の重要港湾3港と地方港16港がある。須崎港、高知港、宿毛湾港を合わせた港湾取扱貨物量は、県全体の約99%を占めている。



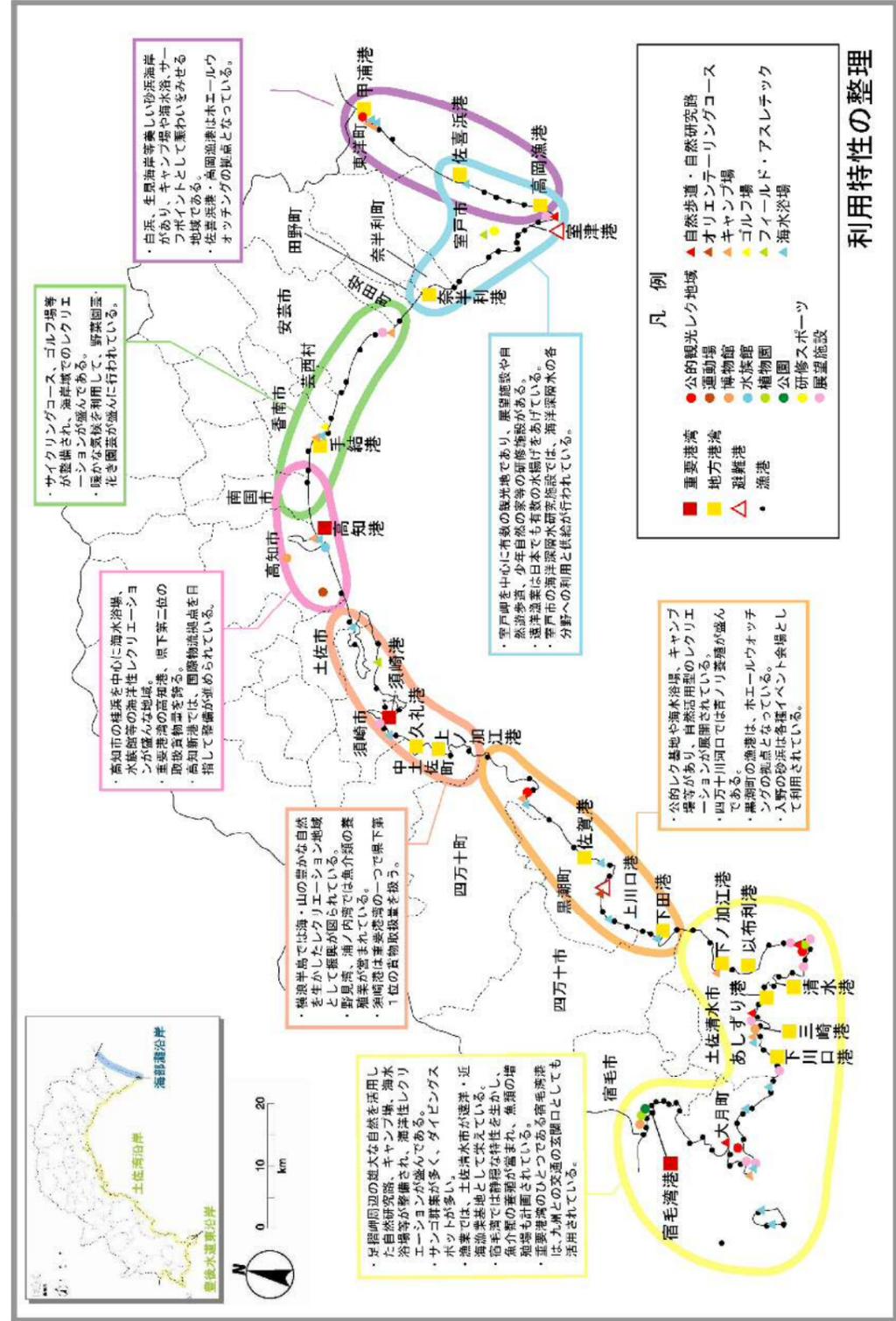
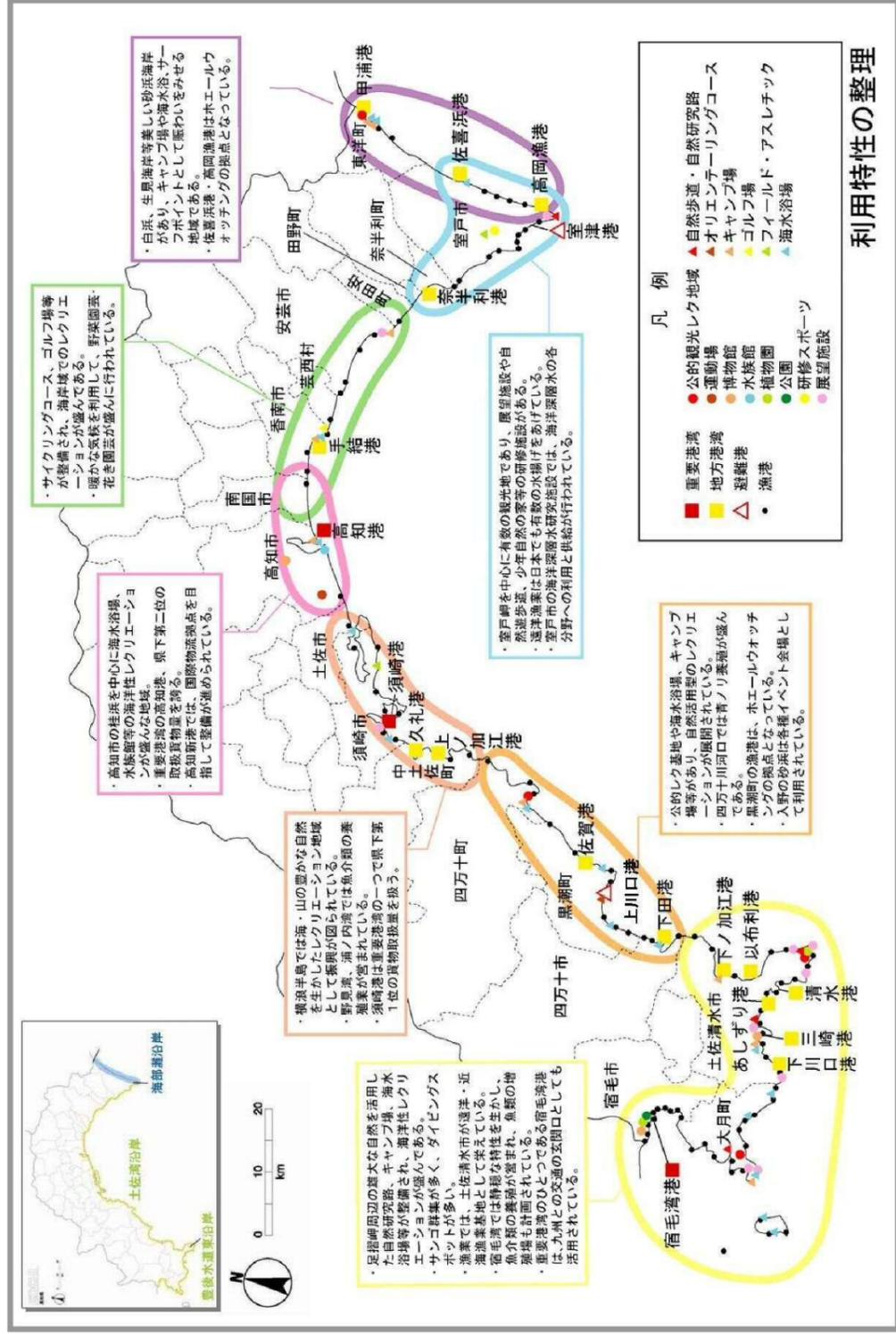
■海部灘沿岸には地方港湾の甲浦港と佐喜浜港があり、取扱主要品目の中では鉱産品と化学工業品が多い。佐喜浜港は漁業の他に海部灘沿岸のホエールウォッチングの拠点にもなっている。



〔甲浦港海岸 (東洋町)〕



〔佐喜浜港海岸 (室戸市)〕



(4) 海岸特性の概要

1) 海岸状況

■高知県沿岸には大小様々な河川（1級河川3水系，2級河川97水系）が流下しており、海岸への土砂供給源となっている。標高1,000m級の峰が連なる四国山脈から山腹斜面を一気に駆け下り太平洋に注ぐ流路の短い河川が多い。

■海部灘沿岸は急峻な傾斜地が海岸に迫る隆起海岸であり、2級河川の野根川、佐喜浜川などが流入している。海岸断層壁に連なる岩礁の礫浜が続き、生見海岸や白浜海岸などの砂浜海岸が点在する。



〔鹿岡海岸（室戸市）〕



〔生見海岸（東洋町）〕

2) 海岸災害

■高知県は沿岸の大半が外洋に面しており、また台風の常襲地帯であるため、ほぼ毎年のように高潮・高波による被害を受けている。主な海岸災害として、室戸台風(昭和9年)、第二室戸台風(昭和36年)、台風10号(昭和45年)のほか、近年では、平成16年に観測史上最多となる5個の台風が上陸し、中でも台風23号では室戸市菜生海岸の海岸堤防が決壊するなど被害額は2,710百万円に及び、県内で8人の犠牲者を出した。平成19年には台風4号により吉川海岸（香南市）、平成23年には台風6号により穴内漁港海岸（安芸市）、平成24年には台風16号により戸原海岸（高知市）、長浜海岸（高知市）で海岸侵食や海岸保全施設の被災が発生した。

■海部灘沿岸の野根海岸（東洋町）、根丸海岸（室戸市）などでは、台風による公共土木施設（海岸）の被災が多く発生している。

■高知県沿岸は、南海地震に伴う津波により繰り返し大きな被害を受けてきた。資料から被害状況が把握できる南海地震津波としては、684年白鳳、1605年慶長、1707年宝永、1854年安政、1946年昭和南海地震津波がある。とくに慶長、宝永、安政

・ 時点更新

(4) 海岸特性の概要

1) 海岸状況

■高知県沿岸には大小様々な河川（1級河川3水系，2級河川97水系）が流下しており、海岸への土砂供給源となっている。標高1,000m級の峰が連なる四国山脈から山腹斜面を一気に駆け下り太平洋に注ぐ流路の短い河川が多い。

■海部灘沿岸は急峻な傾斜地が海岸に迫る隆起海岸であり、2級河川の野根川、佐喜浜川などが流入している。海岸断層壁に連なる岩礁の礫浜が続き、生見海岸や白浜海岸などの砂浜海岸が点在する。



〔鹿岡海岸（室戸市）〕

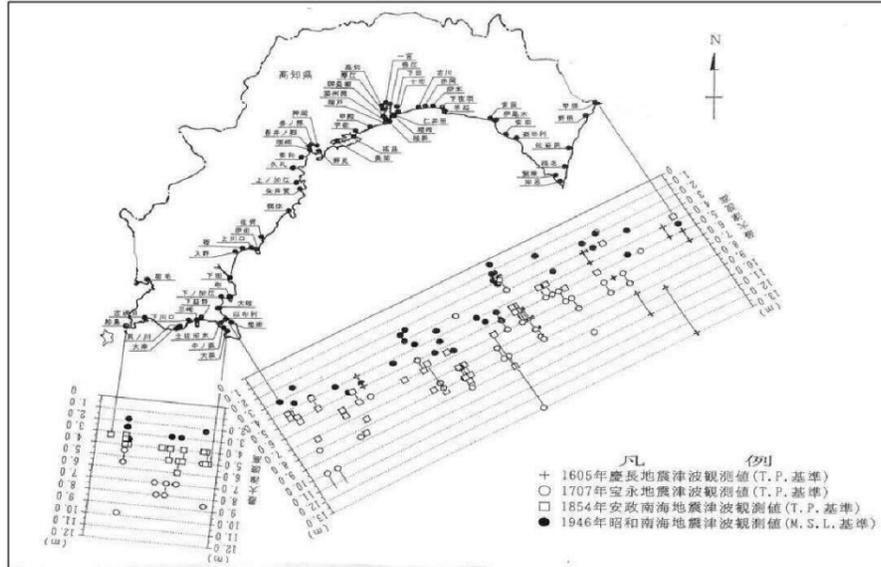


〔生見海岸（東洋町）〕

2) 海岸災害

■高知県は沿岸の大半が外洋に面しており、また台風の常襲地帯であるため、ほぼ毎年のように高潮・高波による被害を受けている。主な海岸災害として、室戸台風(昭和9年)、第二室戸台風(昭和36年)、台風10号(昭和45年)のほか、近年では、平成16年に観測史上最多となる5個の台風が上陸し、中でも台風23号では室戸市菜生海岸の海岸堤防が決壊するなど被害額は2,710百万円に及び、県内で8人の犠牲者を出した。平成19年には台風4号により吉川海岸（香南市）、平成23年には台風6号により穴内漁港海岸（安芸市）、平成24年には台風16号により戸原海岸（高知市）、長浜海岸（高知市）、平成26年には台風11号により十市前浜海岸（南国市）、戸原海岸（高知市）、平成30年には台風24号により十市前浜海岸（南国市）、戸原海岸（高知市）、長浜海岸（高知市）、仁ノ海岸（高知市）、令和4年には台風14号により十市前浜海岸（南国市）等で海岸侵食や海岸保全施設の被災が発生した。

南海地震津波においては、波高が5mを越える地域が多くみられ、慶長地震における佐喜浜（室戸市）の津波高は13mにも達している。



南海地震津波の津波波高分布図 (出典：四国の自然災害に関する調査研究 平成13年度業務委託成果報告書、2002、(社)土木学会四国支部 一部改)

3) 防災

■海部灘沿岸では高潮対策としての堤防改修に加え、離岸堤や緩傾斜堤など面的防護施設の整備が進められてきた。



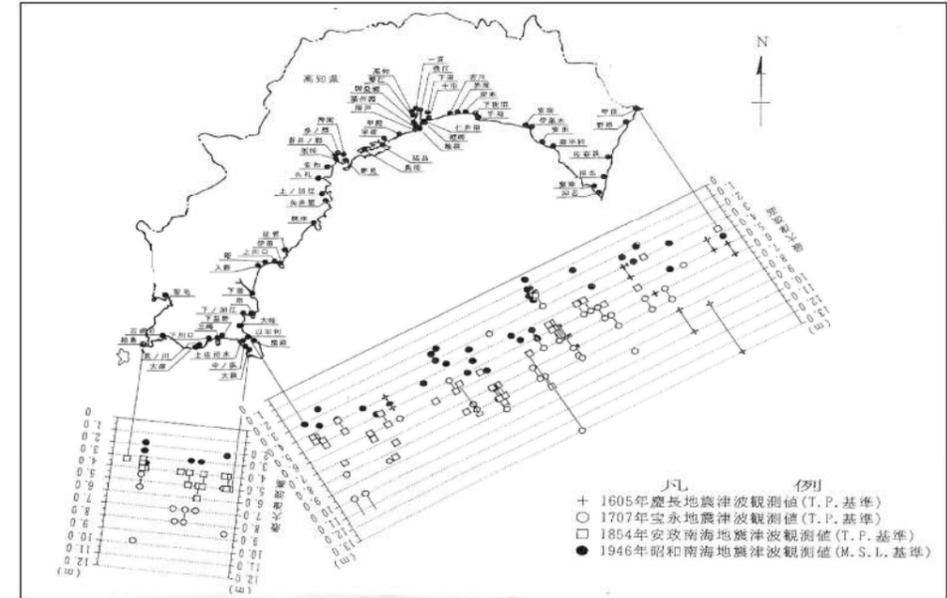
〔消波工と離岸堤（室戸市根丸海岸）〕



〔緩傾斜堤（室戸市丸山海岸）〕

■海部灘沿岸の野根海岸（東洋町）、根丸海岸（室戸市）などでは、台風による公共土木施設（海岸）の被災が多く発生している。

■高知県沿岸は、南海地震に伴う津波により繰り返し大きな被害を受けてきた。資料から被害状況が把握できる南海地震津波としては、684年白鳳、1605年慶長、1707年宝永、1854年安政、1946年昭和南海地震津波がある。とくに慶長、宝永、安政南海地震津波においては、波高が5mを越える地域が多くみられ、慶長地震における佐喜浜（室戸市）の津波高は13mにも達している。



南海地震津波の津波波高分布図 (出典：四国の自然災害に関する調査研究 平成13年度業務委託成果報告書、2002、(社)土木学会四国支部 一部改)

3) 防災

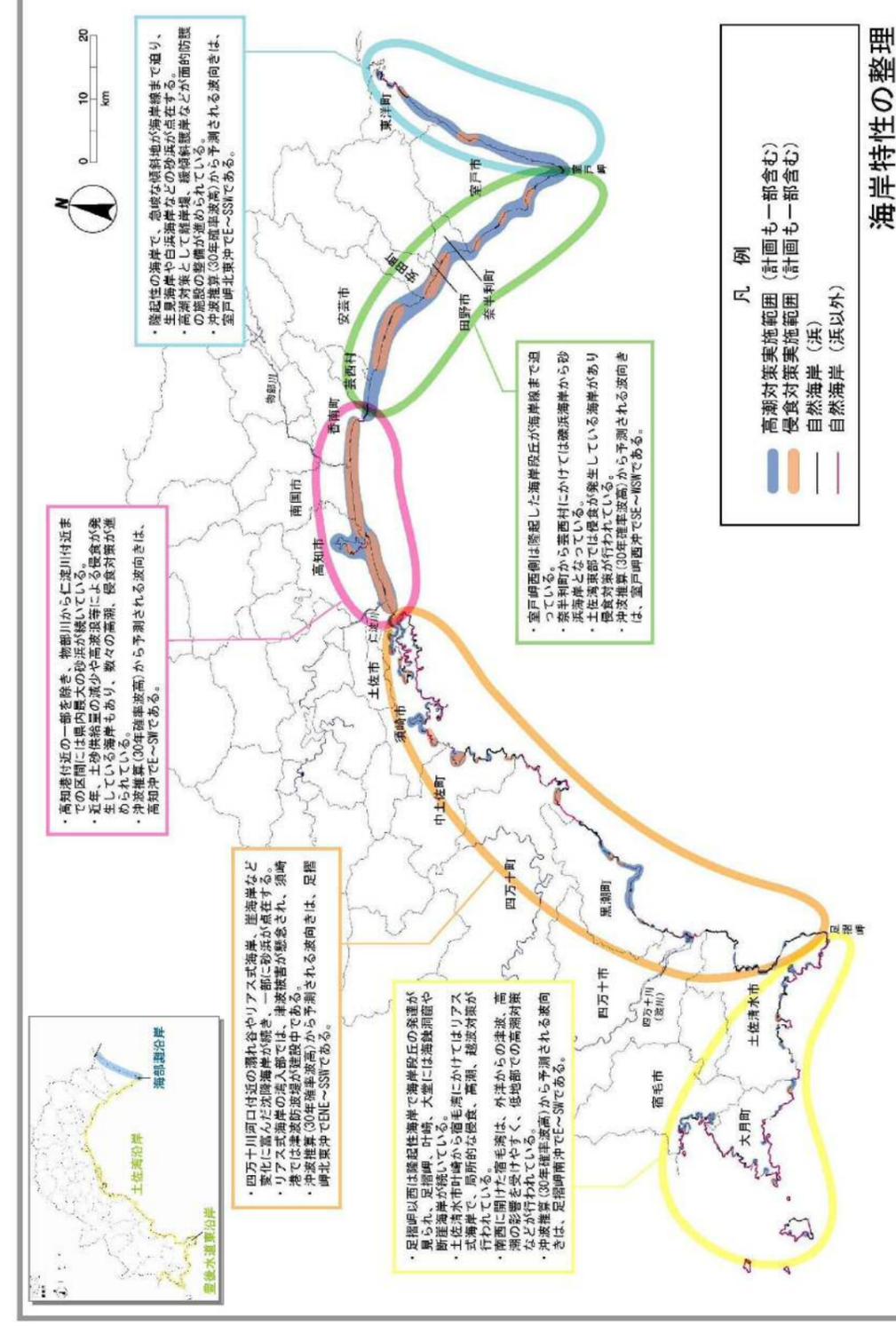
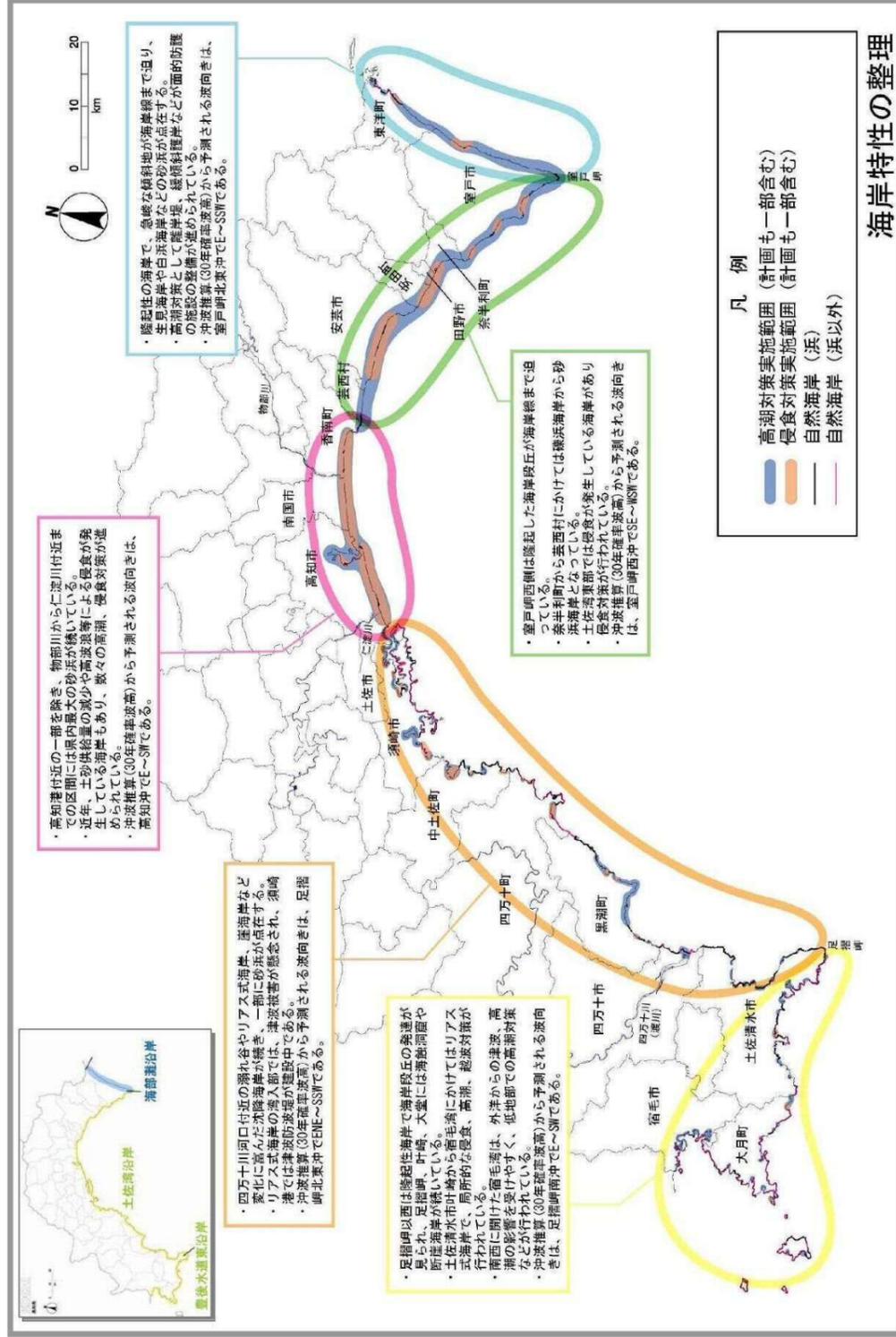
■海部灘沿岸では高潮対策としての堤防改修に加え、離岸堤や緩傾斜堤など面的防護施設の整備が進められてきた。



〔消波工と離岸堤（室戸市根丸海岸）〕



〔緩傾斜堤（室戸市丸山海岸）〕



1-2. 海岸事業の経緯

(1) 海岸管理区分

高知県沿岸の海岸線延長は約 713km であり、国土交通省(水管理・国土保全局専管区間約 337km、港湾局専管区間約 175km)と農林水産省(農村振興局専管区間約 35km、水産庁専管区間約 157km)の 2 つの海岸所管に分かれている。海岸保全区域の延長は約 285km であり、国土交通省専管区間は水管理・国土保全局約 89km、港湾局約 79km、農林水産省専管区間は農村振興局約 35km、水産庁約 80km となっている。

このうち、海部灘沿岸の海岸線延長は約 50km であり、海岸保全区域の延長は約 25km である。

高 知 県 の 海 岸 線 延 長

区分	海岸数	海岸線延長 (m)	海岸保全区域延長 (m)
水管理・国土保全局	134	337,337	88,689
港湾局	19	175,088	79,419
農振局	42	35,001	34,901
水産庁	88	157,292	80,013
水・国農振共管	4	2,360	2,360
河口部		6,084	
合計	287	713,162	285,382

(平成26年3月 末 港湾・海岸課調べ)

(2) これまでの海岸保全事業の概要

沿岸はほぼ全域が太平洋に直に面しており、台風や低気圧に伴う波浪や高潮に襲われる頻度が高く、度々、大きな被害を受けている。

1) 海岸堤の構築

沿岸整備は昭和 21 年の南海地震を契機とした地盤変動対策事業や昭和 27 年から始まった局部改良事業、さらには災害復旧事業によって、海岸の安全が図られてきた。

2) 海岸堤の嵩上げ

昭和 30 年代からは、伊勢湾台風(昭和 34 年)や第二室戸台風(昭和 36 年)などの台風災害を契機に、直立堤防の嵩上げや根継工、消波工等の線的防護の整備を行ってきた。

・ 時点更新

1-2. 海岸事業の経緯

(1) 海岸管理区分

高知県沿岸の海岸線延長は約 713km であり、国土交通省(水管理・国土保全局専管区間約 338km、港湾局専管区間約 175km)と農林水産省(農村振興局専管区間約 35km、水産庁専管区間約 157km)の 2 つの海岸所管に分かれている。海岸保全区域の延長は約 285km であり、国土交通省専管区間は水管理・国土保全局約 89km、港湾局約 79km、農林水産省専管区間は農村振興局約 35km、水産庁約 79km となっている。

このうち、海部灘沿岸の海岸線延長は約 50km であり、海岸保全区域の延長は約 25km である。

高 知 県 の 海 岸 線 延 長

区分	海岸数	海岸線延長 (m)	海岸保全区域延長 (m)
水管理・国土保全局	134	337,911	89,263
港湾局	19	175,088	79,419
農振局	42	35,041	34,941
水産庁	88	156,688	79,409
水・国農振共管	4	2,360	2,360
河口部		6,084	
合計	287	713,172	285,392

(令和8年3月 末 港湾・海岸課調べ)

(2) これまでの海岸保全事業の概要

沿岸はほぼ全域が太平洋に直に面しており、台風や低気圧に伴う波浪や高潮に襲われる頻度が高く、度々、大きな被害を受けている。

1) 海岸堤の構築

沿岸整備は昭和 21 年の南海地震を契機とした地盤変動対策事業や昭和 27 年から始まった局部改良事業、さらには災害復旧事業によって、海岸の安全が図られてきた。

2) 海岸堤の嵩上げ

昭和 30 年代からは、伊勢湾台風(昭和 34 年)や第二室戸台風(昭和 36 年)などの台風災害を契機に、直立堤防の嵩上げや根継工、消波工等の線的防護の整備を行ってきた。

3) 線的防護から面的防護へ

昭和45年の台風10号による高潮災害や顕著となり始めた砂浜の消失等を踏まえ、台風規模の高潮にも安全な計画条件で堤防、離岸堤、緩傾斜堤、人工リーフ等による面的な保全施設整備を行うようになってきた。特に海岸侵食が激しい土佐湾中央部の長浜海岸や戸原海岸などは国の直轄海岸工事区域に指定され、安定した海岸を維持できるヘッドランドや養浜工等による面的防護により、侵食及び高潮、越波に対処すると共に、快適な海岸利用空間の創出と景観に配慮したうまいのある海岸整備を基本方針として整備を行っている。

海部灘沿岸においても、甲浦港海岸で緩傾斜護岸を整備してきたほか、野根海岸や佐喜浜港海岸などで離岸堤の設置による面的防護を行った。

4) 環境配慮の時代

最近では防護面だけでなく、海岸環境保全や海洋性レクリエーション需要の増大に対応した海岸環境整備等も必要になってきている。海水浴客やキャンプ場の利用者で賑わう甲浦港海岸白浜地区やサーフィンスポットとして有名な生見海岸では、海岸環境整備事業として緩傾斜護岸などの整備を行ってきた。

(3) 海岸保全施設の整備状況

海岸事業は、対象とする目的により、津波対策、高潮対策、侵食対策、環境整備及び老朽化対策事業などに分けられる。海岸保全施設整備上、最優先されるのは災害から後背地の人命・資産を守る事であり、津波・高潮・侵食など防護に対する整備事業が中心となるが、海岸環境整備として、海部灘沿岸の甲浦港海岸白浜地区（緩傾斜護岸）、生見海岸などの整備も行っている。

・気候変動に関する追記

3) 線的防護から面的防護へ

昭和45年の台風10号による高潮災害や顕著となり始めた砂浜の消失等を踏まえ、台風規模の高潮にも安全な計画条件で堤防、離岸堤、緩傾斜堤、人工リーフ等による面的な保全施設整備を行うようになってきた。特に海岸侵食が激しい土佐湾中央部の長浜海岸や戸原海岸などは国の直轄海岸工事区域に指定され、安定した海岸を維持できるヘッドランドや養浜工等による面的防護により、侵食及び高潮、越波に対処すると共に、快適な海岸利用空間の創出と景観に配慮したうまいのある海岸整備を基本方針として整備を行っている。

海部灘沿岸においても、甲浦港海岸で緩傾斜護岸を整備してきたほか、野根海岸や佐喜浜港海岸などで離岸堤の設置による面的防護を行った。

4) 環境配慮の時代

最近では防護面だけでなく、海岸環境保全や海洋性レクリエーション需要の増大に対応した海岸環境整備等も必要になってきている。海水浴客やキャンプ場の利用者で賑わう甲浦港海岸白浜地区やサーフィンスポットとして有名な生見海岸では、海岸環境整備事業として緩傾斜護岸などの整備を行ってきた。

5) 気候変動の影響を考慮した新たな海岸保全への転換

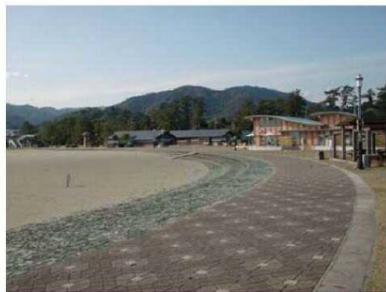
将来想定される気候変動への影響を考慮した新たな海岸保全へ転換していく必要がある。ただし、気候変動による不確実性があることに加え、海岸保全の対策範囲は広範囲にわたり対策実施には長時間を要することから、対策の実施箇所の優先順位等について詳細に検討し、段階的な対策を推進していく。

(3) 海岸保全施設の整備状況

海岸事業は、対象とする目的により、津波対策、高潮対策、侵食対策、環境整備及び老朽化対策事業などに分けられる。海岸保全施設整備上、最優先されるのは災害から後背地の人命・資産を守る事であり、津波・高潮・侵食など防護に対する整備事業が中心となるが、海岸環境整備として、海部灘沿岸の甲浦港海岸白浜地区（緩傾斜護岸）、生見海岸などの整備も行っている。

海岸事業における事業種別

- ①高潮対策事業：高潮、波浪、津波等により越波等の被害の発生が予想される地域について海岸保全施設の新設・改良等を実施し、浸水被害の防止など防護機能の向上を図る。
- ②侵食対策事業：海岸侵食の進行により越波、しぶき等による浸水その他の被害が予想される地域では、人工リーフ、離岸堤、養浜等を施工し、海岸侵食の防止と海浜の維持・復元を図る。
- ③海岸環境整備事業：利用しやすく親しみのもてる海岸整備を図るため、緩傾斜堤等の施設または遊歩道や植栽等の整備を図り、海岸の多様な利用空間の創出をめざし、海にふれることができる生活環境づくり、利用され親しまれる海岸づくりをめざす。
- ④津波・高潮危機管理対策事業：既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波または高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化および改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③津波・高潮ハザードマップの作成支援、④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備を総合的に実施する。
- ⑤海岸堤防老朽化対策緊急事業：老朽化により機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化または回復を行う必要があるものについて、海岸保全施設の老朽化調査、調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づいた老朽化対策工事を実施する。
- ⑥海岸耐震対策緊急事業：堤防や護岸等の耐震対策等を地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防や護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する。



〔甲浦港海岸・白浜地区（東洋町）〕



〔野根海岸（東洋町）〕

海岸事業における事業種別

- ①高潮対策事業：高潮、波浪、津波等により越波等の被害の発生が予想される地域について海岸保全施設の新設・改良等を実施し、浸水被害の防止など防護機能の向上を図る。
- ②侵食対策事業：海岸侵食の進行により越波、しぶき等による浸水その他の被害が予想される地域では、人工リーフ、離岸堤、養浜等を施工し、海岸侵食の防止と海浜の維持・復元を図る。
- ③海岸環境整備事業：利用しやすく親しみのもてる海岸整備を図るため、緩傾斜堤等の施設または遊歩道や植栽等の整備を図り、海岸の多様な利用空間の創出をめざし、海にふれることができる生活環境づくり、利用され親しまれる海岸づくりをめざす。
- ④津波・高潮危機管理対策事業：既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波または高潮からの避難を促進するため、①水門等の自動化・遠隔操作化および改修等、②堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備、③津波・高潮ハザードマップの作成支援、④津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備、⑤津波防災ステーションの整備、⑥避難対策としての管理用通路の整備、⑦避難用通路の設置、⑧漂流物防止施設の整備を総合的に実施する。
- ⑤海岸堤防老朽化対策緊急事業：老朽化により機能が確保されていない海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化または回復を行う必要があるものについて、海岸保全施設の老朽化調査、調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定、老朽化対策計画に基づいた老朽化対策工事を実施する。
- ⑥海岸耐震対策緊急事業：堤防や護岸等の耐震対策等を地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防や護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する。



〔甲浦港海岸・白浜地区（東洋町）〕



〔野根海岸（東洋町）〕

1-3. 現況課題

海部灘沿岸海岸保全基本計画の策定にあたり配慮すべき課題を以下に示す。

(1) 防護面の課題

- ほぼ全域で高潮対策が実施されているものの外洋性の波浪を直接受ける地域であり、ハード対策に加え、避難路の整備や避難体制の確立など高潮・南海トラフを震源とする地震津波に対する地域住民や海岸利用者の安全確保に努める必要がある。
- 白浜海岸や生見海岸など沿岸域に点在するポケットビーチは、海岸の自然環境、利用面において重要な役割を担っており、これら砂浜の維持・保全が必要である。

(2) 環境面の課題

- 室戸岬周辺をはじめ沿岸域の多くは室戸阿南海岸国定公園内に位置し、良好な自然環境や優れた海岸景観の保護・保全に努める必要がある。
- 山地が海岸線まで迫った礫浜中心の沿岸域には、良好な生物生息場となる藻場(ガラモ場^{※1})が多く形成されており、これらの保護・保全による生物多様性の確保に努める必要がある。

(3) 利用面の課題

- 点在するポケットビーチはサーフィンなどマリレジャーの拠点となっており、室戸阿南海岸国定公園の豊かな自然や奇石が連なる礫浜は重要な景勝地として地域の観光業を支えている。こうした地域では、観光資源としての自然環境の保全に配慮しながら、地域住民や海岸利用者の安全性、快適性、利便性を高め、地域の活性化に努めることが重要である。
- 地域住民や海岸利用者などが問題意識を共有し、マナーの向上や自主的対策の推進を図れるよう、海岸でのイベントや環境教育などを通じた意識啓発や体制づくりに努める必要がある。

1-4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

海部灘沿岸（高知県域）における海岸の現状、現況課題と、徳島県域での考え方を踏まえ、序論7ページに示す「海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり」を両県共有の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施していく。

※1 ガラモ場：ホンダワラ類の海藻によって構成される藻場。岩礁域。

・ 時点更新

1-3. 現況課題

海部灘沿岸海岸保全基本計画の策定にあたり配慮すべき課題を以下に示す。

(1) 防護面の課題

- ほぼ全域で高潮対策が実施されているものの外洋性の波浪を直接受ける地域であり、ハード対策に加え、避難路の整備や避難体制の確立など高潮・南海トラフを震源とする地震津波に対する地域住民や海岸利用者の安全確保に努める必要がある。
- 白浜海岸や生見海岸など沿岸域に点在するポケットビーチは、海岸の自然環境、利用面において重要な役割を担っており、これら砂浜の維持・保全が必要である。

(2) 環境面の課題

- 室戸岬周辺をはじめ沿岸域の多くは室戸阿南海岸国定公園内に位置し、良好な自然環境や優れた海岸景観の保護・保全に努める必要がある。
- 山地が海岸線まで迫った礫浜中心の沿岸域には、良好な生物生息場となる藻場(ガラモ場^{※1})が多く形成されており、これらの保護・保全による生物多様性の確保に努める必要がある。

(3) 利用面の課題

- 点在するポケットビーチはサーフィンなどマリレジャーの拠点となっており、室戸阿南海岸国定公園の豊かな自然や奇石が連なる礫浜は重要な景勝地として地域の観光業を支えている。こうした地域では、観光資源としての自然環境の保全に配慮しながら、地域住民や海岸利用者の安全性、快適性、利便性を高め、地域の活性化に努めることが重要である。
- 地域住民や海岸利用者などが問題意識を共有し、マナーの向上や自主的対策の推進を図れるよう、海岸でのイベントや環境教育などを通じた意識啓発や体制づくりに努める必要がある。

※1 ガラモ場：ホンダワラ類の海藻によって構成される藻場。岩礁域。

なし

・ 気候変動に関する追記

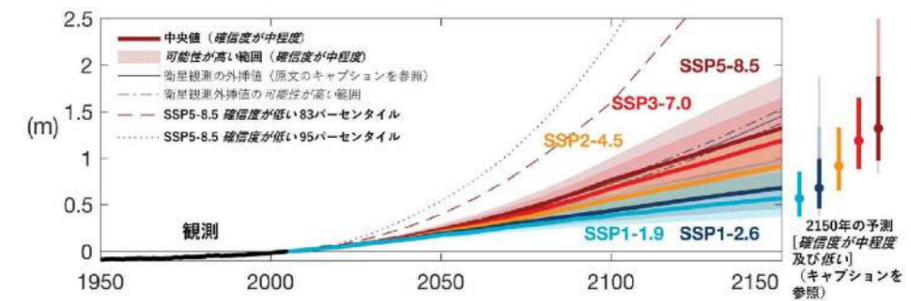
1-4. 新たな課題（気候変動の影響）

気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書では、21世紀末頃には産業革命以前と比べてSSP1-2.6（RCP2.6）シナリオ*では2℃程度、SSP3-7.0（RCP8.5）シナリオ*では4℃程度の気温が上昇する予測となっている。

そのため、今後の海岸保全が手遅れにならないよう、将来想定される気候変動への影響を考慮した新たな海岸保全へ転換していく必要があり、ハード・ソフト対策を組み合わせた気候変動への適応策を進める必要がある。

※SSP シナリオとは、将来の社会経済の発展パターンに応じて温室効果ガスの排出量や気候変動のリスクがどのように変化するかを示すシナリオである。



出典：日本の気候変動2025(詳細編)p.204

異なる SSP シナリオの下での世界平均海面水位予測

1-5. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

海部灘沿岸（高知県域）における海岸の現状、現況課題、新たな課題と、徳島県域での考え方を踏まえ、序論 8 ページに示す「海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり」を両県共有の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき各県域での海岸保全を実施していく。

2. 海岸の防護に関する事項

高知県は、東部の隆起海岸や西部に広がるリアス式海岸など、海岸線付近まで急峻な山地が迫る地形が多く、沿岸部に人口や資産、都市機能が集中している。このため、越波、高潮、侵食による被害を防止する目的で、地域特性を踏まえた適切な海岸保全施設の整備を進めるとともに、水防警戒海岸の指定等、ソフト対策を進める必要がある。これらの施設整備に際しては、海岸部の多様な生態系や観光資源としての機能を重視し、背後地の防護機能のみならず周辺の環境、利用面に十分配慮しなければならない。また、侵食対策については、流域からの土砂供給確保など適切な土砂管理との連携により、砂浜の維持、回復を図る事が重要である。

南海トラフを震源とする地震・津波に対する液状化や津波対策としては、海岸保全施設の防護機能の向上と耐久性の向上など必要なハード対策を進めながら、より高い安全度を確保するよう努めると共に、緊急時の避難・連絡体制の整備や情報収集・発信システムの確立などソフト面対策の充実も図る必要がある。

《海部灘沿岸の基本方針》

● 日常の暮らしを守る施設整備と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進

高潮や侵食に対する海岸保全施設の整備水準の向上、安全性の高い施設整備を行い、地域住民の日常の暮らしを守る。また、南海トラフ地震による津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図り、ソフト対策と一体となって地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

2-1. 海岸の防護に関する方向性

■ 「安全のための海岸整備」

- ・高知県は台風常襲地域であるため、高潮や越波による被害が多く、海岸保全施設による防護機能の向上が重要である。
- ・背後地の生活の安全性を確保するためには、施設の改良や水門・陸こう等の管理体制整備などハード・ソフト両面での対策が必要である。
- ・従来の堤防や護岸を主体とする線的防護だけでなく、安全度を高め、海岸利用や景観を悪化させないような緩傾斜堤や人工リーフ等による面的防護も必要になってきている。また、背後地の防護については防潮林の効果も大きく、適切な維持、保全や必要に応じた回復に努める必要がある。
- ・既存施設の耐震点検や海岸堤防整備など、ソフト・ハード両面からの津波防災対策の推進が必要である。

・ 気候変動に関する追記

2. 海岸の防護に関する事項

高知県は、東部の隆起海岸や西部に広がるリアス式海岸など、海岸線付近まで急峻な山地が迫る地形が多く、沿岸部に人口や資産、都市機能が集中している。このため、越波、高潮、侵食による被害を防止する目的で、**将来の気候変動を考慮しつつ**、地域特性を踏まえた適切な海岸保全施設の整備を進めるとともに、水防警戒海岸の指定等、ソフト対策を進める必要がある。これらの施設整備に際しては、海岸部の多様な生態系や観光資源としての機能を重視し、背後地の防護機能のみならず周辺の環境、利用面に十分配慮しなければならない。また、侵食対策については、流域からの土砂供給確保など適切な土砂管理との連携により、砂浜の維持、回復を図る事が重要である。

南海トラフを震源とする地震・津波に対する液状化や津波対策としては、海岸保全施設の防護機能の向上と耐久性の向上など必要なハード対策を進めながら、より高い安全度を確保するよう努めると共に、緊急時の避難・連絡体制の整備や情報収集・発信システムの確立などソフト面対策の充実も図る必要がある。

《海部灘沿岸の基本方針》

● 日常の暮らしを守る施設整備と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進

高潮や侵食に対する海岸保全施設の整備水準の向上、安全性の高い施設整備を行い、地域住民の日常の暮らしを守る。また、南海トラフ地震による津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図り、ソフト対策と一体となって地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

2-1. 海岸の防護に関する方向性

■ 「安全のための海岸整備」

- ・高知県は台風常襲地域であるため、高潮や越波による被害が多く、海岸保全施設による防護機能の向上が重要である。
- ・背後地の生活の安全性を確保するためには、施設の改良や水門・陸こう等の管理体制整備などハード・ソフト両面での対策が必要である。
- ・従来の堤防や護岸を主体とする線的防護だけでなく、安全度を高め、海岸利用や景観を悪化させないような緩傾斜堤や人工リーフ等による面的防護も必要になってきている。また、背後地の防護については防潮林の効も大きく、適切な維持、保全や必要に応じた回復に努める必要がある。
- ・既存施設の耐震点検や海岸堤防整備など、ソフト・ハード両面からの津波防災対策の推進が必要である。

- ・海面上昇や台風の巨大化などの気候変化に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改訂に注視し、必要に応じて検討を行う。

■「安定した海浜の確保」

- ・突堤や離岸堤等により現状の汀線を保全する事を基本とし、必要な場合には養浜等により汀線の回復を図り、白浜海岸や生見海岸などの安定した砂浜を確保する。
- ・施設設置に際しては、沿岸漂砂の連続性などを勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく砂の移動する範囲全域の漂砂特性を考慮するなど広域的な視点に立った工法等の選定を行う。
- ・海岸保全施設の設置や養浜施工後は、その機能や効果を最大限に持続させるため、適切な維持・管理に努める。
- ・施設整備（ハード対策）と併せ、関連部署や流域住民など、源流域から河口、海岸までを視野に入れた総合的な土砂管理対策との連携を図る（ソフト対策）ことで、海岸部における土砂収支バランスを保ち侵食を防止する。

【総合的な土砂管理対策との連携】

高知県の海岸は侵食が著しく、また汀線の後退により打上げ高が増大するなど、侵食対策及び高潮対策が求められている。

河川上流部の山地などで生産された土砂は、河川を経由して下流へと運ばれ、河口部の砂州や干潟、白砂青松の美しい砂浜海岸を形作っている。しかし、近年、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡などの様々な要因により、海岸侵食が進行してきている。このため、海岸侵食に対しては、対象地域における侵食要因を正確に把握すると共に、水源となる森から河川、海域に至る一連の流域を視野に入れ、防護と利用、環境とのバランスの取れた総合的な土砂管理対策と連携することにより、海岸部への適切な土砂供給を図る必要がある。高知県ではその一環として、安全性を充分考慮の上、生態系の連続性や土砂供給に配慮した構造としてスリット構造をもつ堰堤の採用や既存施設の改良、サンドバイパスの整備を進めている。

■「防災体制の整備」

- ・高潮・津波等の安全確保、孤立回避のため、緊急時の避難経路や避難場所の確保、災害発生時の迅速・適切な情報収集や発信、地域住民が一体となった防災体制の整備などが必要である。対象は地域住民だけでなく、観光客、海水浴客、サーファーなどの海岸利用者についても考慮する必要がある。
平成 22 年 3 月には、十市前浜海岸、長浜海岸、戸原海岸、仁ノ海岸、新居海岸が水防法に基づく水防警報海岸に指定され、水防活動の迅速化や活動中の安全確保を図ってきたが、今後も他の海岸について水防警報海岸への指定の必要性も含めて検討を進めていく。
- ・過去、高知県に大きな被害をもたらした南海トラフを震源とする地震・津波は周期的に発生しており、今後、発生が懸念される地震・津波に対応する防災体制の整備は緊急の課題である。

・気候変動に関する追記

- ・気候変動には不確実性があること等から、段階的な防護水準を設定し段階的なハード対策を実施していく必要がある。その際、ハード対策のみで制御できるレベルには限界があること、ハード対策の完了までには時間を要すること等を踏まえ、ハード対策だけでなく、ソフト対策についても適切に組み合わせる必要がある。

■「安定した海浜の確保」

- ・突堤や離岸堤等による施設整備、必要な場合には養浜等により、汀線の保全・回復を図り、白浜海岸や生見海岸などの安定した砂浜を確保する。
- ・施設設置に際しては、沿岸漂砂の連続性などを勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく砂の移動する範囲全域の漂砂特性を考慮するなど広域的な視点に立った工法等の選定を行う。
- ・海岸保全施設の設置や養浜施工後は、その機能や効果を最大限に持続させるため、適切な維持・管理に努める。
- ・施設整備（ハード対策）と併せ、関連部署や流域住民など、源流域から河口、海岸までを視野に入れた総合的な土砂管理対策との連携を図る（ソフト対策）ことで、海岸部における土砂収支バランスを保ち侵食を防止する。

- ・気候変動による平均海面水位の上昇、波向きの変化等により海岸侵食がさらに進行することが予想されることから、海岸保全基本方針に示されている「予測を重視した順応的砂浜管理」の考え方に沿って、継続的なモニタリングにより海浜地形の変化や越波の状況を適切に把握しつつ、海浜地形の将来変化の予測に基づき必要に応じた対策を実施する。

【総合的な土砂管理対策との連携】

高知県の海岸は侵食が著しく、また汀線の後退により打上げ高が増大するなど、侵食対策及び高潮対策が求められている。

河川上流部の山地などで生産された土砂は、河川を経由して下流へと運ばれ、河口部の砂州や干潟、白砂青松の美しい砂浜海岸を形作っている。しかし、近年、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡などの様々な要因により、海岸侵食が進行してきている。このため、海岸侵食に対しては、対象地域における侵食要因を正確に把握すると共に、水源となる森から河川、海域に至る一連の流域を視野に入れ、防護と利用、環境とのバランスの取れた総合的な土砂管理対策と連携することにより、海岸部への適切な土砂供給を図る必要がある。高知県ではその一環として、安全性を充分考慮の上、生態系の連続性や土砂供給に配慮した構造としてスリット構造をもつ堰堤の採用や既存施設の改良、サンドバイパスの整備を進めている。

■「海岸管理における減災対策の明確化」

- ・海岸保全施設の減災機能（浸水深の低減、避難時間の確保等）を明確化し、整備を推進するとともに、粘り強い堤防や堤防と一体的に設置される植樹林等の新技術を積極的に導入するように努める。
- ・海岸管理と避難・土地利用の観点から市町村等が実施する防災・減災対策との連携・調整、河川や海岸防災林、防災公園等における防災・減災対策との連携・調整等に努める。

■「海岸の維持管理の充実」

- ・長寿命化計画の作成等により、予防保全型の維持管理・更新に努めるとともに、海岸保全施設が、いつ作られて、いつ修繕されたのか分かるように、整備、点検、診断、対策といった一連の流れでデータ管理を行うことが重要である。
- ・海岸保全に影響を与える区域について、モニタリング等により状況を把握し、環境等の観点から、陸域や沖合まで一体的に海岸を保全することについても検討する。
- ・水門、陸閘等は操作規則を策定し、現場作業員の安全を確保しつつ、適切に操作を行う体制や、平常時の点検・訓練、更新等を実施する体制を構築している。
- ・津波等の災害時において、水門、陸閘等の操作員の安全性を確保した上で、閉鎖の確実性を向上させるため、水門、陸閘等の統廃合、常時閉鎖又は機械化の取組を計画的に進める。
- ・海岸管理の内容が多岐にわたる一方、予算や人材に限られる中で適切に維持管理を行うため、市町村や海岸で活動している民間団体等を海岸協力団体として指定するなど連携強化を図るよう努める。



〔陸閘常時閉鎖 事例〕



〔陸閘機械化 事例〕

・ 気候変動に関する追記
・ 時点更新

■「防災体制の整備」

- ・高潮・津波等の安全確保、孤立回避のため、緊急時の避難経路や避難場所の確保、災害発生時の迅速・適切な情報収集や発信、地域住民が一体となった防災体制の整備などが必要である。対象は地域住民だけでなく、観光客、海水浴客、サーファーなどの海岸利用者についても考慮する必要がある。
- ・平成22年3月には、十市前浜海岸、長浜海岸、戸原海岸、仁ノ海岸、新居海岸が水防法に基づく水防警報海岸に指定され、水防活動の迅速化や活動中の安全確保を図ってきたが、今後も他の海岸について水防警報海岸への指定の必要性も含めて検討を進めていく。
- ・過去、高知県に大きな被害をもたらした南海トラフを震源とする地震・津波は周期的に発生しており、今後、発生が懸念される地震・津波に対応する防災体制の整備は緊急の課題である。緊急時の避難場所については、これまで津波避難タワーの整備などが実施されているが、整備状況に関する情報の周知が進んでいないことから、今後情報が広く住民へ周知されるように、広報活動や情報発信に努める。

■「海岸管理における減災対策の明確化」

- ・海岸保全施設の減災機能（浸水深の低減、避難時間の確保等）を明確化し、整備を推進するとともに、粘り強い堤防や堤防と一体的に設置される植樹林等の新技術を積極的に導入するように努める。
- ・海岸管理と避難・土地利用の観点から市町村等が実施する防災・減災対策との連携・調整、河川や海岸防災林、防災公園等における防災・減災対策との連携・調整等に努める。
- ・気候変動の影響を考慮した外力に対応するためには、ハード・ソフト対策を適切に組み合わせることが重要であるが、避難体制や土地利用規制の状況を踏まえて、ハード対策を検討する必要がある一方、その逆にハード対策の効果とその限界、役割を前提として避難体制の構築やまちづくりを進める必要もある。

■「海岸の維持管理の充実」

- ・長寿命化計画の作成等により、予防保全型の維持管理・更新に努めるとともに、海岸保全施設が、いつ作られて、いつ修繕されたのか分かるように、整備、点検、診断、対策といった一連の流れでデータ管理を行うことが重要である。
- ・海岸保全施設の老朽化が急速に進行しているなか、気候変動への適応策に今後取り組んでいくためには、予防保全の観点から長寿命化計画等に基づき施設の維持管理を適切に実施していくことが重要であることから、施設の老朽化状況等に関するモニタリングも実施していくように努める。
- ・海岸保全に影響を与える区域について、モニタリング等により状況を把握し、環境等の観点から、陸域や沖合まで一体的に海岸を保全することについても検討する。
- ・海岸域では、対象とする範囲が広範囲にわたり、水深変化も大きく複雑な地形特性を有する箇所も存在するため、グリーンレーザーやドローン等の最新技術も活用しながら、高精度、かつ、経済的・効率的なモニタリングを実施していくように努める。

■「海岸管理における減災対策の明確化」

- ・海岸保全施設の減災機能（浸水深の低減、避難時間の確保等）を明確化し、整備を推進するとともに、粘り強い堤防や堤防と一体的に設置される植樹林等の新技術を積極的に導入するように努める。
- ・海岸管理と避難・土地利用の観点から市町村等が実施する防災・減災対策との連携・調整、河川や海岸防災林、防災公園等における防災・減災対策との連携・調整等に努める。

■「海岸の維持管理の充実」

- ・長寿命化計画の作成等により、予防保全型の維持管理・更新に努めるとともに、海岸保全施設が、いつ作られて、いつ修繕されたのか分かるように、整備、点検、診断、対策といった一連の流れでデータ管理を行うことが重要である。
- ・海岸保全に影響を与える区域について、モニタリング等により状況を把握し、環境等の観点から、陸域や沖合まで一体的に海岸を保全することについても検討する。
- ・水門、陸閘等は操作規則を策定し、現場作業員の安全を確保しつつ、適切に操作を行う体制や、平常時の点検・訓練、更新等を実施する体制を構築している。
- ・津波等の災害時において、水門、陸閘等の操作員の安全性を確保した上で、閉鎖の確実性を向上させるため、水門、陸閘等の統廃合、常時閉鎖又は機械化の取組を計画的に進める。
- ・海岸管理の内容が多岐にわたる一方、予算や人材に限られる中で適切に維持管理を行うため、市町村や海岸で活動している民間団体等を海岸協力団体として指定するなど連携強化を図るよう努める。



〔陸閘常時閉鎖 事例〕



〔陸閘機械化 事例〕

- ・水門、陸閘等は操作規則を策定し、現場作業員の安全を確保しつつ、適切に操作を行う体制や、平常時の点検・訓練、更新等を実施する体制を構築するよう努める。
- ・津波等の災害時において、水門、陸閘等の操作員の安全性を確保した上で、閉鎖の確実性を向上させるため、水門、陸閘等の統廃合、常時閉鎖又は機械化の取組を計画的に進める。
- ・海岸管理の内容が多岐にわたる一方、予算や人材に限られる中で適切に維持管理を行うため、市町村や海岸で活動している民間団体等を海岸協力団体として指定するなど連携強化を図るよう努める。



〔陸閘常時閉鎖 事例〕



〔陸閘機械化 事例〕

2-2. 海岸の防護の目標

(1) 防護すべき地域

本計画では、海岸保全施設が整備されない場合に海岸背後地の家屋や土地等に被害が発生すると予想される以下の地域を「防護すべき地域」とする。

- 高潮・波浪** ■高潮や波浪の影響により、浸水等の被害が生じる危険性のある地域。
- 侵食** ■今後、侵食が進むと予測される地域及び現時点で砂浜の保全・回復の必要性が認められる地域。
- 地震及び津波** ■今後発生が予想される南海トラフ地震及び津波の影響により、浸水等の被害が生じる危険性のある地域。

(2) 防護水準

海部灘沿岸における「防護水準」は以下を基準とする。

- 高潮・波浪** ■過去の台風等から想定される異常潮位と30年確率波浪を対象とし、越波、浸水の被害から背後地を守ることを基本的な目標とする。
■越波・浸水等の被害が予測される地域では、被災歴、住民意見、環境や利用面を考慮しながら、必要に応じて人工リーフ・緩傾斜堤などによる面的防護を進める。
- 侵食** ■現状の汀線を保全、維持することを基本的な目標とする。
■汀線が後退し背後地への被害が予測される地域では、人工リーフ・養浜など面的防護による侵食防止と汀線の回復を図る。
- 地震及び津波** ■今後発生が予想される南海トラフ地震及び津波を対象とし、津波による浸水の被害から背後地を守ることを基本的な目標とする。

※高潮・波浪の防護水準は、背後地の状況や地域のニーズに応じて海岸管理者が適切に定めることとする。

1) 高潮・波浪、侵食に対する防護水準

防 護 水 準

沿岸名	市町村	所管	高潮・波浪			侵食
			計画高潮位 (T.P.m)	波浪		
			H ₀ (沖波波高:m)	T ₀ (沖波周期:秒)	計画安全度	
海部灘	東洋町・室戸市(東)	港湾局	2.2	12.9	15.8	現状の汀線維持 もしくは 必要に応じた 汀線の回復
		水・国土局	2.2			
		水産庁	2.1~2.2	8.1~12.2	13.8~15.6	
		農振局	3.6			

出典：沖波推算資料 港湾構造物設計指針 高知県港湾局港湾課
南海地域沖波推算調査報告書（昭和61年3月）
全国海岸保全施設整備水準調査票〔設計高潮位〕（平成13年）

・ 気候変動を踏まえた防護水準の変更

2-2. 海岸の防護の目標

(1) 防護すべき地域

本計画では、海岸保全施設が整備されない場合に海岸背後地の家屋や土地等に被害が発生すると予想される以下の地域を「防護すべき地域」とする。

- 高潮・波浪** ■高潮や波浪の影響により、浸水等の被害が生じる危険性のある地域。
- 侵食** ■今後、侵食が進むと予測される地域及び現時点で砂浜の保全・回復の必要性が認められる地域。
- 地震及び津波** ■今後発生が予想される南海トラフ地震及び津波の影響により、浸水等の被害が生じる危険性のある地域。

(2) 防護水準

海部灘沿岸における「防護水準」は以下を基準とする。

- 高潮・波浪** ■2℃上昇において、2100年時点で予測される設計高潮位と30年確率波浪を対象とし、越波、浸水の被害から背後地を守ることを基本的な目標とする。
■越波・浸水等の被害が予測される地域では、社会経済状況や背後地の人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況等の将来変化、被災歴、住民意見、環境や利用面を考慮しながら、ハード・ソフトを組み合わせた気候変動への適用策を進める。
- 侵食** ■気候変動による海面上昇に伴う海浜地形変化は、沖合を含めた広い範囲に及ぶため、海岸保全施設のみによる制御は現実的でない。このため、防護・環境・利用の調和を目指して実現可能な海岸保全手法を総合的に定めることを基本とする。
■海岸状況をモニタリングし、侵食への対応が遅れないよう、海浜地形の変化を予測しつつ、順応的砂浜管理を進める。汀線が後退し、海岸保全上の問題となることが予測される地域では、環境・利用面も含めた海岸特性を考慮しながら、海岸保全施設の整備と養浜を組み合わせた面的防護、地域全体で取り組む総合的土砂管理など、各地域に適した砂浜保全を進める。
- 地震及び津波** ■今後発生が予想される南海トラフ地震及び津波を対象とし、津波による浸水の被害から背後地を守ることを基本的な目標とする。

※高潮・波浪の防護水準は、背後地の状況や地域のニーズに応じて海岸管理者が適切に定めることとする。

2-2. 海岸の防護の目標

(1) 防護すべき地域

本計画では、海岸保全施設が整備されない場合に海岸背後地の家屋や土地等に被害が発生すると予想される以下の地域を「防護すべき地域」とする。

高潮・波浪	■高潮や波浪の影響により、浸水等の被害が生じる危険性のある地域。
侵食	■今後、侵食が進むと予測される地域及び現時点で砂浜の保全・回復の必要性が認められる地域。
地震及び津波	■今後発生が予想される南海トラフ地震及び津波の影響により、浸水等の被害が生じる危険性のある地域。

(2) 防護水準

海部灘沿岸における「防護水準」は以下を基準とする。

高潮・波浪	■過去の台風等から想定される異常潮位と30年確率波浪を対象とし、越波、浸水の被害から背後地を守ることを基本的な目標とする。 ■越波・浸水等の被害が予測される地域では、被災歴、住民意見、環境や利用面を考慮しながら、必要に応じて人工リーフ・緩傾斜堤などによる面的防護を進める。
侵食	■現状の汀線を保全、維持することを基本的な目標とする。 ■汀線が後退し背後地への被害が予測される地域では、人工リーフ・養浜など面的防護による侵食防止と汀線の回復を図る。
地震及び津波	■今後発生が予想される南海トラフ地震及び津波を対象とし、津波による浸水の被害から背後地を守ることを基本的な目標とする。

※高潮・波浪の防護水準は、背後地の状況や地域のニーズに応じて海岸管理者が適切に定めることとする。

1) 高潮・波浪、侵食に対する防護水準

防 護 水 準

沿岸名	市町村	所管	高潮・波浪			侵食	
			計画高潮位 (T.P.:m)	波浪			
			H ₀ (沖波波高:m)	T ₀ (沖波周期:秒)	計画安全度		
海部灘	東洋町・室戸市(東)	港湾局	2.2	12.9	15.8	1/30確率波 (30年に1度の 確率で発生する 高波浪を想定)	現状の汀線維持 もしくは 必要に応じた 汀線の回復
		水・国土局	2.2				
		水産庁	2.1~2.2	8.1~12.2	13.8~15.6		
		農振局	3.6				

出典：沖波推算資料 港湾構造物設計指針 高知県港湾局港湾課
南海地域沖波推算調査報告書(昭和61年3月)
全国海岸保全施設整備水準調査票[設計高潮位](平成13年)

・ 気候変動に関する追記
・ 気候変動を踏まえた防護水準の変更

1) 高潮・波浪に対する防護水準

① 防護水準

2℃上昇において、2100年時点ですべて予測される結果を基に見直した結果を以下に示す。

なお、以下に示す防護水準は、現時点で得られている知見や将来予測データ等に基づき設定したものであり、気候変動は長期的に発現することを踏まえると、今後の新たな知見や観測データの蓄積等に基づき、概ね5年毎を目安に点検し、適宜、見直しを行っていく必要がある。

併せて、今後、社会経済状況や背後地の人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況等が変化することも想定されることから、防護水準だけではなく、気候変動への適応策や対策の実施時期・優先順位なども含め、例えば、IPCC 評価報告書は5年程度で更新されること等を踏まえ、海岸保全基本計画の内容や進捗状況を点検する等したうえで、概ね5年毎を目安に点検し、適宜、計画を見直し、順応的な管理を推進する必要がある。

防 護 水 準

沿岸名	市町村	所管	高潮・波浪			計画安全度
			計画高潮位 (T.P.:m)	波浪		
			H ₀ (沖波波高:m)	T ₀ (沖波周期:秒)		
海部灘	東洋町・室戸市(東)	港湾局	2.9	13.2	16.0	1/30確率 (30年に1度の 確率で発生する 高波浪を想定)
		水・国土局	2.9			
		水産庁	2.9	8.2~12.4	13.9~15.7	
		農振局	2.9			

※1：設計高潮位について、施設整備にあたっての段階的な防護水準は、2100年時点での平均海面水位の上昇量に、施設整備時点及び施設の耐用年数に応じた潮位偏差の増量を加えて設定する。設定にあたっては、設計着手時点での新たな知見や地域特性等も踏まえるものとする。

※2：所管の港湾局と水・国土局は国土交通省の港湾局と水管理・国土保全局を、水産庁と農林水産省の水産庁と農村振興局を示す。

出典：第3回 高知県海岸保全施設技術検討会資料 (R7.12)

なし

・ 気候変動に関する追記

② 段階的な防護水準（設計高潮位）

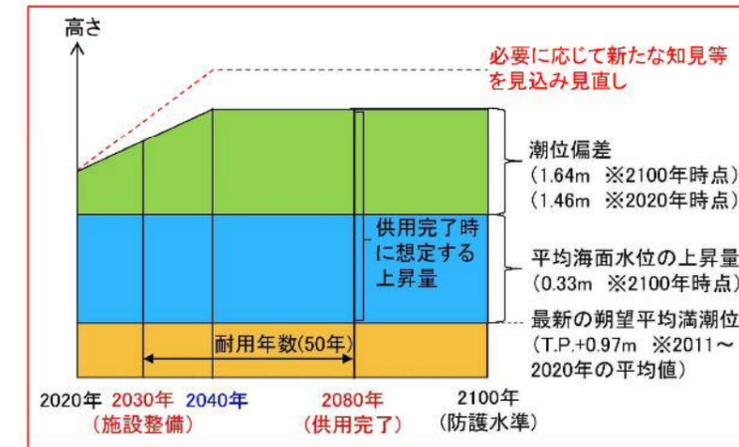
気候変動には不確実性があることから将来の予測結果が変わる可能性があり、また、海岸保全の対策範囲は広範囲にわたり対策実施には長期間を要することから、設計高潮位について、以下の考えに基づき、段階的な防護水準を設定する。

平均海面水位は、既に明瞭な上昇傾向があり、今後も上昇することが確実である。また、平均海面水位の上昇量は、SSP1-2.6（RCP2.6）シナリオ（2℃上昇相当）における平均値を基に設定しているが、今後上昇量が大きくなることも想定される。そのため、施設の整備時期や耐用年数にかかわらず、2100年時点の平均海面水位の上昇量（0.33m）を予め見込む。

一方、潮位偏差の増大は、現時点では平均海面水位の上昇に比べて確実性が低い。そのため、施設の整備・更新までには時間を要することも踏まえ、d4PDFを活用し設定した潮位偏差の増大量を段階的に見込んだ防護水準を設定する。

具体的には、SSP1-2.6（RCP2.6）シナリオ（2℃上昇相当）では世界平均地表気温が2040年にピークを迎え、以降一定になると予測されていることを踏まえ、潮位偏差は2040年までは線形的に上昇し、2040年以降は一定になると仮定し、施設整備時点及び施設の耐用年数（一般的な供用期間である50年を基に長寿命化計画に基づく施設の健全度評価結果等を踏まえ設定）に応じた増大量を見込む。

また、防護水準は、今後の新たな知見や観測データの蓄積等に基づき、概ね5年毎を目安に点検し、適宜、見直しを行っていく。



※潮位偏差、期望平均満潮位の値は、土佐湾沿岸の値を例示

段階的な防護水準（設計高潮位）のイメージ

2) 地震及び津波に対する防護水準

南海トラフを震源とする地震・津波は数十年～百数十年間隔で周期的に発生している。高知県では、過去にこの南海地震による地震の揺れや津波により、甚大な被害を受けてきた。特に津波被害について、近年では、1946年の昭和南海地震や1960年のチリ地震があげられる。

さらに2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する地震・津波災害を踏まえ、高知県では、今後近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震対策の加速化と抜本的強化が急務となっている。

①地震対策

揺れに対する対策

a. 水門・海岸堤防などの耐震性能の向上を図る。

②津波対策

津波対策としては、昭和南海地震やチリ地震による津波で大きな被害を受けた須崎港で、津波防波堤の建設と海岸堤防の嵩上げを進めてきたところである。

しかしながら内閣府中央防災会議専門調査会（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 平成23年9月）より平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な津波被害を教訓とした、今後の津波対策が示された。

	津波のレベル	基本的な考え方
比較的発生頻度の高い津波	最大クラスに比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年～百数十年の頻度）	<u>海岸保全施設等の整備を行う上で対象とする津波</u>
最大クラスの津波	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波	総合的な防災対策を構築する上で想定する津波

◆発生頻度の高い津波に対する海岸保全施設等による対策の考え方

- 従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定しており、水位低減、津波到達時間の遅延などで一定の効果を発揮。
- 最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等を整備することは、費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。
- 人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確

2) 地震及び津波に対する防護水準

南海トラフを震源とする地震・津波は数十年～百数十年間隔で周期的に発生している。高知県では、過去にこの南海地震による地震の揺れや津波により、甚大な被害を受けてきた。特に津波被害について、近年では、1946年の昭和南海地震や1960年のチリ地震があげられる。

さらに2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に起因する地震・津波災害を踏まえ、高知県では、今後近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震対策の加速化と抜本的強化が急務となっている。

① 地震対策

揺れに対する対策

a. 水門・海岸堤防などの耐震性能の向上を図る。

② 津波対策

津波対策としては、昭和南海地震やチリ地震による津波で大きな被害を受けた須崎港で、津波防波堤の建設と海岸堤防の嵩上げを進めてきたところである。

しかしながら内閣府中央防災会議専門調査会（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 平成23年9月）より平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な津波被害を教訓とした、今後の津波対策が示された。

	津波のレベル	基本的な考え方
比較的発生頻度の高い津波	最大クラスに比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年～百数十年の頻度）	<u>海岸保全施設等の整備を行う上で対象とする津波</u>
最大クラスの津波	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波	総合的な防災対策を構築する上で想定する津波

◆発生頻度の高い津波に対する海岸保全施設等による対策の考え方

- 従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定しており、水位低減、津波到達時間の遅延などで一定の効果を発揮。
- 最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等を整備することは、費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

保の観点から、引き続き、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

津波に対する対策

a. 比較的発生頻度の高い津波（数十年～百数十年の頻度）に対しては、人命・財産を守る対策を行っていく。

・今後の海岸保全施設等の津波対策を行って行くうえで想定する比較的発生頻度の高い津波については、地形・地域性等を勘案して、一連のまとまりのある海岸線に分割した地域海岸ごとに設計津波の水位*の設定を行う。

海岸堤防の天端高さは、設計津波の水位を前提として、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、河川整備計画等総合的に考慮して適切に決定する。

※「設計津波の水位」とは、海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設に到達する恐れが多い津波として、海岸管理者が定めた津波の高さ。なお、新たな知見等により設計津波水位を見直す必要が生じた場合は、再設定を行うものとする。

海部灘沿岸における地域海岸および設計津波の水位を以下に示す。

地域海岸名	左記地域海岸に存する地区海岸区間	対象地震	
		対象地震	設計津波の水位 (T.P.m)
東洋甲浦①地域海岸	甲浦港海岸	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	8.4
東洋甲浦②地域海岸	甲浦港海岸	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	12.3
東洋生見地域海岸	生見海岸	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	9.8
海部灘地域海岸	野根海岸～室戸岬海岸	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	7.5

・ 気候変動に関する追記

○人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して海岸保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

津波に対する対策

a. 比較的発生頻度の高い津波（数十年～百数十年の頻度）に対しては、人命・財産を守る対策を行っていく。

・今後の海岸保全施設等の津波対策を行って行くうえで想定する比較的発生頻度の高い津波については、地形・地域性等を勘案して、一連のまとまりのある海岸線に分割した地域海岸ごとに設計津波の水位*の設定を行う。

海岸堤防の天端高さは、設計津波の水位を前提として、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、河川整備計画等総合的に考慮して適切に決定する。

※「設計津波の水位」とは、海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設に到達する恐れが多い津波として、海岸管理者が定めた津波の高さ。なお、新たな知見等により設計津波の水位を見直す必要が生じた場合は、再設定を行うものとする。

海部灘沿岸における地域海岸および設計津波の水位を以下に示す。

地域海岸名	左記地域海岸に存する地区海岸区間	現在気候 ※1		将来気候 ※2	
		対象地震	設計津波の水位 (T.P.m)	対象地震	設計津波の水位 (T.P.m)
東洋甲浦①地域海岸	甲浦港海岸	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	8.4	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	8.8
東洋甲浦②地域海岸	甲浦港海岸	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	12.3	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	12.3
東洋生見地域海岸	生見海岸	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	9.8	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	10.1
海部灘地域海岸	野根海岸～室戸岬海岸	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	7.5	中央防災会議(2003) 東南海・南海二連動地震	7.5

※1 現在気候は、第8回高知県海岸保全基本計画推進委員会（H26.3）を経て設定された設計津波の水位を記載。
 ※2 将来気候は、2012年に内閣府（南海トラフ巨大地震モデル検討会）が公表した津波解析データの地形を基本として、2100年時点の期望平均満潮位を考慮した津波シミュレーションによる結果と現在気候を比較して高い水位を記載。
 ※ 海岸保全施設の整備状況や地形の特性等により、局所的に設計津波の水位を超える場合には必要に応じて対策を行う。また、今後、平均海面水位の上昇量や海浜地形が大きく変わる場合には、その状況を反映した津波シミュレーション等を行い、設計津波の水位について、適宜、見直しを行うものとする。

b.設計津波の水位を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できる対策を行っていく。

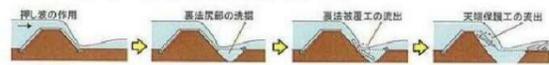
- ・設計津波の水位を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設の破壊、倒壊に至るまでの時間を少しでも長くし、人命を守るための避難時間を稼ぐ構造上の工夫を施す。
- ・迅速な復旧を可能とするよう、施設が全壊に至る可能性を少しでも減らす減災効果を目指した構造上の工夫を施す。
- ・粘り強い構造については研究が進められており、新たな技術開発の進展を踏まえつつ、最も効果的な工夫を施す。

■ 海岸堤防等の粘り強い構造

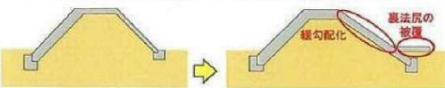
「粘り強い構造」の基本的な考え方：設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した構造上の工夫を施すこと。

①裏法尻部、裏法勾配

- ・被災形態：津波が海岸堤防を越流した後、裏法尻部の地面等を洗掘。これをきっかけに裏法被覆工等の損壊、流失等を引き起こす。



- ・工法：裏法尻部に保護工を設置すること等により被覆さらに、裏法尻部の被覆に加え、裏法を緩勾配化



②天端保護工、裏法被覆工、表法被覆工

- ・被災形態：津波の高速な水流による天端保護工、裏法被覆工の流失や堤体土の吸出し。（引き波においても同様の被災形態が考えられる。）

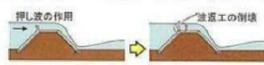


- ・工法：天端保護工や裏法被覆工、表法被覆工の部材厚の確保、部材間の連結（重量や強度の確保）



③波返工

- ・被災形態：津波の波圧の作用による、波返工の倒壊等。



- ・工法：天端まで盛土構造とする工法（海岸堤防の設計外力を高潮でなく津波とする場合）の検討や、波返工を採用する場合の、配筋による補強



粘り強い構造のイメージ図

出典：平成23年12月15日付け 国土交通省、農林水産省通知「海岸堤防等の粘り強い構造および耐震対策について」

b.設計津波の水位を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できる対策を行っていく。

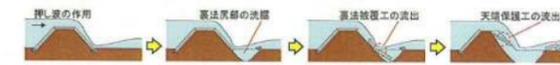
- ・設計津波の水位を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設の破壊、倒壊に至るまでの時間を少しでも長くし、人命を守るための避難時間を稼ぐ構造上の工夫を施す。
- ・迅速な復旧を可能とするよう、施設が全壊に至る可能性を少しでも減らす減災効果を目指した構造上の工夫を施す。
- ・粘り強い構造については研究が進められており、新たな技術開発の進展を踏まえつつ、最も効果的な工夫を施す。

■ 海岸堤防等の粘り強い構造

「粘り強い構造」の基本的な考え方：設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した構造上の工夫を施すこと。

①裏法尻部、裏法勾配

- ・被災形態：津波が海岸堤防を越流した後、裏法尻部の地面等を洗掘。これをきっかけに裏法被覆工等の損壊、流失等を引き起こす。

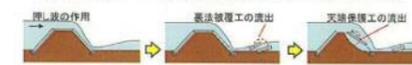


- ・工法：裏法尻部に保護工を設置すること等により被覆さらに、裏法尻部の被覆に加え、裏法を緩勾配化



②天端保護工、裏法被覆工、表法被覆工

- ・被災形態：津波の高速な水流による天端保護工、裏法被覆工の流失や堤体土の吸出し。（引き波においても同様の被災形態が考えられる。）



- ・工法：天端保護工や裏法被覆工、表法被覆工の部材厚の確保、部材間の連結（重量や強度の確保）



③波返工

- ・被災形態：津波の波圧の作用による、波返工の倒壊等。



- ・工法：天端まで盛土構造とする工法（海岸堤防の設計外力を高潮でなく津波とする場合）の検討や、波返工を採用する場合の、配筋による補強



粘り強い構造のイメージ図

出典：平成23年12月15日付け 国土交通省、農林水産省通知「海岸堤防等の粘り強い構造および耐震対策について」

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

《海部灘沿岸の基本方針》

● 室戸阿南海岸国定公園等の貴重な海岸環境の保全と継承

急峻な岩礁や海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の優れた景観を有し、アカウミガメの産卵地やサンゴの群集地など希少な生物の生息地となっている海部灘の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりをめざし、優れた海岸環境を次世代へ継承していく。

3-1. 海岸環境の整備及び保全に関する方向性

■ 「生態系の保全」

- ・多様な生態系や学術上貴重な自然環境を保全するため、沿岸域から背後の山地、森林まで含めた環境保全の取り組みを推進する。
- ・良好な生物生息場となるガラモ場^{※1}や白浜海岸周辺の干潟の保全・回復により、沿岸域の生物多様性の確保に努める。
- ・座礁タンカーによる重油流出など緊急時の環境保全対策の検討が必要である。

■ 「優れた自然景観の保全」

- ・白砂青松等の名勝や自然公園など優れた海岸景観を保全するため、砂浜・沿岸植生・景観の適正かつ総合的な保全・維持に配慮する。

■ 「沿岸水質の保全」

- ・都市部では下水道整備が進みつつあるものの、沿岸市町村からの生活雑排水が海域、特に内湾などの閉鎖性水域の水質に与える影響は大きく、流入対策が必要である。

■ 「開発と保全との調和」

- ・断崖絶壁など利用に不適な地形を除き、自然海岸といえども何らかの人為的な影響を受けるのが現状である。このため開発に際しては海岸環境への影響を充分検討し、海岸の動植物や貴重な動植物の生息、景観等にできるだけ配慮する必要がある。
- ・海岸保全施設の整備に際しては、素材や構造、配置の工夫により生物の産卵場や生息場を確保するよう努めるなどゆたかな海づくりの視点も必要である。

■ 「海岸漂着物・ゴミ対策」

- ・台風通過後の大量の流木等の漂着物やゴミ処理などの行政による海岸清掃は、財政的な問題もあり十分とはいえない。平成 21 年 7 月 15 日に施行された「海岸漂着物処理促進法」では、海岸管理者に海岸漂着ゴミ等の処理対策が義務付けられた。平成 21～23 年度に環境省が創設したグリーンニューディール基金、H25～26 年度の海岸漂着物地域対策推進事業などを利用し海岸漂着物の処理を進めてきたが、今後も引き続き海岸管理者として漂着ゴミ等の処理を実施していく必要がある。また、地元のボランティアによる美化活動も限界があり、環境問題として官民一体となった総合的な対策を講じる必要がある。

^{※1} ガラモ場：ホンダワラ類の海藻によって構成される藻場。岩礁性。

・ 時点更新

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

《海部灘沿岸の基本方針》

● 室戸阿南海岸国定公園等の貴重な海岸環境の保全と継承

急峻な岩礁や海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の優れた景観を有し、アカウミガメの産卵地やサンゴの群集地など希少な生物の生息地となっている海部灘の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりをめざし、優れた海岸環境を次世代へ継承していく。

3-1. 海岸環境の整備及び保全に関する方向性

■ 「生態系の保全」

- ・多様な生態系や学術上貴重な自然環境を保全するため、沿岸域から背後の山地、森林まで含めた環境保全の取り組みを推進する。
- ・良好な生物生息場となるガラモ場^{※1}や白浜海岸周辺の干潟の保全・回復により、沿岸域の生物多様性の確保に努める。
- ・座礁タンカーによる重油流出など緊急時の環境保全対策の検討が必要である。

■ 「優れた自然景観の保全」

- ・白砂青松等の名勝や自然公園など優れた海岸景観を保全するため、砂浜・沿岸植生・景観の適正かつ総合的な保全・維持に配慮する。

■ 「沿岸水質の保全」

- ・都市部では下水道整備が進みつつあるものの、沿岸市町村からの生活雑排水が海域、特に内湾などの閉鎖性水域の水質に与える影響は大きく、流入対策が必要である。

■ 「開発と保全との調和」

- ・断崖絶壁など利用に不適な地形を除き、自然海岸といえども何らかの人為的な影響を受けるのが現状である。このため開発に際しては海岸環境への影響を充分検討し、海岸の動植物や貴重な動植物の生息、景観等にできるだけ配慮する必要がある。
- ・海岸保全施設の整備に際しては、素材や構造、配置の工夫により生物の産卵場や生息場を確保するよう努めるなどゆたかな海づくりの視点も必要である。

■ 「海岸漂着物・ゴミ対策」

- ・台風通過後の大量の流木等の漂着物やゴミ処理などの行政による海岸清掃は、財政的な問題もあり十分とはいえない。平成 21 年 7 月 15 日に施行された「海岸漂着物処理促進法」では、海岸管理者に海岸漂着ゴミ等の処理対策が義務付けられた。平成 21～23 年度に環境省が創設したグリーンニューディール基金、平成 25 年度以降に実施されている海岸漂着物地域対策推進事業などを利用し海岸漂着物の処理を進めてきたが、今後も引き続き海岸管理者として漂着ゴミ等の処理を実施していく必要がある。また、地元のボランティアによる美化活動も限界があり、環境問題として官民一体となった総合的な対策を講じる必要がある。

^{※1} ガラモ場：ホンダワラ類の海藻によって構成される藻場。岩礁域。

■「森・川・海のつながりに配慮した環境保全」

- ・森と川と海とのつながりに配慮し、水源涵養地となる森林の保全や流域水質対策など源流域から河川、沿岸域に至る流域全体での対策との連携を図ることで、沿岸域の多様な生態系を維持し、海の恵みを育む海域環境の保全を図る。
- ・流域内の異なる環境に生活する人々がそれぞれの恩恵を体感し、相互理解をより深められるよう、イベントやレクリエーション等を通じた交流を図る。
- ・海岸環境保全に対する意識の向上を図るため、全ての人々が海岸の自然に触れ、親しむことのできる美しくうおいのある海岸づくりに努める。
- ・広域かつ地域に密着した対策が重要となるため、県民や事業者、ボランティア団体、NPO等の自主的な活動の支援体制づくりを進める。
- ・流域の環境に関わる全ての行政主体、所管部署が連携し、総合的な対策に努める事も重要である。

【流域全体での環境保全】

ゆたかな森、陸を巡る川、そしてその先に広がる恵みの海は、自然の営みにおいて、また古くからの人間とのつながりの中で、それぞれが異なる機能を有しているかのようにみえる。しかしながら、森と川、そして海は、“水”によってつながれた一連のシステムとして機能しており、それぞれの環境に配慮した環境保全を一体的に進めていく必要がある。

近年、漁民による植林活動が全国各地で広く展開されているが、その背景には、森の土壌に蓄えられた様々な栄養分が河川の水を通じて海へと流れ込み、海の生態系を支えているという考えがある。こうして育まれたゆたかな海は、全ての人々に多くの水産資源やうおいある憩いの場を提供し、様々な恩恵をもたらしてくれる。しかし、森・川・海が互いに深く結びついているということは、いずれかひとつが損なわれることによって、全体としての機能が失われる危険性があることを示している。

「森・川・海」のつながりを保全し、自然が持つ能力を最大限に高めていくためには、まず流域に住む全ての人々が、異なる立場の状況を相互に理解しあい、それぞれに実行可能な対策を進めていけるよう体制づくりに努める必要がある。

■「森・川・海のつながりに配慮した環境保全」

- ・森と川と海とのつながりに配慮し、水源涵養地となる森林の保全や流域水質対策など源流域から河川、沿岸域に至る流域全体での対策との連携を図ることで、沿岸域の多様な生態系を維持し、海の恵みを育む海域環境の保全を図る。
- ・流域内の異なる環境に生活する人々がそれぞれの恩恵を体感し、相互理解をより深められるよう、イベントやレクリエーション等を通じた交流を図る。
- ・海岸環境保全に対する意識の向上を図るため、全ての人々が海岸の自然に触れ、親しむことのできる美しくうおいのある海岸づくりに努める。
- ・広域かつ地域に密着した対策が重要となるため、県民や事業者、ボランティア団体、NPO等の自主的な活動の支援体制づくりを進める。
- ・流域の環境に関わる全ての行政主体、所管部署が連携し、総合的な対策に努める事も重要である。

【流域全体での環境保全】

ゆたかな森、陸を巡る川、そしてその先に広がる恵みの海は、自然の営みにおいて、また古くからの人間とのつながりの中で、それぞれが異なる機能を有しているかのようにみえる。しかしながら、森と川、そして海は、“水”によってつながれた一連のシステムとして機能しており、それぞれの環境に配慮した環境保全を一体的に進めていく必要がある。

近年、漁民による植林活動が全国各地で広く展開されているが、その背景には、森の土壌に蓄えられた様々な栄養分が河川の水を通じて海へと流れ込み、海の生態系を支えているという考えがある。こうして育まれたゆたかな海は、全ての人々に多くの水産資源やうおいある憩いの場を提供し、様々な恩恵をもたらしてくれる。しかし、森・川・海が互いに深く結びついているということは、いずれかひとつが損なわれることによって、全体としての機能が失われる危険性があることを示している。

「森・川・海」のつながりを保全し、自然が持つ能力を最大限に高めていくためには、まず流域に住む全ての人々が、異なる立場の状況を相互に理解しあい、それぞれに実行可能な対策を進めていけるよう体制づくりに努める必要がある。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

《海部灘沿岸の基本方針》

● **海洋レクリエーションなどの海岸利用の促進と利用マナーの向上**

サーフィンなど海部灘特有の海洋レクリエーションや、ゆたかな自然を活かした体験学習などの場、あるいは憩いの場といった海岸利用の促進を図ると共に、こうした利用と漁業活動との調整や、アカウミガメの産卵地など貴重な自然環境の保全など海岸利用のルールづくり、マナー啓発などによって適正な利用を促進していく。

4-1. 海岸における公衆の適正な利用を促進するための方向性

■ 「親しみやすく、うるおいある海辺空間の創出」

- ・安全性の確保と自然環境の保全を基本とした適正な利用の推進を前提とする。
- ・将来性ゆたかな子供達に海辺や海辺の生き物とふれあう原体験の場、環境学習の場を提供できるよう、自然環境を活かした遊歩道や親水護岸等の整備を検討する。
- ・子供や高齢者、障害者に配慮したユニバーサルデザインの採用など、誰もが海辺に親しめるよう海岸利用施設のバリアフリー化に努める。
- ・交通アクセスや駐車場、トイレの整備など適度な利便性の向上に努めると共に、快適な利用を持続できるよう適正な維持・管理に努める。

■ 「海洋レクリエーション等による海岸利用の活性化と漁業利用の振興」

- ・資源量の減少、漁業従事者の高齢化、後継者不足を改善するため、漁場環境の保全に努め、体験漁業などの施策により、漁業の付加価値を高める必要がある。
- ・通年利用が見込まれる施設の整備に際しては、周辺住民の生活や漁業利用者の受益を損なわぬよう、十分に調整を行う。
- ・椎名のみこし洗いなどの伝統行事やサーフィン選手権など海岸における催事の場として重要な海岸の保全に努める。
- ・佐喜浜港のホエールウォッチングなど地域性を活かした体験観光などにより、海洋性レジャー拠点としての海岸利用の活性化対策を推進する。

■ 「沿岸域住民のネットワークづくり」

- ・沿岸域施設の利用者や観光客によるゴミ放置や違法駐車、プレジャーボートの違法係留等に地元住民は迷惑している。条例等の法的規制だけでなく、地域住民による自主的な美化活動や利用者のマナー啓発などの施策を推進する。
- ・海岸清掃等のボランティアや環境学習など地域に根ざした自主的活動のリーダーとなる人材を育てるため、行政主体や所管部署が連携し、情報の収集・公開や講演会など学習や体験の機会を設けるよう努める。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

《海部灘沿岸の基本方針》

● **海洋レクリエーションなどの海岸利用の促進と利用マナーの向上**

サーフィンなど海部灘特有の海洋レクリエーションや、ゆたかな自然を活かした体験学習などの場、あるいは憩いの場といった海岸利用の促進を図ると共に、こうした利用と漁業活動との調整や、アカウミガメの産卵地など貴重な自然環境の保全など海岸利用のルールづくり、マナー啓発などによって適正な利用を促進していく。

4-1. 海岸における公衆の適正な利用を促進するための方向性

■ 「親しみやすく、うるおいある海辺空間の創出」

- ・安全性の確保と自然環境の保全を基本とした適正な利用の推進を前提とする。
- ・将来性ゆたかな子供達に海辺や海辺の生き物とふれあう原体験の場、環境学習の場を提供できるよう、自然環境を活かした遊歩道や親水護岸等の整備を検討する。
- ・子供や高齢者、障害者に配慮したユニバーサルデザインの採用など、誰もが海辺に親しめるよう海岸利用施設のバリアフリー化に努める。
- ・交通アクセスや駐車場、トイレの整備など適度な利便性の向上に努めると共に、快適な利用を持続できるよう適正な維持・管理に努める。

■ 「海洋レクリエーション等による海岸利用の活性化と漁業利用の振興」

- ・資源量の減少、漁業従事者の高齢化、後継者不足を改善するため、漁場環境の保全に努め、体験漁業などの施策により、漁業の付加価値を高める必要がある。
- ・通年利用が見込まれる施設の整備に際しては、周辺住民の生活や漁業利用者の受益を損なわぬよう、十分に調整を行う。
- ・椎名のみこし洗いなどの伝統行事やサーフィン選手権など海岸における催事の場として重要な海岸の保全に努める。
- ・佐喜浜港のホエールウォッチングなど地域性を活かした体験観光などにより、海洋性レジャー拠点としての海岸利用の活性化対策を推進する。

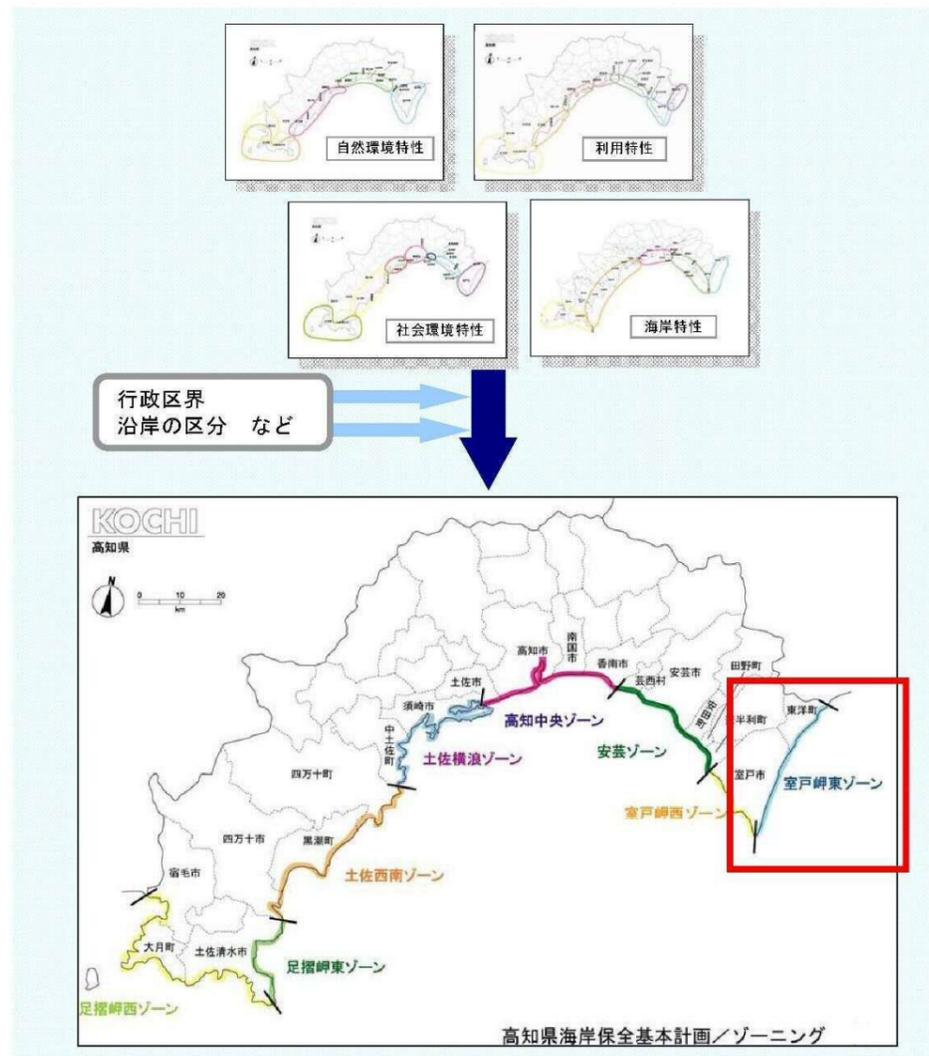
■ 「沿岸域住民のネットワークづくり」

- ・沿岸域施設の利用者や観光客によるゴミ放置や違法駐車、プレジャーボートの違法係留等に地元住民は迷惑している。条例等の法的規制だけでなく、地域住民による自主的な美化活動や利用者のマナー啓発などの施策を推進する。
- ・海岸清掃等のボランティアや環境学習など地域に根ざした自主的活動のリーダーとなる人材を育てるため、行政主体や所管部署が連携し、情報の収集・公開や講演会など学習や体験の機会を設けるよう努める。

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

高知県では、地域性を活かした海岸保全の推進に向けて、自然環境(地形 等)、社会環境(アクセス 等)、利用状況(沿岸施設 等)、海岸特性(侵食、高潮、津波 等)などの地域特性を整理し、計画の策定区分や推進体制等の面から行政区界、沿岸区分についても考慮の上、海岸域を8ゾーンに区分している。

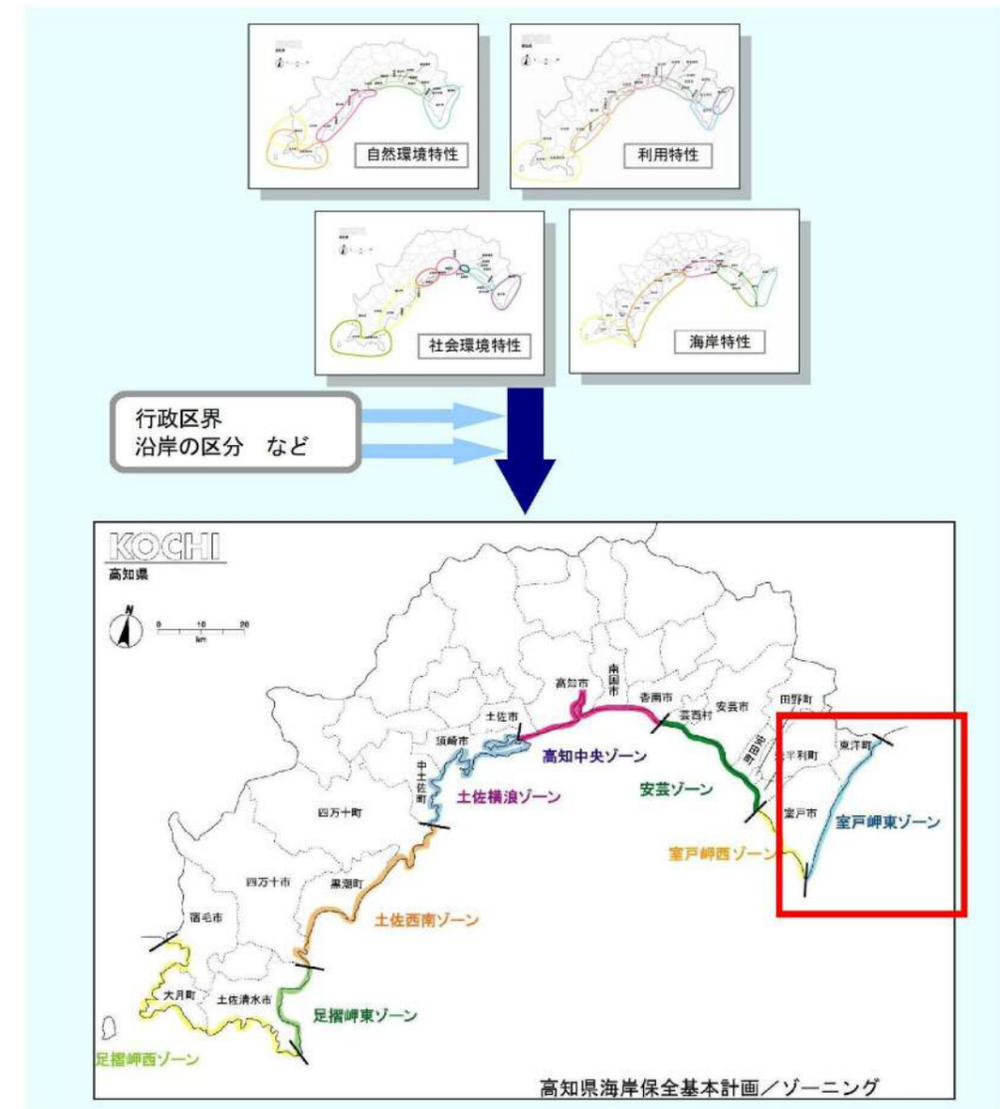
この中で海部灘沿岸（高知県域）は、室戸岬東ゾーンの1ゾーンに区分されているため、ゾーン別の整備基本方針は、先に示した防護・環境・利用面の基本方針に準ずる。



5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

高知県では、地域性を活かした海岸保全の推進に向けて、自然環境(地形 等)、社会環境(アクセス 等)、利用状況(沿岸施設 等)、海岸特性(侵食、高潮、津波 等)などの地域特性を整理し、計画の策定区分や推進体制等の面から行政区界、沿岸区分についても考慮の上、海岸域を8ゾーンに区分している。

この中で海部灘沿岸（高知県域）は、室戸岬東ゾーンの1ゾーンに区分されているため、ゾーン別の整備基本方針は、先に示した防護・環境・利用面の基本方針に準ずる。



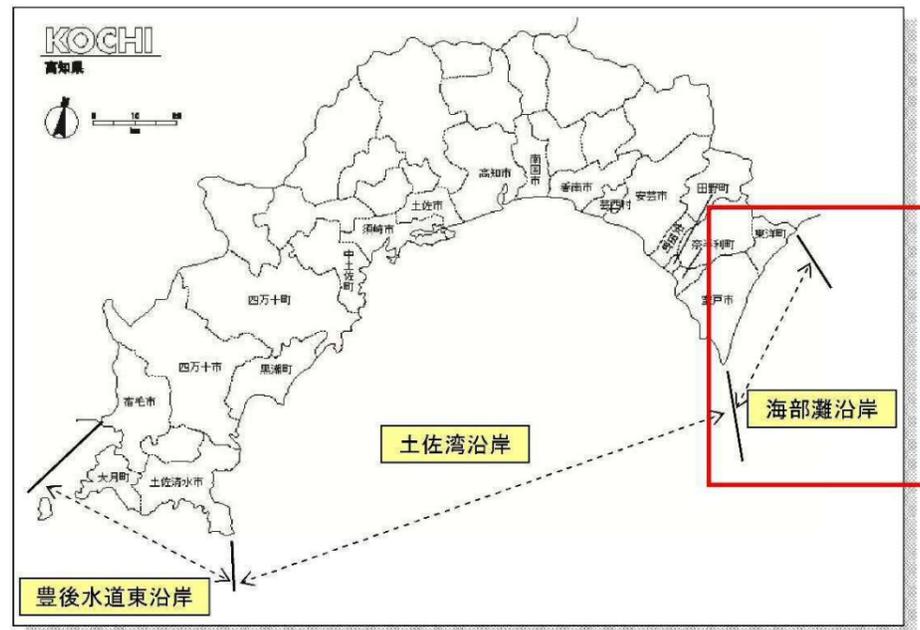
第2章 海岸保全施設の整備等に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

1-1. 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

海岸保全施設を新設又は改良しようとする対象海岸区域は、防護面における背後地の重要度、緊急性や現状の整備、地元要望等を踏まえた上で、今後概ね20年間に着手すべき整備対象海岸区域を抽出し、一覧表に整理した。

なお、今後、抽出した整備対象海岸以外において局部改良や老朽化対策等の事業の必要が生じた場合においても、当基本計画の理念に反しない範囲において適切に整備を行うものとする。



整備等対象海岸区域

・気候変動に関する追記

第2章 海岸保全施設の整備等に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

1-1 ハード・ソフト対策を組み合わせた気候変動への適応策

気候変動には不確実性があること等から、段階的な防護水準を設定し段階的なハード対策を実施していく。その際、ハード対策のみで防御できるレベルには限界があること、ハード対策の完了までには時間を要すること等を踏まえ、ハード対策だけでなくソフト対策についても適切に組み合わせる。

ハード・ソフト対策の検討にあたっては、社会経済状況や背後地の人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況等の将来変化について考慮する。また、組み合わせの検討にあたっては、外力の規模だけでなくその発生確率と発生する人的・経済的被害をかけた地域災害リスクを定量化し、その上でハード対策、ソフト対策のそれぞれの特性限界を認識して適切な組み合わせを提示し、避難や土地利用規制といったソフト対策との関係性のなかで堤防高等のハード対策を決定する。

ハード・ソフトの対策について、今後の新たな知見や観測データの蓄積等も踏まえ、概ね5年毎を目安に点検し、適宜、見直しを行っていく。

なお、海岸侵食の進行については、不明確な部分が多く、平均海面水位の上昇や波高の変化に加え、波向の変化による影響も想定されるため、今後の新たな知見や観測データの蓄積等も踏まえ、継続的に検討を行っていくこととし、現時点では、平均海面水位の上昇と潮位偏差の増大を対象に、段階的な対策の検討を進めていく。

●ハード対策

- ・気候変動の不確実性等を考慮し、段階的なハード対策を実施。
- ・将来の施設改良等を考慮した手戻りのない構造、粘り強い堤防整備等にも取り組む。
- ・整備時期や整備水準、実施箇所の優先順位も検討（リアルオプション分析も参考となる）。
- ・予防保全の視点から長寿命化計画等に基づく適切な施設の維持管理を実施。
- ・高さの確保だけでなく、順応的砂浜管理や総合土砂管理等も含めた面的防護を推進。

●ソフト対策

- ・施設のみで防御できるレベルには限界がありハードとソフトを適切に組み合わせ。
- ・国と県と市町村がそれぞれの役割のもと密接に連携し、高潮浸水想定区域の指定、津波災害警戒区域の見直し、津波災害特別警戒区域の指定、ハザードマップや避難計画の作成、土地利用規制や事前復興計画も踏まえた防災まちづくり等の都市計画との調整等、総合的な対策を行う。

●段階的な対策の考え方

- ・気候変動には不確実性があること、対策実施には長期間を要することから、施設の耐用年数、背後地の将来変化等を考慮し、段階的な対策を実施。
- ・ハード対策の実施時期、整備水準、実施箇所の優先順位も設定。
- ・段階的な対策は、施設の健全度、事後的な対策の難易度、背後地の将来変化等も考慮し整備時期・整備水準を検討するとともに、ソフト対策での対応も検討。

なし

・ 気候変動に関する追記

【想定される適応策の例】

高潮・高波に対する対策

- ・ 現況の堤防高が気候変動の影響を考慮した将来の必要天端高に対して不足する場合には、堤防の高上げ、離岸堤の高上げ、ヘッドランドの整備・改良、養浜等の順応的な砂浜管理、さらには山地から海岸までの総合土砂管理等の対策を実施する。
- ・ ただし、想定よりも砂浜が減少する場合や、将来においても計画規模を超える高潮や最大クラスの高潮が発生する可能性があること等も念頭に、ソフト対策を適切に組み合わせる。
- ・ ソフト対策については、高潮浸水想定区域の指定、ハザードマップや避難計画の作成、土地利用規制などの都市計画との調整、防護ラインの見直し、浜堤の保全、津波避難タワーの高潮避難での活用を想定した改良など、実現性を踏まえながら必要に応じて実施する。

侵食に対する対策

- ・ 平均海面水位が今後も上昇することは確実であり、平均海面水位の上昇によって、砂浜の水没及び土砂移動による汀線後退が進み、今後、海岸侵食がさらに進行することが予想されることから、侵食対策を進めていくことはますます重要となる。一方、海岸侵食は、平均海面水位の上昇だけでなく、波向の変化にも影響を受ける。ただし、現時点では不明確な部分が多いことから、今後の新たな知見や観測データの蓄積等も踏まえ、引き続き、検討していく。
- ・ 気候変動の影響を考慮した侵食対策については、離岸堤の高上げやヘッドランドの整備・改良を行うとともに、養浜等の順応的な砂浜管理、さらには総合土砂管理による海岸域への土砂の供給に取り組むなど、総合的な対策を行う。
- ・ また、海岸侵食が進行し海岸堤防前面の水深が深くなると、基礎部の露出等により海岸堤防が被災することや、平均海面水位の上昇量以上に波のうちあげ高が増大する危険性が高まることも想定される。このため、海岸保全基本方針に示されている「予測を重視した順応的砂浜管理」の考え方に沿って、継続的なモニタリングにより海浜地形の変化や越波の状況を適切に把握しつつ、海浜地形の将来変化の予測に基づき必要に応じた対策を実施する。

津波に対する対策

- ・ 今後詳細な検討を行った結果、海岸保全施設の整備状況や地形の特性等により、局所的に設計津波の水位を超える場合には、堤防の高上げ等の気候変動に適応するための追加の対策を実施する。
- ・ また、今後の新たな知見や観測データの蓄積等も踏まえ、平均海面水位の上昇量や海浜地形が大きく変わる場合には、その状況を反映した津波シミュレーション等を行い、設計津波の水位や追加のハード対策について、適宜、見直しを行う。
- ・ なお、設計津波の水位は比較的頻度の高い数十年から百数十年の頻度で発生している津波を対象としており、設計津波以上の規模の津波（最大クラスの津波等）に対しては住民避難等のソフト対策で対応する。

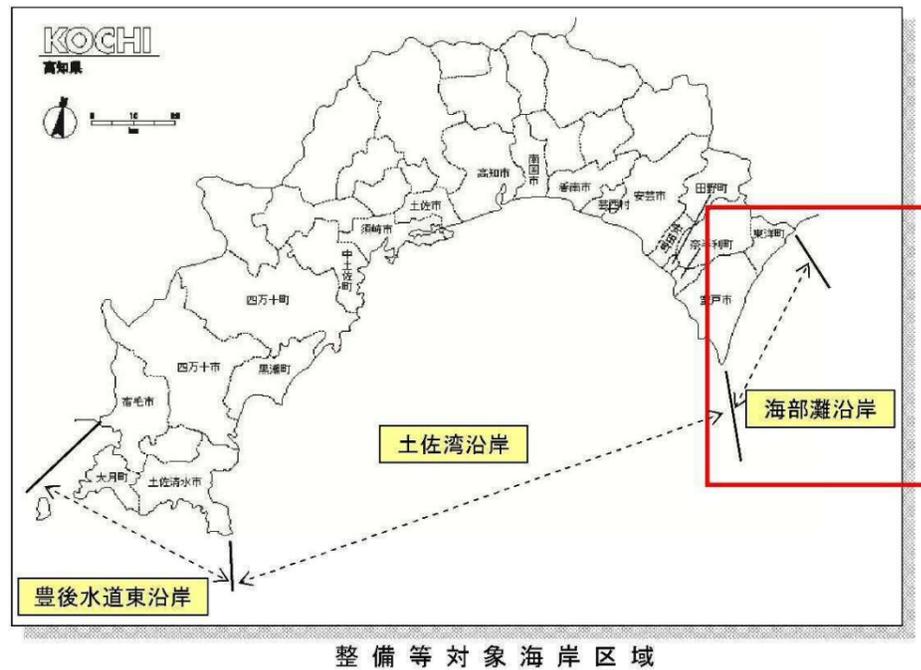
第2章 海岸保全施設の整備等に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

1-1. 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

海岸保全施設を新設又は改良しようとする対象海岸区域は、防護面における背後地の重要度、緊急性や現状の整備、地元要望等を踏まえた上で、今後概ね20年間に着手すべき整備対象海岸区域を抽出し、一覧表に整理した。

なお、今後、抽出した整備対象海岸以外において局部改良や老朽化対策等の事業の必要が生じた場合においても、当基本計画の理念に反しない範囲において適切に整備を行うものとする。



・記載内容の変更

1-2 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域

海岸保全施設を新設又は改良しようとする対象海岸区域は、防護面における背後地の重要度、緊急性や現状の整備、地元要望等を踏まえた上で、今後概ね20年間に整備対象としていく整備対象海岸区域を抽出し、一覧表に整理した。

特に、人口や経済、社会インフラが集積する高知市とその周辺(香南市手結から土佐市宇佐間)における整備を促進する。その他の地域では、浸水区域内人口のほか、防災拠点や医療拠点、緊急輸送道路などの重要度についてエリアごとに検討し、順次整備を進めていく。整備にあたっては、現状の施設整備状況、施設の耐用年数(50年程度)、災害発生の危険度、地域毎の特性(背後地の人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況)等を踏まえ、効果的・効率的な対策となるよう整備時期・整備水準や実施箇所の優先順位についても検討していく。

なお、今後、抽出した整備対象海岸以外において、高潮、侵食、地震・津波対策等の事業の必要が生じた場合においても、当基本計画の理念に反しない範囲において適切に整備を行うものとする。

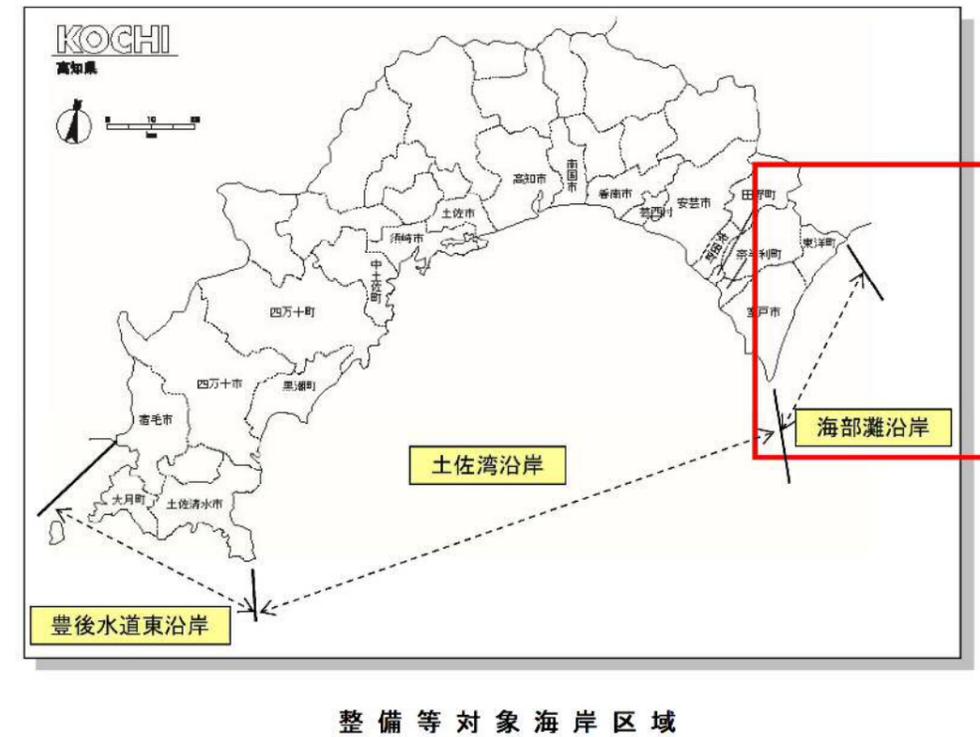


表 整備対象海岸区域一覧

ゾーン名	NO.	地区海岸名	所管	市町村名	海岸線延長(m)	整備対象	整備内容
海	1	甲浦港海岸	港湾局	東洋町	9,150	◎	人工地盤、避難路、堤防(改良)等
	2	生見海岸	水・国土局	〃	753	◎	堤防(改良)等
	3	東野根漁港海岸	水産庁	〃	1,280		
	4	野根海岸	水・国土局	〃	1,712	◎	離岸堤
	5	野根漁港海岸	水産庁	〃	584	◎	堤防(改良)等
	6	ゴロゴロ海岸	水・国土局	〃	1,050		
	7	茶園海岸	水・国土局	〃	750		
部	8	水尻海岸	水・国土局	東洋町 室戸市	702		
	9	淀ノ磯(1)海岸(耕)	農振局	室戸市	1,174	◎	堤防工、堤防(改良)等
灘	10	淀ノ磯(2)海岸(耕)	農振局	〃	92	◎	堤防工、堤防(改良)等
	11	入木海岸	水・国土局	〃	540	◎	離岸堤
	12	根丸海岸	水・国土局	〃	2,740	◎	離岸堤
	13	佐喜浜港海岸	港湾局	〃	2,770	◎	堤防工
	14	都呂海岸(耕)	農振局	〃	600	◎	堤防工、堤防(改良)等
	15	尾崎海岸(要指定)	水・国土局	〃	1,500	◎	緩傾斜堤、養浜
	16	立岩海岸	水・国土局	〃	1,565	◎	堤防(改良)等
沿	17	鹿岡海岸	水・国土局	〃	1,888	◎	消波堤、堤防(改良)等
	18	清水漁港海岸	水産庁	〃	320		
	19	椎名漁港海岸	水産庁	〃	1,314		
	20	椎名海岸	水・国土局	〃	540		
	21	日沖漁港海岸	水産庁	〃	345		
	22	丸山海岸	水・国土局	〃	695	◎	堤防(改良)等
	23	三津漁港海岸	水産庁	〃	1,453	◎	堤防(改良)等
	24	三津高岡海岸	水・国土局	〃	1,160	◎	堤防(改良)等
	25	高岡漁港海岸	水産庁	〃	2,370	◎	堤防(改良)等
	26	室戸岬海岸	水・国土局	〃	548		

注：所管の港湾局と水・国土局は国土交通省の港湾局と水管理・国土保全局を、水産庁と農振局は農林水産省の水産庁と農振局を示す。
No.3 東野根漁港海岸については平成17年3月の漁港廃止に伴い廃止。

1-1-1. 高知県 海岸保全施設地震・津波対策の整備方針

人口や経済、社会インフラが集積する高知市とその周辺(香南市手結から土佐市 宇佐間)で整備を促進。

その他の地域では、浸水区域内人口のほか、防災拠点や医療拠点、緊急輸送道路などの重要度についてエリアごとに検討し、順次整備を進めていく。

1-2. 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置

前項で選定した整備対象海岸区域(一覧表に◎を付加)について海岸保全施設の整備方針、施設の種類の種類、規模、配置等を巻末にシート様式及び海岸保全施設整理表、海岸保全施設配置図として示す。

なお、本計画で整備対象海岸毎に定める整備計画(整備しようとする施設の種類の種類、配置等)は、今後、事業の実施に際して必要となる詳細検討に向けた整備の方向性を示すものである。具体的な工法や構造、施設規模等については、詳細検討の段階において必要な調査、検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。

・時点更新

表 整備対象海岸区域一覧

ゾーン名	NO.	地区海岸名	所管	市町村名	海岸線延長(m)	整備対象	整備内容
海	1	甲浦港海岸	港湾局	東洋町	9,150	◎	人工地盤、避難路、堤防(改良)等
	2	生見海岸	水・国土局	〃	753	◎	堤防(改良)等
	3	東野根漁港海岸	水産庁	〃	1,280		
	4	野根海岸	水・国土局	〃	1,712	◎	離岸堤
	5	野根漁港海岸	水産庁	〃	584	◎	堤防(改良)等
	6	ゴロゴロ海岸	水・国土局	〃	1,050		
	7	茶園海岸	水・国土局	〃	750		
部	8	水尻海岸	水・国土局	東洋町 室戸市	702		
	9	淀ノ磯(1)海岸(耕)	農振局	室戸市	1,174	◎	堤防(改良)等
灘	10	淀ノ磯(2)海岸(耕)	農振局	〃	92	◎	堤防(改良)等
	11	入木海岸	水・国土局	〃	540	◎	離岸堤
	12	根丸海岸	水・国土局	〃	2,740	◎	離岸堤
	13	佐喜浜港海岸	港湾局	〃	2,770	◎	堤防(改良)等
	14	都呂海岸(耕)	農振局	〃	600	◎	堤防(改良)等
	15	尾崎海岸(要指定)	水・国土局	〃	1,500	◎	緩傾斜堤、養浜
	16	立岩海岸	水・国土局	〃	1,565	◎	堤防(改良)等
沿	17	鹿岡海岸	水・国土局	〃	1,888	◎	消波堤、堤防(改良)等
	18	清水漁港海岸	水産庁	〃	320		
	19	椎名漁港海岸	水産庁	〃	1,314		
	20	椎名海岸	水・国土局	〃	540		
	21	日沖漁港海岸	水産庁	〃	345		
	22	丸山海岸	水・国土局	〃	695	◎	堤防(改良)等
	23	三津漁港海岸	水産庁	〃	1,453	◎	堤防(改良)等
	24	三津高岡海岸	水・国土局	〃	1,160	◎	堤防(改良)等
	25	高岡漁港海岸	水産庁	〃	2,370	◎	堤防(改良)等
	26	室戸岬海岸	水・国土局	〃	548		

注：所管の港湾局と水・国土局は国土交通省の港湾局と水管理・国土保全局を、水産庁と農振局は農林水産省の水産庁と農振局を示す。

No.3 東野根漁港海岸については平成17年3月の漁港廃止に伴い廃止。

1-3 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置

前項で選定した整備対象海岸区域(一覧表に◎を付加)について海岸保全施設の整備方針、施設の種類の種類、規模、配置等を巻末にシート様式及び海岸保全施設整理表、海岸保全施設配置図として示す。

なお、本計画で整備対象海岸毎に定める整備計画(整備しようとする施設の種類の種類、配置等)は、今後、事業の実施に際して必要となる詳細検討に向けた整備の方向性を示すものである。具体的な工法や構造、施設規模等については、詳細検討の段階において必要な調査、検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。

1-3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の新設又は改良によって、侵食・浸水から防護される受益地域について、海岸保全施設整備が予定されている海岸背後の土地利用状況、受益範囲等を巻末にシート様式及び海岸保全施設整理表、海岸保全施設配置図として示す。

2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な維持・修繕等の措置を講じる。

また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、海岸保全施設の背後地を津波・高潮等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保するため、予防保全の考えのもと、早期に施設の長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

2-1. 海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の存する区域を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

2-2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

2-3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案した維持又は修繕の考え方を、巻末の海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

なお、維持又は修繕の方法は、今後策定する長寿命化計画の内容に合わせ、適時見直すものとする。

1-4 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の新設又は改良によって、侵食・浸水から防護される受益地域について、海岸保全施設整備が予定されている海岸背後の土地利用状況、受益範囲等を巻末にシート様式及び海岸保全施設整理表、海岸保全施設配置図として示す。

2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な維持・修繕等の措置を講じる。

また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、海岸保全施設の背後地を津波・高潮等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保するため、予防保全の考えのもと、早期に施設の長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

2-1 海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の存する区域を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案した維持又は修繕の考え方を、巻末の海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

なお、維持又は修繕の方法は、今後策定する長寿命化計画の内容に合わせ、適時見直すものとする。

付記 ～ 計画の推進にあたって ～

1. 高知県がめざす海岸のすがた

～ 海と暮らし、海を愛し、海に学ぶ ～
美しく安全で快適な南国土佐の海岸づくり

高知県は“台風銀座”と言われるように台風の常襲地帯である。急峻な山地が海岸線に迫る地形上の特徴から、沿岸部に人口や資産、都市機能が集中しており、異常気象時には越波による浸水被害が生じている。また、南海トラフ地震に伴う津波の襲来が懸念されている。堤防や離岸堤等の施設整備が順次なされているが、施設の老朽化や天端高の不足等の課題も生じており、誰もが安心して生活や利用のできる安全な海岸づくりが急務である。

一方、環境面では、多様な生態系や風光明媚な景観など高知独特のすぐれた自然を維持、保全すると共に、必要に応じ、砂浜や背後の樹林地など失われた環境の復元・回復を図ることも必要である。また、砂浜の確保や沿岸生態系の保全、漁業振興等の観点からは、源流域から河川、沿岸域に至る流域全体での対策と連携を図ることも重要である。

利用面では、限られた沿岸域の有効活用を図るため、社会状況や地元要望等を考慮の上、都市や産業、港湾、漁港機能等の調和を図りつつ、必要に応じ適切な利用を推進する。また、憩いの場やレジャー・観光資源としての整備を進める際は、周辺環境を損なわないよう駐車場等の各種利用施設の整備についても検討を行う必要がある。さらに、アクセスの確保や高齢化社会に対応した施設のバリアフリー化なども考慮に入れ、誰もが美しい海辺に親しめる整備の推進を図る。また、広い海岸を利用して行われる各種の伝統行事や、土佐日記や坂本龍馬など高知の海岸に関連する歴史・文化資源は県の観光産業を支える重要な財産であり、海岸整備に際してはこれらの郷土色ゆたかな海岸利用に対する配慮が必要である。

自然の脅威の下に厳しい表情を見せる海岸も、美しく雄大な郷土の風景も、高知県を象徴する海岸のすがたである。海岸づくりにおいては、行政や地域住民に加え県内外からの海岸利用者、民間企業など各主体が一体となってこうした「高知らしさ」と向き合い、活動を推進することが重要である。このため、意識向上に向けた各種イベントや環境教育の実施などソフト対策の充実を図る事も重要事項のひとつとなる。

・ 気候変動に関する追記

付記 ～ 計画の推進にあたって ～

1. 高知県がめざす海岸のすがた

～ 海と暮らし、海を愛し、海に学ぶ ～
美しく安全で快適な南国土佐の海岸づくり

高知県は“台風銀座”と言われるように台風の常襲地帯である。急峻な山地が海岸線に迫る地形上の特徴から、沿岸部に人口や資産、都市機能が集中しており、異常気象時には越波による浸水被害が生じている。また、南海トラフ地震に伴う津波の襲来が懸念されている。堤防や離岸堤等の施設整備が順次なされているが、施設の老朽化や天端高の不足等の課題も生じており、誰もが安心して生活や利用のできる安全な海岸づくりが急務である。

さらに、気候変動による影響を明らかにしたうえで、気候変動の影響を考慮した新たな海岸保全へ転換していく必要がある。

一方、環境面では、多様な生態系や風光明媚な景観など高知独特のすぐれた自然を維持、保全すると共に、必要に応じ、砂浜や背後の樹林地など失われた環境の復元・回復を図ることも必要である。また、砂浜の確保や沿岸生態系の保全、漁業振興等の観点からは、源流域から河川、沿岸域に至る流域全体での対策と連携を図ることも重要である。

利用面では、限られた沿岸域の有効活用を図るため、社会状況や地元要望等を考慮の上、都市や産業、港湾、漁港機能等の調和を図りつつ、必要に応じ適切な利用を推進する。また、憩いの場やレジャー・観光資源としての整備を進める際は、周辺環境を損なわないよう駐車場等の各種利用施設の整備についても検討を行う必要がある。さらに、アクセスの確保や高齢化社会に対応した施設のバリアフリー化なども考慮に入れ、誰もが美しい海辺に親しめる整備の推進を図る。また、広い海岸を利用して行われる各種の伝統行事や、土佐日記や坂本龍馬など高知の海岸に関連する歴史・文化資源は県の観光産業を支える重要な財産であり、海岸整備に際してはこれらの郷土色ゆたかな海岸利用に対する配慮が必要である。

自然の脅威の下に厳しい表情を見せる海岸も、美しく雄大な郷土の風景も、高知県を象徴する海岸のすがたである。海岸づくりにおいては、行政や地域住民に加え県内外からの海岸利用者、民間企業など各主体が一体となってこうした「高知らしさ」と向き合い、活動を推進することが重要である。このため、意識向上に向けた各種イベントや環境教育の実施などソフト対策の充実を図る事も重要事項のひとつとなる。

2. 6つの方針

● **人命、財産、国土を守り、将来世代にわたり安心して暮らせる海岸づくり**

海岸防護施設の機能を維持、補強すると共に、地域特性を踏まえ適切な防護機能の向上を図る。また、長期的な侵食対策により安定した砂浜の確保に努めるとともに、地震津波対策を着実に推進することによって、沿岸域の尊い人命や財産、都市機能を災害から守り、将来世代にわたり安全・安心・快適な海岸づくりを進める。

● **地域に根ざした日常及び緊急時の防災体制の整備に努める**

高潮・津波等の災害発生時における安全確保のため、陸こうの常時閉鎖や機械化の推進に努める。また、防護施設の点検や住民意識の向上、啓発など、日常的な対策にも努める。

● **高知の海岸及び海域における多様な生態系の維持・保全、創出をめざす**

自然保護上貴重な動植物はもちろん、高知県の海岸を特徴づける身近な自然の保全対策を推進する。また、漁業生産を支えるゆたかな水産資源の保全についても、関連部署と連携を図り、配慮に努める。さらに、開発との調和や地域性に配慮しつつ、多様な生態系を育む沿岸環境の回復や新たな生息環境の創造を図る。

● **高知の海岸を四季折々に彩る多様な景観の保全に努める**

明るく広がる太平洋と背後に迫るゆたかな山地、陸海の境界を彩る白砂青松の海岸など、高知県が有する多様な海岸景観を大切な財産と捉え、保全に努める。また、海岸にまつわる数々の歴史的・文化的資源を活かした魅力あふれる海辺の創出をめざす。

● **自然環境や歴史的・文化的資源など「高知らしさ」に触れられる海岸の創出**

高知県を特徴づける美しく長大な海岸線とゆたかな自然環境や、海と人との歴史的なつながりを象徴する歴史的・文化的資源を活かし、海洋レクリエーションでの活用のほか、地域の伝統行事や各種イベント、体験学習の場などとして、誰もが海辺に触れ、親しむ事のできる海岸づくりをめざす。

● **海岸に関わる全ての人々が協力し、美しく安全で快適な海岸づくりを進める**

誰もが安全、快適に利用できる美しい海岸の保全、創出に向け、行政、事業者及び地域住民をはじめとする全ての海岸関係者が問題意識を共有し、協力しあい、海岸の保全に向けて各自の立場で実行可能な対策を適切に進められるよう、体制づくりや啓発活動、環境学習等の実施に努める。

・ **気候変動に関する追記**

2. 6つの方針

● **人命、財産、国土を守り、将来世代にわたり安心して暮らせる海岸づくり**

海岸防護施設の機能を維持、補強すると共に、**将来の気候変動を考慮しつつ**、地域特性を踏まえ適切な防護機能の向上を図る。また、長期的な侵食対策により安定した砂浜の確保に努めるとともに、地震津波対策を着実に推進することによって、沿岸域の尊い人命や財産、都市機能を災害から守り、将来世代にわたり安全・安心・快適な海岸づくりを進める。

● **地域に根ざした日常及び緊急時の防災体制の整備に努める**

高潮・津波等の災害発生時における安全確保のため、陸こうの常時閉鎖や機械化の推進に努める。また、防護施設の点検や住民意識の向上、啓発など、日常的な対策にも努める。

● **高知の海岸及び海域における多様な生態系の維持・保全、創出をめざす**

自然保護上貴重な動植物はもちろん、高知県の海岸を特徴づける身近な自然の保全対策を推進する。また、漁業生産を支えるゆたかな水産資源の保全についても、関連部署と連携を図り、配慮に努める。さらに、開発との調和や地域性に配慮しつつ、多様な生態系を育む沿岸環境の回復や新たな生息環境の創造を図る。

● **高知の海岸を四季折々に彩る多様な景観の保全に努める**

明るく広がる太平洋と背後に迫るゆたかな山地、陸海の境界を彩る白砂青松の海岸など、高知県が有する多様な海岸景観を大切な財産と捉え、保全に努める。また、海岸にまつわる数々の歴史的・文化的資源を活かした魅力あふれる海辺の創出をめざす。

● **自然環境や歴史的・文化的資源など「高知らしさ」に触れられる海岸の創出**

高知県を特徴づける美しく長大な海岸線とゆたかな自然環境や、海と人との歴史的なつながりを象徴する歴史的・文化的資源を活かし、海洋レクリエーションでの活用のほか、地域の伝統行事や各種イベント、体験学習の場などとして、誰もが海辺に触れ、親しむ事のできる海岸づくりをめざす。

● **海岸に関わる全ての人々が協力し、美しく安全で快適な海岸づくりを進める**

誰もが安全、快適に利用できる美しい海岸の保全、創出に向け、行政、事業者及び地域住民をはじめとする全ての海岸関係者が問題意識を共有し、協力しあい、海岸の保全に向けて各自の立場で実行可能な対策を適切に進められるよう、体制づくりや啓発活動、環境学習等の実施に努める。

3. 留意すべき事項

本計画の推進にあたり、今後、留意すべき事項を以下に示す。

(1) 地域住民の参画と情報公開

計画策定段階においてアンケート調査や住民懇談会により住民意見を収集したように、計画を有効に実施するため、途中段階においても適宜、地域住民の意見・参画を得るようにする。また、事業計画の透明性と地域住民との信頼関係を構築するため、収集・整理した情報等を広く一般に公開・活用するための仕組みづくりに努める。

(2) 関連計画との整合性の確保

海岸と背後の都市・流通機能等を総合的に捉え、地域のまちづくりと一体となった取り組みを推進するため、関連部署と十分な連携を図り、国土の利用や開発に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等との整合性を確保するよう努める。

(3) 計画推進体制の確立（ネットワーク）

流域管理や総合的まちづくりなどの観点から、背後地の人口・資産等の集積状況や土地利用、海岸環境・利用、運輸、漁業活動等を勘案し、県内関連部署における情報の共有化や十分な調整を行うと共に、海岸に関係する行政機関と緊密な連携を図り、広域的、総合的な取り組みを推進する。市町村については、改正海岸法に「海岸の日常的な管理における市町村参画の推進」が明記されたことを受け、地域住民や地域環境に最も近い行政主体として積極的に地域との連携を図り、一部の海岸管理を含め本計画の適正な推進に努めることとする。

(4) 今後の調査研究

生態系や自然景観等に配慮した構造物や耐震技術については、可能なものから徐々に実現を図る。また、新しい知見や技術に関する積極的な情報収集、導入の検討に努めると共に、必要に応じ専門の研究機関や学識経験者と連携し調査、研究を進める体制づくりについても検討していく。また現在、地球温暖化に伴う長期的な海面上昇が懸念されており、海岸侵食の進行や高潮被害等の影響が生ずる恐れがある。こうした海岸保全に関する新たな問題に対し、国の動向を見据えつつ、情報収集や対策の検討、研究を進めていくことも重要である。

(5) 計画の適宜見直し

計画は長期的な展望に基づいているため、社会情勢、経済状況や地域概要の変化等に対応すべく、計画の基本的な事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直し・修正を行う。

- ・ 住民へ情報の周知に努める旨を追記
- ・ 気候変動に関する追記

3. 留意すべき事項

本計画の推進にあたり、今後、留意すべき事項を以下に示す。

(1) 地域住民の参画と情報公開

計画策定段階においてアンケート調査や住民懇談会により住民意見を収集したように、計画を有効に実施するため、途中段階においても適宜、地域住民の意見・参画を得るようにする。また、事業計画の透明性と地域住民との信頼関係を構築するため、収集・整理した情報等を広く一般に公開・活用するための仕組みづくりに努める。

(2) 関連計画との整合性の確保

海岸と背後の都市・流通機能等を総合的に捉え、地域のまちづくりと一体となった取り組みを推進するため、関連部署と十分な連携を図り、国土の利用や開発に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等との整合性を確保するよう努める。

(3) 計画推進体制の確立（ネットワーク）

流域管理や総合的まちづくりなどの観点から、背後地の人口・資産等の集積状況や土地利用、海岸環境・利用、運輸、漁業活動等を勘案し、県内関連部署における情報の共有化や十分な調整を行うと共に、海岸に関係する行政機関と緊密な連携を図り、広域的、総合的な取り組みを推進する。市町村については、改正海岸法に「海岸の日常的な管理における市町村参画の推進」が明記されたことを受け、地域住民や地域環境に最も近い行政主体として積極的に地域との連携を図り、一部の海岸管理を含め本計画の適正な推進に努めることとする。
また、県内関連部署や関係市町村と連携し、取り組みに関する種々の情報が広く住民へ周知されるように、広報活動や情報発信に努める。

(4) 今後の調査研究

生態系や自然景観等に配慮した構造物や耐震技術については、可能なものから徐々に実現を図る。また、新しい知見や技術に関する積極的な情報収集、導入の検討に努めると共に、必要に応じ専門の研究機関や学識経験者と連携し調査、研究を進める体制づくりについても検討していく。

さらに、気候変動には不確実性があること、現時点では不明確な部分が多いことを踏まえ、防護水準や適応策に関する課題（気候変動を考慮した計画外力の評価、確率評価に基づく防護水準の検討、気候変動に伴う将来の海浜変形、将来の不確実性を踏まえた対策等）に留意し、新たな知見や観測データ等を蓄積するとともに、情報収集や対策の検討、研究を進めていくことが重要である。

3. 留意すべき事項

本計画の推進にあたり、今後、留意すべき事項を以下に示す。

(1) 地域住民の参画と情報公開

計画策定段階においてアンケート調査や住民懇談会により住民意見を収集したように、計画を有効に実施するため、途中段階においても適宜、地域住民の意見・参画を得るようにする。また、事業計画の透明性と地域住民との信頼関係を構築するため、収集・整理した情報等を広く一般に公開・活用するための仕組みづくりに努める。

(2) 関連計画との整合性の確保

海岸と背後の都市・流通機能等を総合的に捉え、地域のまちづくりと一体となった取り組みを推進するため、関連部署と十分な連携を図り、国土の利用や開発に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等との整合性を確保するよう努める。

(3) 計画推進体制の確立（ネットワーク）

流域管理や総合的まちづくりなどの観点から、背後地の人口・資産等の集積状況や土地利用、海岸環境・利用、運輸、漁業活動等を勘案し、県内関連部署における情報の共有化や十分な調整を行うと共に、海岸に関係する行政機関と緊密な連携を図り、広域的、総合的な取り組みを推進する。市町村については、改正海岸法に「海岸の日常的な管理における市町村参画の推進」が明記されたことを受け、地域住民や地域環境に最も近い行政主体として積極的に地域との連携を図り、一部の海岸管理を含め本計画の適正な推進に努めることとする。

(4) 今後の調査研究

生態系や自然景観等に配慮した構造物や耐震技術については、可能なものから徐々に実現を図る。また、新しい知見や技術に関する積極的な情報収集、導入の検討に努めると共に、必要に応じ専門の研究機関や学識経験者と連携し調査、研究を進める体制づくりについても検討していく。また現在、地球温暖化に伴う長期的な海面上昇が懸念されており、海岸侵食の進行や高潮被害等の影響が生ずる恐れがある。こうした海岸保全に関する新たな問題に対し、国の動向を見据えつつ、情報収集や対策の検討、研究を進めていくことも重要である。

(5) 計画の適宜見直し

計画は長期的な展望に基づいているため、社会情勢、経済状況や地域概要の変化等に対応すべく、計画の基本的な事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直し・修正を行う。

・ 気候変動に関する追記

(5) 計画の適宜見直し

計画は長期的な展望に基づいていること、気候変動は長期的に発現することを踏まえると、今後の新たな知見や観測データの蓄積等に基づき、適宜、見直しを行っていく必要がある。

併せて、今後、社会経済状況や背後地の人口、社会インフラの整備状況、土地の利用状況等が変化することも想定されることから、防護水準だけではなく、気候変動への適用策や対策の実施時期、優先順位なども含め、例えば、IPCC 評価報告書は5年程度で更新されること等を踏まえ、海岸保全基本計画の内容や進捗状況を点検する等したうえで、概ね5年毎を目安に点検し、適宜、計画を適宜見直し・修正を行う。

巻末資料
海部灘沿岸

- シート様式
- 海岸保全施設整理表
- 海岸保全施設配置図

・新規追加

巻末資料
海部灘沿岸

- シート様式
- 2100年時点の必要天端高の試算結果
- 海岸保全施設整理表
- 海岸保全施設配置図

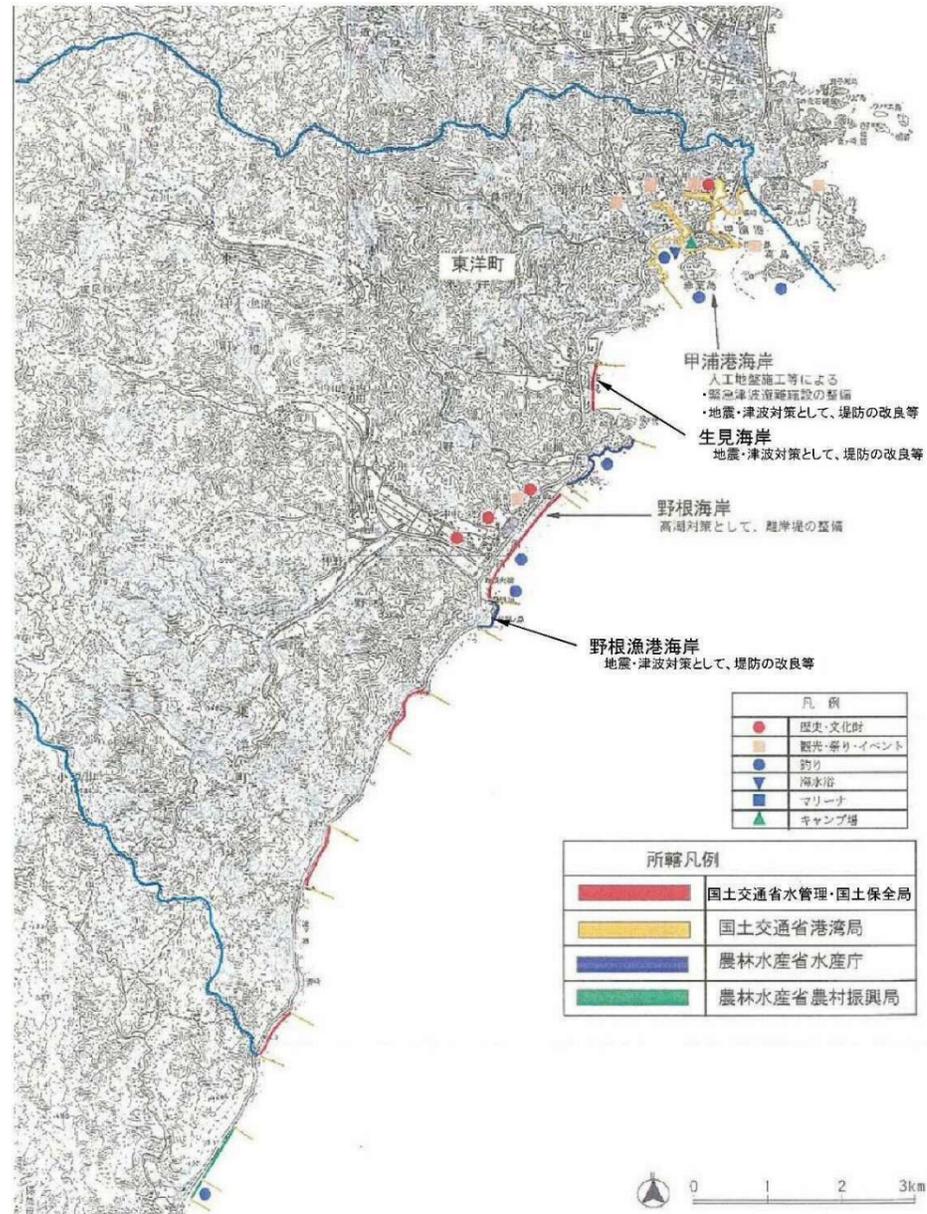
参考として例を以下に示す

現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

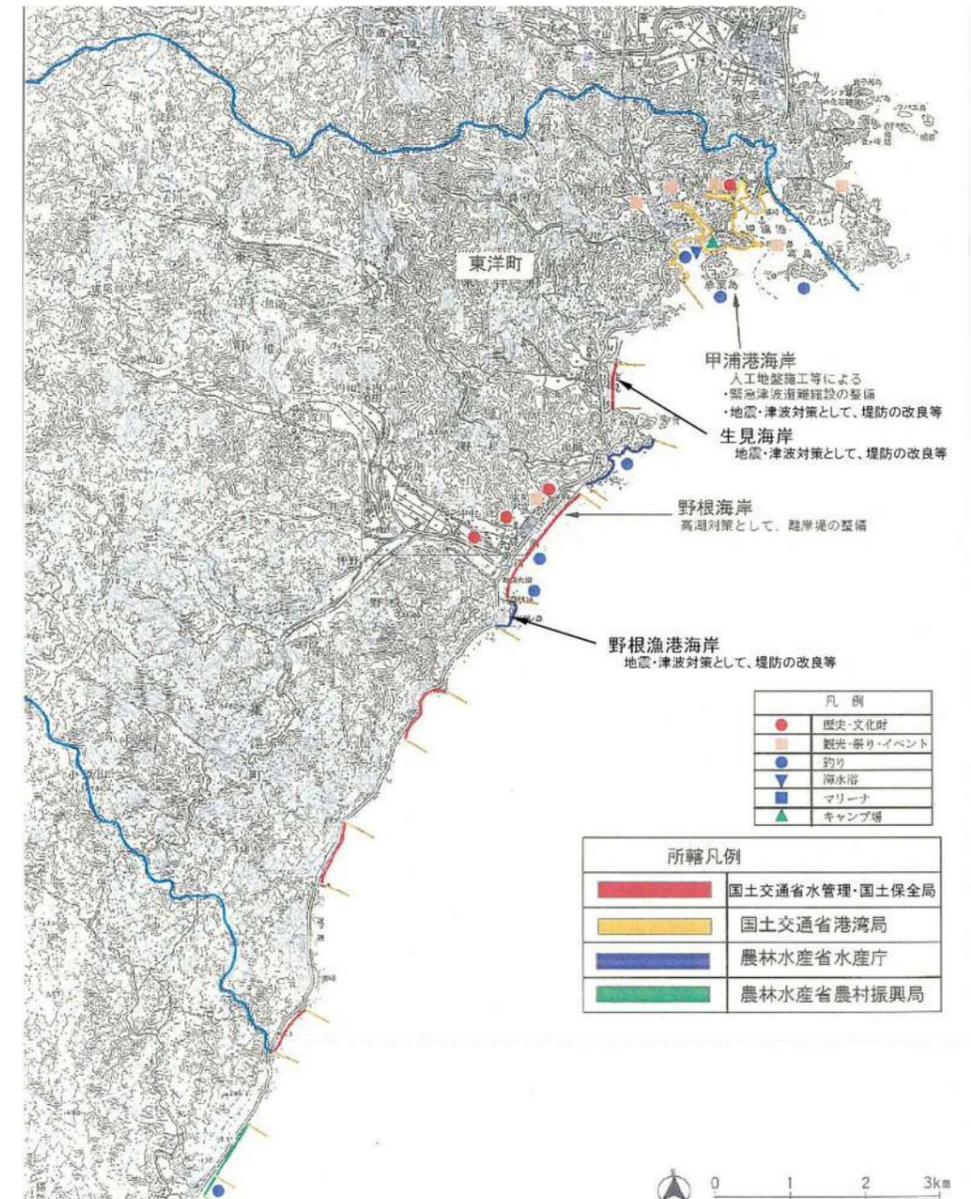
○シート様式

○シート様式



東洋町

※次ページ以降に海岸保全施設の種類、規模及び配置等を示す個表を記載する。
海岸の写真については、海岸の代表的な風景を示す写真及び背後地状況、海岸保全施設の状況が分かる写真を代表として記載する。



東洋町

※次ページ以降に海岸保全施設の種類、規模及び配置等を示す個表を記載する。
海岸の写真については、海岸の代表的な風景を示す写真及び背後地状況、海岸保全施設の状況が分かる写真を代表として記載する。

なし

・ 新規追加

○2100年時点の必要天端高の試算結果

ここで示す必要天端高は試算結果（現時点の限られた情報に基づき想定した地形条件、現況の施設条件等を基に試算した設計外力に対する必要高さ）であり、今後、詳細な検討を引き続き行っていく。また、気候変動への適応策（堤防の嵩上げや順応的な砂浜管理等、ハード・ソフト対策の組み合わせ）も含めた検討を行っていく。

なお、後述の海岸保全施設整理表に示す「規模（計画）」の堤防天端高は気候変動を考慮していない既往の計画値を示す。

・新規追加

地域海岸	海岸管理者 (所管)	地区海岸	2100年時点の必要天端高の試算結果 ^{※1}	
			津波 ^{※2} (T.P.m)	高潮 ^{※3} (T.P.m)
東洋甲浦①地域海岸	高知県(港湾局)	甲浦港海岸	8.8	4.7
東洋甲浦②地域海岸	高知県(港湾局)		12.3	
東洋生見地域海岸	高知県(水管理・国土保全局)	生見海岸	10.1	12.2
海部灘地域海岸	高知県(水管理・国土保全局)	野根海岸	7.5	11.0<6.7>
	高知県(水産庁)	野根漁港海岸		10.9<2.9>
	高知県(水管理・国土保全局)	ゴロゴロ海岸		10.9
	高知県(水管理・国土保全局)	茶園海岸		10.8
	高知県(水管理・国土保全局)	水尻海岸		10.9
	高知県(農村振興局)	淀ノ礎(1)海岸		10.9
	高知県(農村振興局)	淀ノ礎(2)海岸		10.7
	高知県(水管理・国土保全局)	入木海岸		10.8
	高知県(水管理・国土保全局)	根丸海岸		10.9<7.3>
	高知県(港湾局)	佐喜浜港海岸		10.8<9.3>
	高知県(農村振興局)	都呂海岸		10.8
	高知県(水管理・国土保全局)	尾崎海岸		10.9
	高知県(水管理・国土保全局)	立岩海岸		10.9
	高知県(水管理・国土保全局)	鹿岡海岸		10.8
	室戸市(水産庁)	清水漁港海岸		10.6<2.9>
	高知県(水産庁)	椎名漁港海岸		10.8<2.9>
	高知県(水管理・国土保全局)	椎名海岸		10.7
	室戸市(水産庁)	日沖漁港海岸		10.6
	高知県(水管理・国土保全局)	丸山海岸		10.6
	高知県(水産庁)	三津漁港海岸		10.7<2.9>
高知県(水管理・国土保全局)	三津高岡海岸	10.7		
高知県(水産庁)	高岡漁港海岸	10.8<2.9>		
高知県(水管理・国土保全局)	室戸岬海岸	11.0		

※1 現時点の限られた情報に基づき想定した地形条件、現況の施設条件等を基に試算した結果(設計外力に対する必要高さ)。 出典:第3回 高知県海岸保全施設技術検討会資料(R7.12)

※2 第2編に記載の将来気候における設計津波の水位。地域海岸において延長の長い設計津波水位を記載。

※3 各地区海岸の代表断面を対象とした試算結果(海岸保全施設による波浪低減を非考慮)。< >は海岸保全施設による波浪低減を考慮した結果(防波堤で囲まれた港湾・漁港では港内の数値を表示)。

なし

現行基本計画記載内容

変更記載内容 (案)

○海岸保全施設整理表

○海岸保全施設整理表

変更記載内容（案）

No.	河川名 (河川)	河川管理区 (河川)	区域 河川名、地区河川名 (河川)	地先自	地先至	種類	新設		規模(現状)		規模(計画)		受益の地域		維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	
1	栗津町 (岩手県)	高知県 (岩手県)	甲斐郡海岸 底604地先	安芸郡栗津町甲斐字船 底604地先	安芸郡栗津町甲斐字船 字白萩1089地先	堤防	○	771m	5.5	11.6	8.4~ 12.3	②	栗津町の一 部	栗津 堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	
2	栗津町 (水管理/国土保全局)	高知県 (水管理/国土保全局)	生見海岸	安芸郡栗津町生見字滝 川535-4地先	安芸郡栗津町生見字下 川上561-4地先	堤防	○	350m	10.2	10.2	10.2	①	栗津町の一 部	堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	
4	栗津町 (水管理/国土保全局)	高知県 (水管理/国土保全局)	野瀬海岸	安芸郡栗津町野瀬字海 底2176番地1地先	安芸郡栗津町野瀬字中 ノ谷923番地1地先	堤防	○	1,582m	11.6	—	—	—	栗津町の一 部	堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	
						堤防	—	228m	—	—	—	—	栗津町の一 部	堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	
						堤防	○	753m	—	790m	—	—	栗津町の一 部	堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	
						堤防	—	1,150m	—	—	—	—	栗津町の一 部	堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	

・時点更新

※「規模(計画)」の欄の堤防天端高については、設計津波の水位と現況堤防高を比較して高いほうを記載している(①：現況堤防高 ②：設計津波水位)

現行基本計画記載内容

No.	市町村名	河川管理区 (河川)	区域 河川名、地区河川名 (河川)	地先自	地先至	種類	新設		規模(現状)		規模(計画)		受益の地域		維持又は修繕の方法
							延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	延長等 (m)	
1	栗津町 (岩手県)	高知県 (岩手県)	中津越海岸	安芸郡栗津町中津越河内 底604地先	安芸郡栗津町中津越河内 字白萩1089地先	堤防	○	771m	5.5	11.6	8.4~ 12.3	②	栗津町の一 部	栗津 堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	
2	栗津町 (水管理/国土保全局)	高知県 (水管理/国土保全局)	生見海岸	安芸郡栗津町生見字滝 川535-4地先	安芸郡栗津町生見字下 川上561-4地先	堤防	○	350m	10.2	10.2	10.2	①	栗津町の一 部	堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	
4	栗津町 (水管理/国土保全局)	高知県 (水管理/国土保全局)	野瀬海岸	安芸郡栗津町野瀬字海 底2176番地1地先	安芸郡栗津町野瀬字中 ノ谷923番地1地先	堤防	○	1,582m	11.6	—	—	—	栗津町の一 部	堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	
						堤防	—	228m	—	—	—	—	栗津町の一 部	堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	
						堤防	○	753m	—	790m	—	—	栗津町の一 部	堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	
						堤防	—	1,150m	—	—	—	—	栗津町の一 部	堤防及び5年に1回程度の堤防点検を行 う。	

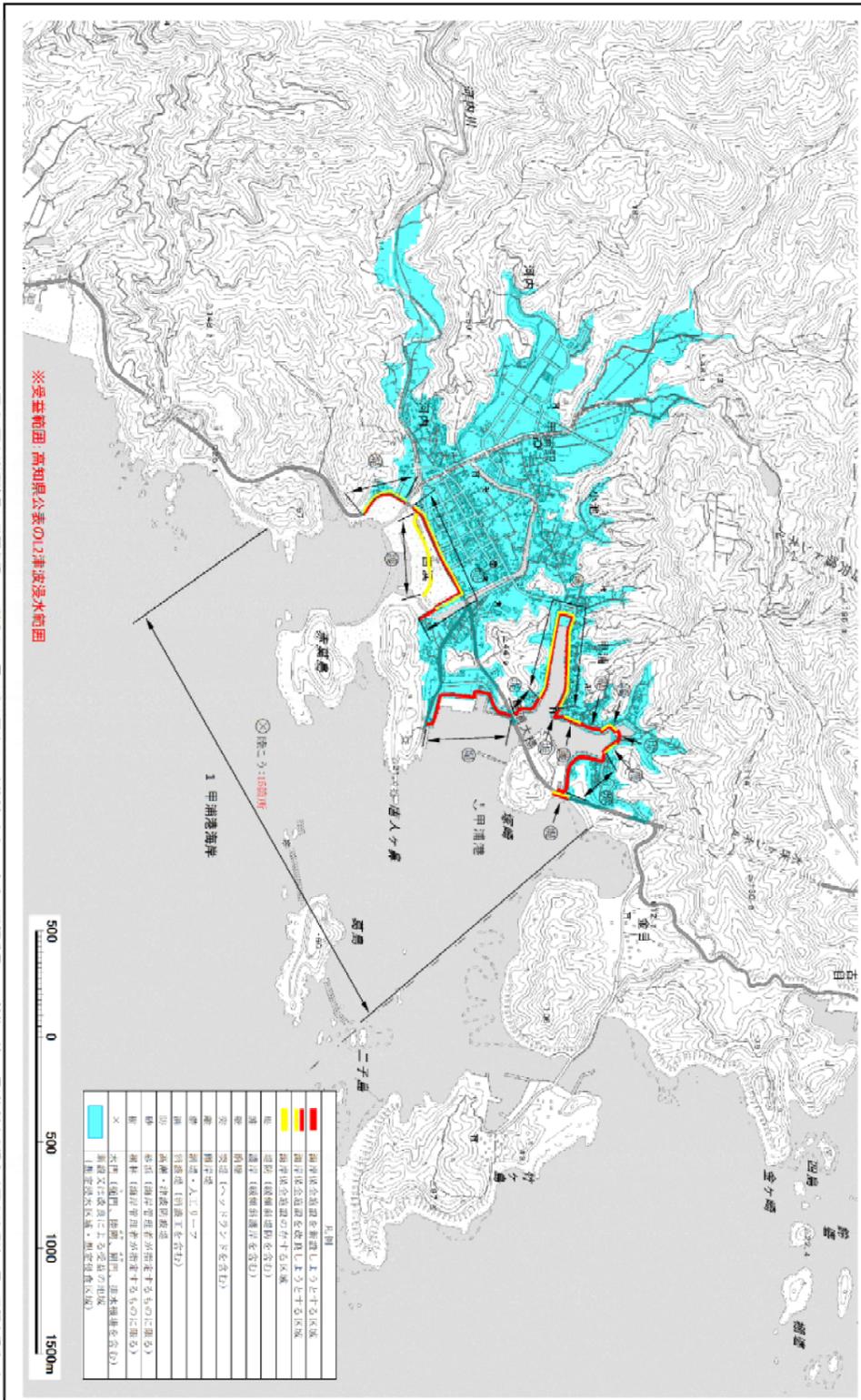
※「規模(計画)」の欄の堤防天端高については、設計津波の水位と現況堤防高を比較して高いほうを記載している(①：現況堤防高 ②：設計津波水位)

○海岸保全施設配置図

○海岸保全施設配置図

・時点更新

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸線延長m	保安延長m
1	甲浦港海岸	港湾局	高知県	東洋町	9,150	2,290



No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸線延長m	保安延長m
1	甲浦港海岸	港湾局	高知県	東洋町	9,150	2,290

